



手話言語権を実現 するためのガイドライン

WFD権利擁護ツールキット



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

目次

序文	3
第1章:はじめに	5
第2章:手話言語	8
第3章:人権	24
第4章:手話言語権	32
第5章:手話言語権の法制に関する最良の方法	42
第6章:法律を理解する	75
第7章:権利擁護活動を始める	92
	97
第8章:予定表と戦略的計画の策定	
第9章:協力関係の構築	105
第10章:立法および一般的な政治会議を成功させるためのヒント	110
資料	115

序文

世界ろう連盟（WFD）は、世界の135の加盟国と協力し、各国の手話言語が十分に認知され、尊重され、保護されるよう取り組んでいます。この度、大切な文書であるこの「手話言語権を実現するためのガイドライン」を皆様と共有できることを嬉しく思います。各国の手話言語の法的認知を通じて、世界的にろう者の平等な権利を提唱し続けているWFDにとって、本ガイドラインを作成できたことは、大きな前進になると思います。

本ガイドラインには、ろうコミュニティを強化し、各国手話言語を、「妥協のない有意義な形で法的認知」するためのツールと戦略を掲載しています。

本ガイドラインは、2019年から2023年にかけて、日本財団が助成し、WFDが実施したプロジェクト「手話言語権へのアクセスを確保する」の成果です。このプロジェクトの主な目標は、各国ろう協会に対し、自国の手話言語の法的認知を促進するための一連の資源を提供することでした。さらにWFDは、各国のろう協会の能力を強化し、情報や資源を提供し、手話言語権と基本的な価値観である「平等と無差別」に関して組織的な活動を促進するためのワークショップを実施しました。

本ガイドラインにより、「手話言語の認知を求めている各国ろう協会に知識を与え、力を与え、促進する」というWFDの目標を前進させることができます。本ガイドラインは、関連する参考文献や、手話言語の法的認知を実現した国の最新の事例を提供することで、権利擁護活動を促進します。全てのろう者が基本的人権（言語の権利）を享受できるようにするために、WFDは各国ろう協会、仲間、擁護者、政策立案者、その他全ての関係者に対し、このガイドラインを使用することを奨励します。

WFDは、日本財団の支援と、このガイドラインの開発に携わった全ての人々に感謝の意を表します。

このガイドラインによって、WFDのビジョンである「世界中のろう者が、どこでも手話言語で意思疎通できる社会へ！」に一歩近づくことができるでしょう。



WFD理事長
ジョセフ・J・マレー博士
(Dr. Joseph J. Murray)



謝辞

ジョセフ・マレー (Joseph Murray) : WFD理事長、著者
スサーナ・スティグリッチ (Susana Stiglich) : WFD手話言語権担当、著者
オードリー・サングラ (Audrey Sangla) : WFDメディアコーディネーター、ビジュアル・ビデオ全般の調整
アレクサンダー・ブックス (Alexandre Bloxs) : 専門家アドバイス
マールチェ・デ・ムールダー (Maartje De Meulder) : 専門家アドバイス、ビデオの手話
アーイシャ・ラムジュゲルナス (Ayesha Ramjugernath) : ビデオの手話
デルフィーヌ・リ・メール (Delphine Le Maire) : ビデオの脚本
アリ・プライス (Ari Price) : 校正
ジョゼ・オーガスト (Jose Augusto) : デザイン
ダニエル・オカンポ (Daniel Ocampo) : ビデオ撮影・編集
フィリペ・ルエダ (Felipe Rueda) : ビデオ撮影・編集

著作権 : 2023年世界ろう連盟
ISBN番号 : 978-952-9648-21-4 (第2版)

パートナーシップ

本ガイドラインは、世界ろう連盟 (WFD) と日本財団の協力の成果です。両者は、2020年から2023年にかけて、「手話言語権へのアクセスを確保する」と題したプロジェクトの後援のもと、協力関係を続けてきました。本ガイドラインは、「手話言語権が認知され、促進され、尊敬され、尊重される社会」という両者が共有するビジョンを示すものの1つです。



世界ろう連盟 (WFD) は、世界中の約7000万人のろう者の人権を代表し、促進する国際的な非政府組織です。WFDは135カ国のろう協会から構成される連盟であり、その使命は、「ろう者の人権と、(自己決定、手話言語、教育、雇用、地域生活など) 生活のあらゆる領域への完全で質の高い平等なアクセスを促進すること」です。WFDは国連の諮問資格を持ち、国際障害同盟 (IDA) の創設メンバーでもあります。



日本財団は、全ての人々が支え合い、共に負担や課題を軽減する社会の実現を目指すソーシャル・イノベーションを使命とする団体です。市民、企業、NPO、政府、国際機関がネットワークを構築することで、その実現を目指します。

第1章:はじめに

本ガイドラインの
本ガイドラインの構成



本ガイドラインの必要性

世界中のろう者は、自国の手話言語を使うことに対し、歴史的に差別的な状況に直面してきており、この状況は今も続いています。ろう者の日常生活では、様々な場面で、情報や意思疎通への平等かつリアルタイムなアクセスができないことにより、このような差別的状況が、組織的かつ頻繁に起こっています。

最も影響を受ける分野のひとつが教育です。ろう児は、自国の手話言語による質の高い教育が受けられないため、言語剥奪の危険にさらされています。WFDはこの状況を「深刻な人権侵害である」と考えています。

新型コロナウイルス感染症の大流行により、ろう者が、「質が高く、信頼でき、命を救うための情報・サービス」に自国の手話言語でアクセスすることが難しいこと、このため、情報・サービスへのアクセスに格差があることが浮き彫りになりました。このアクセスの欠如は、世界各地でろう者の生活に悪影響を及ぼしています。これは、ろう者の「自国の手話言語で情報を受け取る」という基本的権利に対して、公的機関の意識・認識が不足していることが原因です。

自国の手話言語を含め、自国の言語を使用する権利は、国際的な人権の枠組みで認められている原則です。この原則は、国、地域、地方レベルで理解され、実施される必要があります。これを受け、2019年の「WFD第18回評議員会」では、「2020-2030年の戦略方針」が採択され、「万人のための手話言語権に関する世界ろう連盟憲章」([和訳を読むにはこちらをクリック](#))において、各国手話言語のさらなる法的認知を呼びかけました。

WFDは、このガイドラインにより、正会員や、ろう者が主導する一般団体が、自国の手話言語の重要かつ適切な法的認知を実現するための権利擁護活動に必要な資源やツールを提供することを約束します。それとともに、各国の政策が、「生活のあらゆる分野において手話言語を使用する」という言語権を実現するために使用できる最新のデータも提供します。

本ガイドラインの狙い

本ガイドラインの目的は、手話言語による生活のあらゆる分野へのアクセスを保護する手段としての各国手話言語の法的認知の重要性について、各国ろう協会や、関心を持っている関係者をエンパワーメントする情報を提供することです。

本ガイドラインの読者は、最良の方法（ベストプラクティス）や事例研究（ケーススタディ）を通じて、情報や知識にアクセスすることができます。WFDと日本財団は、各国協会が、本ガイドラインの情報や資源を用いて、自国の手話言語の認知に向けた課題を特定し、戦略を立てられるようになることを期待しています。

このガイドラインはまた、ろう者が手話言語に対して持つ独自のニーズ（つまり自国の手話言語によるアクセスと意思疎通の必要性）を考慮し、人権と手話言語権に関する一連の資源と簡潔な情報を提供します。情報や意思疎通への完全なアクセスがないと、ろう者は他の人々と対等なレベルで社会に参加することが難しいという課題に直面することになり、また、差別や基本的人権の侵害に直面する可能性があります。

本ガイドラインの構成

「手話言語権を実現するためのガイドライン」は、使いやすく（ユーザーフレンドリーで）アクセシブルに設計されており、手話言語の認知を提唱する個人や団体にとって貴重な情報や資源を提供しています。12の章はそれぞれ独立しているため、読者は自身の関心やニーズに関連した内容を読むことができます。また、目次を確認すると、知りたい分野を簡単に探すことができます。

本ガイドラインは、国際手話と英語で情報を提供するというWFDの言語方針に従ったバイリンガルなガイドラインです。各章にあるQRコードを読み込むと、国際手話のビデオにアクセスでき、読者はガイドラインの重要な概念や戦略についてより理解を深めることができます。

実用的な資源の提供が重要であると考えているため、本ガイドラインに、ダウンロード可能な追加の資源へのリンクも掲載しました。これらの資源は、自国の手話言語を法的認知するための手話言語の権利擁護に関する戦略の調査、計画、開発に役立つ貴重な資源です。

本ガイドラインが有用な資源として利用され、世界中のろう者・ろう団体が、手話言語権を擁護できることを願っています。

第2章：手話言語

手話言語への入門

手話言語とろう教育についての考察

手話言語に関するよくある誤解



VIDEO

手話言語への入門

手話言語は何世紀にもわたって存在し、新たに出現する手話言語もあり、また手話言語は世界中のろうコミュニティで使用されてきました。複数の国において、絵、彫刻、写真、最近ではビデオなど、様々な形で手話言語が記録され、証拠が存在します。手話言語は、古代の書物やソクラテスのような作家等によっても記録されてきました。ソクラテスは、『クラテュロス』の中で、ろう者の言語について次のように書いています：「もし私たちが声や舌を持たず、互いに物事を表現したいと思ったら、手や頭、体の他の部分を動かして手話を作ろうとするのではないだろうか？」【1】。

1960年代、ウィリアム・ストーキー（William Stokoe）はアメリカ手話言語（ASL）を研究し、アメリカ手話言語（ASL）（およびあらゆる手話言語）が音声言語と同様に複雑な構造を持っていることを証明しました【ストーキー（Stokoe）等、1960年】。ストーキー（Stokoe）の画期的な研究と、彼に続く多くの研究者達によって、手話言語は音声言語と同じ価値を持つ完全な言語とみなされるようになり、手話言語にふさわしい注目と地位が与えられるようになりました。

手話言語は「視覚的・身振りの言語」であり、「高度で複雑な自然言語であり、豊富な表現力、手話言語独自の文法、語彙、ユーモア、動作形式を持つ」ものです（WFD、2019年）【2】。つまり、手話言語は、音声言語と同様に、複雑で洗練された言語であり、同じ言語特性を共有しています。言語は、手話による言語や音声による言語という異なる様式で存在できます。

手話言語を使う人は、手話言語を用いて、自分が伝えたい内容を何でも伝えることができます。単純なものから複雑なものまで、考え・アイデア・概念・感情、全てを手話言語で伝えることができます。手話言語は幼児や子どもが自然に獲得するものであり、手話言語の言語習得は音声言語と同様の時間軸で起こります。生まれた時から手話言語に触れているろう児には、言語の遅れはありません。手話言語を通して、ろう者は、言語的マイノリティとしてのアイデンティティや文化を主張できます。手話言語は、ろう者に、生活における重要な領域へのアクセスや、完全な社会参加の機会を提供します。

しかし、世界のいくつかの国では、手話言語は未だに劣った言語とみなされ、政府による適切な認知や法的認知を得られていません。世界における手話言語の数については、世界の言語に関する最も有名で最新の参考資料によると、「エスノログ」（2022）には約157の手話言語、また、「グロットログ」【マーシュトロム（Hammarström）等、2021年】には210の手話言語が記載されています。とはいえ、全ての手話言語が文書に記録されているわけではないため、世界における正確な手話言語の数は不明です。しかし、2023年現在、76カ国が自国／地域の手話言語を法的認知しています【デ・ムールダー（De Meulder）、2015年；デ・ムールダー（De Meulder）、マレー（Murray）、マッキー（McKee）、2019年；WFD、2023年】。

ろう児は、言語習得や言語獲得に問題を抱えているわけではなく、言語へのアクセスに問題を抱えています。世界中のろう児は、自国の手話言語によって自然に言語をインプットすることができない状況にあります。その結果、彼らは言語習得の遅れに直面しています。この遅れの原因は、「きこえないこと」ではなく、「ろう児が、手話言語にあふれた豊かな環境で過ごすことを妨げている政治的要因」によるものです。ひとたび自然な手話言語に接すれば、ろう児の言語習得は他の子どもと同じ発達スピードで順調に進みます。自然言

¹この引用の詳細な分析は、2008年のバウマン（Bauman）の論文にあります。

²<https://wfdeaf.org/wfd-position-paper-on-the-complementary-or-diametrically-opposed-situating-deaf-communities-within-disability-vs-cultural-and-linguistic-minority-constructs/>

（和訳を読むにはこちらをクリック）

語へのアクセスが欠如していることは、ろう児が潜在能力を十分に発揮することを妨げています。その結果、ろう者は社会への完全な参加とインクルージョンから取り残されたままになる恐れがあります。

それぞれの手話言語は、特定の使用者コミュニティの中で発展してきました。それぞれコミュニティで、それぞれの文化の特殊性を反映した手話言語が発展します。国によっては、国や地域の手話言語が2つ以上あることも記録されています（2つ以上の音声言語を持つ国があるのと同様のことです）。さらに、「先住民の手話言語」を記録し、保護し、公式に認めようと努力している国もあります {スノードン (Snoddon)、デ・ムールダー (De Meulder)、2020年}。「先住民の手話言語」とは、少数民族のろうコミュニティで自然に生まれた手話であり {マッキー (McKee) 等、2007年}、入植者の手話言語による影響を受ける以前の手話です {アダムス (Adams)、2021年}。その一例が、イギリス手話言語 (British Sign Language : BSL) の影響です。オーストラリアのBSLは、長い年月をかけて、アボリジニ (オーストラリアの先住民) の手話言語に影響を及ぼし、アボリジニの手話言語を退けました。もう一つはカナダの例で、平原インディアン (先住民) の手話言語を復興させる取組が行われています {ライス (Rice)、2020年}。ニュージーランドでは、マオリ語の指示物 (referent) や概念を記録し、ニュージーランド手話言語に追加する取組が行われています {マッキー (McKee) 等、2007年}。

手話言語を使用するろう者は、ろうコミュニティに集まっています。ろうコミュニティは、手話言語の使用と、その手話言語を取り巻く特定の文化の上に成り立っています。その意味で、ろうコミュニティは「手話言語を第1言語とする文化的・言語的マイノリティ」と定義できます (NDF、2019年)。ろう文化とは、ろうコミュニティが発展させ、コミュニティのメンバー内で共有されている文化です。ろう文化は、特定の手話言語の使用と、特定の文脈におけるろう者の視点と生活を中心に形成されます。

手話言語とろう教育についての考察

手話言語に対する理解は、時代とともに変化してきました。最初の人類と同じくらい、手話言語は古い言語です。というのも、手話言語の様々な形態について、極めて初期の言及や記述をたどることができます。ストーキー (Stokoe)、キャスターライン (Casterline)、クローネバーグ (Croneberg) の先駆的な研究 {ストーキー (Stokoe) 等、1965年} は通常、手話言語の歴史の転換点として捉えられます。なぜなら、この研究では、別の様式で表現されていたとしても、つまり、音声言語のように口頭・聴覚を用いた様式ではなく、手話言語のように視覚・身振りを用いた様式で表現されていたとしても、手話言語を本物の包括的な言語として認めたからです。

各国の手話言語が歴史的にどのように見られてきたかは、ろう者が利用できる教育機会に影響を与えてきました。ハンフリーズ (Humphries) (2013年) は、アメリカにおけるろう者の教育が、「特別教育」の「欠損モデル」から「バイリンガル教育モデル」へと変化していったのは、手話言語が自然で完全な言語として認識されるようになったことと並行して起こったと語ります。ハンフリーズ (Humphries) (2013: 10) によると、アメリカ手話言語 (ASL) は、以前は言語と見なされておらず、ろう児の認知発達には限られた価値しかないと考えられていました。ASLは、ろう児にとって「最後の砦」と見なされていました。ASLに関する研究により、ASLが完全な言語であることが示されたため、教育的文脈におけるASLの影響を見るための研究が行われました。これらの研究は、教室や家庭にASLを取り入れることで、ろう児が恩恵を受けることを示しました【3】。ろう児は、「手話をする同年代の仲間」と共に手話言語環境で教育を受けることや、生活の中でろうコミュニティと直接触れ合うことで、成長し、恩恵を受けることができます。

ろう教育の歴史は長く複雑ですが、ここでは5つの主要な出来事について考察します。参考にしたのは、ヴ

3 これらの研究の詳細については、ハンフリーズ (Humphries) (2013年) を参照してください。

アン・デン・ボガエルデ (van den Bogaerde)、ブレ (Buré)、フォルトゲンス (Fortgens) (2016年) の情報です。まず、16世紀にスペインで活躍したペドロ・ボンセ・デ・レオン (Pedro Ponce de Leon) が、知られている限り、最初のろう者の教師です。彼は、ろう教育は主に「話すことを学ぶこと」であると考えていました。これは、彼の生徒達が、裕福な貴族で、法的能力を示すためには声で話す必要があり、生徒達のニーズに合わせる必要があったという理由でした。フランスのパリで、アベ・ド・レペ (Abbe de l' Épée) (訳注: シャルル・ミシェル・ド・レペのこと) のもとで学校が設立されたことは、ろう教育において手話言語が広く使用されるようになった時代の出発点であると見なされることが多いです。これをきっかけに、ろう学校が世界各地 (ただし主にヨーロッパと西半球) に導入されました。この時期には、集会型の学校環境で手話言語が使用されるようになり、ろう学校で活躍する著名なろう教師も現れました。音声言語による指導は依然として残っており、いくつかの国 (特にドイツ語圏の国) では、教室で手話言語を使わない学校もありました。(社会ダーウィン主義や国家主義思想を含む) 19世紀後半の社会的言説の変化により、ろう者が自国の音声言語を話すことを学ぶことに再び重点が置かれるようになりました {マレー (Murray) 2007年、ベイントン (Baynton) 1996年}。この傾向は、1880年にイタリアのミラノで開催された「第2回ろう教育国際会議」(別名「1880年ミラノ会議」) で最も顕著に現れました。この会議では、「純粋な口話」指導法が推進され、ろう児が手話言語にアクセスすることが否定されました。この理念は数10年間に渡り支配力を持ち、ろう教育における手話言語の使用は大幅に減少しました。1970年代には、トータルコミュニケーションが考案、採用されました。この方法では、あらゆる形態の意思疎通と並行して手話を使用することが認められました。しかし、目標は依然として音声言語の習得でした。そして1980年代から現在までは、手話言語と音声言語によるバイリンガル教育が再び主張されています。ろう者に対するバイリンガル (または多言語) 教育は、2つの様式 (モダリティ) (口頭・聴覚と視覚・身振り) を使用するため、「バイモーダル教育」とも呼ばれています {例えば、スノードン (Snoddon)、ウェーバー (Weber)、2022年を参照してください}。この短い歴史から、ろう者の教育において手話言語が十分な役割を果たせた時期はほとんどなかったことがわかります。今日、私たちは各国の手話言語が完全な言語であり、自国の手話言語で教育を受けることでろう児が成長することを知っています。手話言語に対する理解の大きな変化 (パラダイムシフト) は、世界中のろうコミュニティに有意義な変化をもたらしましたが、ろう教育を完全に変えるには至っていません。

手話言語に関するよくある誤解

このセクションでは、各国手話言語について「最も広まっている誤解や思い違い」を紹介します。これらの「誤った説」の中には、古くから現在に至るまで続いているものもあります。それぞれの説について、なぜそれが間違っているのかを説明します。

「手話言語はどれも似ている」

多くの人は、各国の手話言語は似ていると考えています。彼らの目から見れば、各手話言語はよく似ているか、まったく同じであるからです。各国の手話言語は、手、顔、体を使って意味を表すという点では似ていますが、厳密には互いに異なるものであり、これは、各国の音声言語が互いに異なるのと同様です。音声言語と同様に、語彙 (lexicon)、語彙 (vocabulary)、文法は全て、手話言語によって異なります {ゼシャン (Zeshan)、パルフリーマン (Palfreyman)、2017年}。したがって、英語がスペイン語やフランス語と異なるのと同様に、フィンランド手話言語 (Suomalainen Viittomakieli) は、ナミビア手話言語やインドネシア手話言語 (BISINDO) とは異なります。言語の伝達 (language transmission) の歴史の結果、いくつかの国の手話言語には共通点が存在しますが、このような共通性は必ずしも音声言語と並列しているわけではありません。例えば、アメリカ手話言語 (ASL) のルーツはフランス手話言語 (LSF) であり、フィンランド手話言語のルーツはスウェーデン手話言語 (STS) ですが、それぞれの国の音声言語はかなり異なります。

「全てのろう者が使っている国際的な手話言語がある」

前述の誤解「手話言語はどれも似ている」に関連した説で、「世界中のろう者が使っている1つの手話言語『国

際的な手話言語 (an international sign language)』が存在する」という説があります。これは、一部真実でもありますが、多少誤っています。WFD (2019年) が述べているように、ろう者が同じ国の手話言語を共有していない場合に、手話の「一連の決まりごと (set of conventions)」として機能する「国際手話 (International Sign)」と呼ばれる言語接触の現象が存在します。このような状況には、世界中のろう者が参加する国際的な集会、会議、イベントなどが挙げられます。しかし、全てのろう者が国際手話を知っているわけではありません。国際手話の語彙 (lexica) は、それが使用される文脈に依存し、いくつかの文脈では、時間の経過とともに、拡張的な国際手話の語彙が出現しています {クスターズ (Kusters)、2021年}。

「手話言語には文法がない」

文法とは、言語が意味を生み出すために使用する規則の集合体です。スペイン語や英語に独自の文法規則があるように、手話言語にも独自の文法の決まりごとがあります。研究者は特定の国の手話言語の特定の文法規則を研究したり、複数の国の手話言語の規則を分析・比較したりします。

「手話は身振り (ジェスチャー) にすぎない」

通常、「身振り (ジェスチャー)」という言葉は、身体を使った不規則な表現や動作以外の何ものでもないことを意味します。その意味で、手話は非言語的な単位であり、身体の不規則な動きであると信じている人もいます。ストーキー (Stokoe) は60年代に行った研究で、手話は、3つの「特徴」—①手の形、②手の動き、③手話の動きが行われている場所—によって、分析できるとしました {ストーキー (Stokoe) 等、1965}。その後、さらなる研究により、ストーキー (Stokoe) の研究は修正されました。しかし、ストーキー (Stokoe) の研究は、それぞれの「特徴」の組み合わせにより、多くの手話を効果的に説明できるため、今でも手話言語の音韻論の基礎となっています。したがって、手話は単なる身振り (ジェスチャー) ではなく、構造化された言語単位と言えます。しかし、現在の研究では、手話の言語的地位だけでなく、手話における身振り (ジェスチャー) の要素や、手話使用者が意思疎通のために、どのようにして、完全に言語レパートリーを使うかを認識し、研究する必要性も指摘されています {クスターズ (Kusters)、サハスラブデ (Sahasrabudhe)、2018年；クスターズ (Kusters)、ルーカス (Lucas)、2022年；ウィルコックス (Wilcox)、2004年}。

「手話言語は人工的なもの」

全ての言語は、人間の集団の間で、表現をしたり、何らかの形で現実の意思疎通をするために自然に生まれたものです。手話言語も例外ではありません。ろう者が存在するところでは、少なくとも1つの手話言語が生まれます。

「手話言語は、音声言語の発達を遅らせたり、妨げたりする」

これは、19世紀の口話主義者のイデオロギーに根ざした、よくある有害な誤解です。この「誤った説」は今日でも存在し、音声言語の発達のみ焦点を当てようとする人々によって宣伝されています。この「誤った説」を証明した信頼できる研究はありません。実際、信頼できる研究は全て、この説と逆の結果を示しています {カセリ (Caselli) 等、2023年}。この誤解は、歴史的にろう児に深刻な害を及ぼし、言語剥奪を引き起こしてきました {ヘナー (Henner) 等、2016年、ホール (Hall) 等、2017年、グラティ (Gulati)、2018年}。自国の手話言語の使用が (人工内耳を使用しているろう児を含む) ろう児の言語発達と学習を高めるという圧倒的な証拠があります。ホール (Hall) とカセリ (Caselli) の2019年の研究によると、きこえない／きこえにくい子どもが自身の可能性を最大限に発揮するためには、少なくとも1つの言語を獲得し、身につける必要があります。子ども達は、言語の豊かな環境で自発的に学習する必要があることを示唆しています。しかし、人権の観点から手話言語の重要性を認識させ、説明するにはまだ長い道のりが必要です。この「誤った説」に関する詳細は、「インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書」(WFD、2018年) ([和訳を読むにはこちらをクリック](#)) を参照してください。CRPDIは、各国政府に対し、ろう者が自国の手話言語を使用し、言語的アイデンティティの利益を得る権利を促進することを義務づけています。

「きこえる人が、各国手話言語を理解したり、学んだりすることは難しい」

「きこえる人が手話言語を学ぶことはとても難しい」という誤解もよくあります。この誤解は、ろう児の家族が、医療専門家から初めて情報を受け取った際、ろう者や各国手話言語についての完全なオリエンテーションを受けていない場合によく起こります {ハンフリーズ (Humphries) 等、2015年}。このような意見や発言に直面した場合、ろう児が自分たちを取り巻く全ての情報にアクセスすることが重要である理由を説明し、教育することが最善です。特に、家庭においては、自国の手話言語の学習が重要であり、幼児期に完全な意思疎通にアクセスすることが子どもの最善の利益になるため、その旨をよく教育する必要があります。「ろう児の言語権に関するWFDの方針説明書」(WFD、2016年)は、「早期のうちに、家庭内で手話言語に接触することは、ろう児が将来、社会に効果的参加するための最善の準備となる」ことを証明する多くの根拠を示しています。

推奨される研究

手話言語学について

資料番号 1		
著者名	ベイカー, A. ヴァン・デン・ボガエルデ, B. ファウ, R. シャーマー, T. (編)	Baker, A. van den Bogaerde, B. Pfau, R. Schermer, T. (Eds.)
発行年	2016 年	2016
表題	手話言語の言語学 : 入門	The linguistics of sign languages: An introduction
出版社	ジョン・ベンジャミンズ出版社	John Benjamins Publishing Company

資料番号 2		
著者名	ハウ, L. デ・ヴォス, C.	Hou, L. de Vos, C.
発行年	2022 年	2022
表題	分類と類型化 : 手話言語のラベリングと手話コミュニティ	Classifications and typologies: Labeling sign languages and signing communities
誌名・ページ	社会言語学ジャーナル 1-8	Journal of Sociolinguistics 1-8

資料番号 3		
著者名	クスターズ, A.	Kusters, A.
発行年	2021 年	2021
表題	異なるタイプの世界のろう者の共通語としての国際手話とアメリカ手話言語	International Sign and American Sign Language as Different Types of Global Deaf Lingua Francas
誌名・ページ	手話言語研究 21 巻 4 号, pp. 391- 426	Sign Language Studies 21 (4), 391- 426
URL	https://doi.org/10.1353/sls.2021.0005	https://doi.org/10.1353/sls.2021.0005

資料番号 4		
著者名	クスターズ, AMJ サハスラブデ, S	Kusters, AMJ Sahasrabudhe, S
発行年	2018 年	2018
表題	ジェスチャーと手話の違いをめぐる言語のイデオロギー	Language Ideologies on the Difference Between Gesture and Sign
誌名・ページ	言語と意思疎通 60 巻, pp. 44-63	Language and Communication vol. 60, pp. 44-63
URL	https://doi.org/10.1016/j.langcom.20	https://doi.org/10.1016/j.langcom.20

	18.01.008	18.01.008
--	---------------------------	---------------------------

資料番号 5		
著者名	クスターズ, A. ルーカス, C.	Kusters, A. Lucas, C.
発行年	2022 年	2022
表題	創発と進化 : 手話言語社会言語学の紹介	Emergence and evolutions: Introducing sign language sociolinguistics
誌名・ページ	社会言語学ジャーナル 26 巻, pp. 84- 98	Journal of Sociolinguistics 26, 84- 98
URL	https://doi.org/10.1111/josl.12522	https://doi.org/10.1111/josl.12522

資料番号 6		
著者名	リリヨ=マーティン, D. ヘナー, J.	Lillo-Martin, D. Henner, J.
発行年	2021 年	2021
表題	手話言語の獲得	Acquisition of sign languages
誌名・ページ	言語学年報 7 巻, pp. 395-419	Annual review of linguistics 7, 395-419
URL	https://doi.org/10.1146/annurev-linguistics-043020-092357	https://doi.org/10.1146/annurev-linguistics-043020-092357

資料番号 7		
著者名	ルーカス, C. (編)	Lucas, C. (Ed.)
発行年	2001 年	2001
表題	手話言語の社会言語学	The sociolinguistics of sign languages
出版社	ケンブリッジ大学出版局	Cambridge University Press

資料番号 8		
著者名	ストーキー, W. C. キャスターライン, D. C. クローネバーグ, C. G.	Stokoe, W. C. Casterline, D. C. Croneberg, C. G.
発行年	1965 年	1965
表題	言語学原理に基づくアメリカ手話言語の辞書	A dictionary of American sign language on linguistic principles
名の著者	リンストック出版社	Linstok Press

資料番号 9		
著者名	ウィルコックス, S.	Wilcox, S.
発行年	2004 年	2004
表題	ジェスチャーと言語 : 手話言語からの交差言語的・歴史的データ	Gesture and language: Cross-linguistic and historical data

		from signed languages
誌名・ページ	ジェスチャー4巻1号, pp. 43-75	Gesture 4(1), 43-75

ろうコミュニティと文化について

資料番号 1		
著者名	センガス, R. J. モナガン, L.	Senghas, R. J. Monaghan, L.
発行年	2002年	2002
表題	彼らの時間を手話で表現する：ろうコミュニティと言語の文化	Signs of their times: Deaf communities and the culture of language
誌名・ページ	人類学年報 31 巻 1 号, pp. 69-97	Annual Review of Anthropology 31(1), 69-97.

資料番号 2		
著者名	パドン, C. ハンフリーズ, T. パドン, C.	Padden, C. Humphries, T. Padden, C.
発行年	2009年	2009
表題	ろう文化の内側	Inside deaf culture
出版社	ハーバード大学出版局	Harvard University Press

資料番号 3		
著者名	ラッド, P.	Ladd, P.
発行年	2003年	2003
表題	ろう文化を理解する	Understanding deaf culture
出版社	多言語問題	Multilingual Matters

ろう教育について

資料番号 1		
著者名	スワンウィック, R.	Swanwick, R.
発行年	2016年	2016
表題	ろう児の2つの様式を持つ2カ国語の常用（バイリンガリズム）と教育	Deaf children's bimodal bilingualism and education
誌名・ページ	言語教育 49 巻 1 号, pp. 1-34	Language Teaching 49(1), 1-34
URL	https://www.cambridge.org/core/journals/language-teaching/article/abs/deaf-childrens-bimodal-bilingualism-an	https://www.cambridge.org/core/journals/language-teaching/article/abs/deaf-childrens-bimodal-bilingualism-an

	d-education/6E187F469C3490983410060ec906164b	d-education/6E187F469C3490983410060ec906164b
--	---	---

資料番号 2		
著者名	スペンサー, P. E. マーシャーク, M.	Spencer, P. E. Marschark, M.
発行年	2010 年	2010
表題	ろう教育におけるパラダイムシフト、困難な真実、知識の増加	Paradigm shifts, difficult truths, and an increasing knowledge base in deaf education.
掲載誌の著者名	M. マーシャーク P. E. スペンサー	M. Marschark, P. E. Spencer
掲載誌名・ページ	ろう者学、ろう者の言語・教育に関するオックスフォード・ハンドブック 2 巻 pp. 473-478	The Oxford handbook of deaf studies, language, and education, 2, 473-478.

参考文献

資料番号 1		
著者名	アダムス	Adams
掲載年	2021 年 5 月 3 日	2021, May 3
動画名	先住民の手話言語 : ロドニー・アダムス	Indigenous Sign Languages - Rodney Adams
媒体	ユーチューブ	YouTube
URL	https://www.youtube.com/watch?v=6Ndrfgb0qgM	https://www.youtube.com/watch?v=6Ndrfgb0qgM
閲覧日	2022 年 10 月 18 日	October 18, 2022

資料番号 2		
著者名	ベイカー, A.	Baker, A.
発行年	2016 年	2016
表題	自然言語としての手話言語	Sign languages as natural languages
掲載誌の著者名	A. ベイカー, B. ヴァン・デン・ボガエルデ, R. ファウ, T. シャーマー (編集)	A. Baker B. van den Bogaerde R. Pfau T. Schermer (Eds.)
誌名・ページ	手話言語の言語学 : 入門 pp. 1-24	The linguistics of sign languages: an introduction (pp. 1-24)
出版社	ジョン・ベンジャミンズ出版社	John Benjamins Publishing Company

資料番号 3		
著者名	バウマン, H-ダークセン L.	Bauman, H-Dirksen L.

発行年	2008 年	2008
表題	西洋の伝統における（手話）言語の解体について：プラトンの『クラテュロス』をろう者が読む	On the disconstruction of (sign) language in the Western tradition: A Deaf reading of Plato' s Cratylus
名の著者	H-ダークセン・L・バウマン（編集）	H-Dirksen L. Bauman (Ed.)
誌名・ページ	目を開けて：ろう者学で語りましょう pp.127-145	Open your eyes: Deaf studies talking (pp. 127-145)
出版社	ミネソタ大学出版局	University of Minnesota Press

資料番号 4		
著者名	デ・ムールダー, M.	De Meulder, M.
発行年	2015 年	2015
表題	手話言語の法的認知	The Legal Recognition of Sign Languages
誌名・ページ	手話言語研究 15 巻 4 号, pp. 498-506 頁	Sign Language Studies, 15(4), 498-506.
URL	https://doi.org/10.1353/sls.2015.0018	https://doi.org/10.1353/sls.2015.0018

資料番号 5		
著者名	エベルハルト, デビッド・M ゲーリー・F・サイモンズ チャールズ・D・フェニッヒ（編集）	Eberhard, David M. Gary F. Simons Charles D. Fennig (eds.)
発行年	2022 年	2022
表題	エスノログ：世界の言語（第 25 版）	Ethnologue: Languages of the World. Twenty-fifth edition.
出版地	テキサス州ダラス	Dallas, Texas
出版社	SIL インターナショナル	SIL International
URL	http://www.ethnologue.com	http://www.ethnologue.com

資料番号 6		
著者名	グラティ, S	Gulati, S.
発行年	2018 年	2018
表題	言語剥奪症候群	Language deprivation syndrome
掲載誌の著者名	ニール・S・グリックマン ワイアット・C・ホール（編集）	Neil S. Glickman Wyatte C. Hall (Eds.)
誌名・ページ	言語剥奪とろう者のメンタルヘルス pp. 24-53	Language deprivation and deaf mental health, pp. 24-53
出版社	ラウトレッジ	Routledge

資料番号 7		
--------	--	--

著者名	ホール, M. L. ホール, W. C. カセリ, N. K.	Hall, M. L. Hall, W. C. Caselli, N. K.
発行年	2019 年	2019
表題	ろう児に必要なのは言語であり、音声(だけ)ではない	Deaf children need language, not (just) speech
誌名・ページ	第 1 言語 39 巻 4 号, pp. 367-395	First Language, 39(4), 367-395.
URL	https://doi.org/10.1177/0142723719834102	https://doi.org/10.1177/0142723719834102

資料番号 8		
著者名	ハマーストロム, H. フォルケル, R. ハスペルマス, M. バンク, S.	Hammarström, H. Forkel, R. Haspelmath, M. Bank, S.
発行年	2021 年	2021
表題	glottolog/glottolog:Glottolog データベース 4.5 (v4.5) [データセット] <u>訳注: 小池 (2024)によると、「Glottolog 4.8 は世界中の多様な言語が網羅されている貴重な言語学の専門的サイトである。」</u> 引用文献: 小池誠. (2024). インドネシア東部・スンバ島の エスノヒストリー事始め——口頭伝承と人類学の研究成果——. 人間文化研究, (20), 45-79.	glottolog/glottolog: Glottolog database 4.5 (v4.5) [Data set]
URL	https://doi.org/10.5281/zenodo.5772642	https://doi.org/10.5281/zenodo.5772642
出版社	ゼノド	Zenodo

資料番号 9		
著者名	ハンフリーズ, T.	Humphries, T.
発行年	2013 年	2013
表題	アメリカ手話言語による学校教育: ろう教育における欠損モデルからバイリンガルモデルへのパラダイムシフト	Schooling in American Sign Language: A paradigm shift from a deficit model to a bilingual model in deaf education
誌名・ページ	バークレー教育評論 4 巻 1 号	Berkeley Review of Education, 4(1)

資料番号 10		
著者名	ハンフリーズ, T. クシャルナガル, P. メイサー, G. 等	Humphries, T. Kushalnagar, P. Mathur, G. et al.

発行年	2012 年	2012
表題	ろう児の言語習得：代替手段の使用に対する容認ゼロの弊害を減らす	Language acquisition for deaf children: Reducing the harms of zero tolerance to the use of alternative approaches
誌名・ページ	損害削減ジャーナル 9 巻 16 号	Harm Reduct Journal 9, 16
URL	https://doi.org/10.1186/1477-7517-9-16	https://doi.org/10.1186/1477-7517-9-16

資料番号 11		
著者名	マッキー, レイチェル マッキー, デビット スマイラー, キルステン ポイントン, カレン	McKee, Rachel Mckee, David Smiler Kirsten Pointon, Karen
発行年	2007 年	2007 年
表題	マオリの手話：ニュージーランド手話言語における先住民のろう者のアイデンティティの構築	Māori Signs: The Construction of Indigenous Deaf Identity in New Zealand Sign Language
URL	https://doi.org/10.2307/j.ctv2rr3fxz.6	https://doi.org/10.2307/j.ctv2rr3fxz.6

資料番号 12		
著者名	ファウ, ローランド ケル, ジョセップ	Pfau, Roland Quer, Josep
発行年	2010 年	2010
表題	非手指標識：文法的役割と韻律的役割	Nonmanuals: their grammatical and prosodic roles
名の著者	D. ブレンタリ (編集)	D. Brentari (ed.)
誌名・ページ	手話言語 pp. 381-402	Sign Languages, pp. 381-402

資料番号 13		
著者名	ポンテコルヴォ, E. ヒギンス, M. モーラ, J. リーバーマン, A. M. パイアーズ, J. カセリ, N. K.	Pontecorvo, E. Higgins, M. Mora, J. Lieberman, A. M. Pyers, J. Caselli, N. K.
発行年	2023 年 4 月 12 日	2023, April 12
表題	手話言語の習得は音声言語の習得を妨げない	Learning a Sign Language Does Not Hinder Acquisition of a Spoken Language
誌名・ページ	音声・言語・きこえの研究ジャーナル 66 巻 4 号 pp. 1291-1308	Journal of Speech, Language, and Hearing Research, 66(4), 1291-1308.
URL	https://doi.org/10.1044/2022_jslhr-2	https://doi.org/10.1044/2022_jslhr-2

	2-00505	2-00505
--	-------------------------	-------------------------

資料番号 14		
著者名	ライス, K.	Rice, K.
発行年	2020 年	2020
表題	カナダの先住民の手話言語	Indigenous Sign Languages in Canada
誌名	カナダ百科事典	The Canadian Encyclopedia
URL	https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/indigenous-signlanguages-in-canada	https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/indigenous-signlanguages-in-canada

資料番号 15		
著者名	センガス, A. コッポラ, M.	Senghas, A. Coppola, M.
発行年	2001 年	2001
表題	言語を創造する子どもたち：ニカラグア手話言語はいかにして空間文法を獲得したか	Children creating language: How Nicaraguan Sign Language acquired a spatial grammar
誌名・ページ	心理科学 12 巻 4 号 pp. 323-328	Psychological science, 12(4), 323-328

資料番号 16		
著者名	ストーキー, ウィリアム C.	Stokoe, William C.
発行年	1960 年	1960
表題	手話言語の構造：アメリカのろう者の視覚意思疎通システムの概要	Sign language structure: an outline of visual communication systems of the American deaf
誌名・ページ	バッファロー大学	University of Buffalo

資料番号 17		
著者名	テルヴォート, バーナード T.	Tervoort, Bernard T.
発行年	1953 年	1953
表題	ろう児集団における視覚言語使用の構造分析	Structurele analyse van visueel taalgebruik binnen een groep dove kinderen (オランダ語)
誌名・ページ	アムステルダム：ノースホランド出版社	Amsterdam: Noord- Hollandsche Uitgevers Maatschappij

資料番号 18		
著者名	ヴァン・デン・ボガエルデ, B. ブレ, M. フォルトゲンス, C.	Van den Bogaerde, B. Buré, M. Fortgens, C.

発行年	2016 年	2016
表題	バイリンガリズムとろう教育	Bilingualism and deaf education
掲載誌の著者名	ベイカー, A. B. ヴァン・デン・ボガエルデ R. ファウ T. シャーマー (共著)	Baker, A. B. van den Bogaerde R. Pfau T. Schermer (共著)
掲載誌名・ページ	手話言語の言語学：入門, pp. 325-336	The linguistics of sign languages: an introduction, pp. 325-336
出版社	ジョン・ベンジャミンズ出版	John Benjamins Publishing Company

資料番号 19		
著者名	世界ろう連盟	World Federation of the Deaf
発行年	2016 年 9 月 7 日	2016, Sep 7
表題	ろう児の言語権に関する WFD の方針説明書	WFD Position Paper on the Language of Deaf Children
URL	https://wfdeaf.org/news/resources/wfd-position-paper-on-the-langu-of-deaf-children-7-september-2016/	https://wfdeaf.org/news/resources/wfd-position-paper-on-the-langu-of-deaf-children-7-september-2016/
和訳	https://www.jfd.or.jp/2019/05/10/pid19107	

資料番号 20		
著者名	世界ろう連盟	World Federation of the Deaf
発行年	2018 年	2018
表題	インクルーシブ教育に関する WFD 方針説明書	WFD Position Paper on Inclusive Education
URL	https://wfdeaf.org/news/resources/5-june-2018-wfd-position-paper-inclusive-education	https://wfdeaf.org/news/resources/5-june-2018-wfd-position-paper-inclusive-education
和訳	https://www.jfd.or.jp/2019/03/20/pid18895	

資料番号 21		
著者名	世界ろう連盟	World Federation of the Deaf
発行年	2019 年	2019
表題	国際手話に関するよくある質問 (FAQ)	FAQ on International Sign
URL	https://wfdeaf.org/news/resources/faq-international-sign/	https://wfdeaf.org/news/resources/faq-international-sign/

資料番号 22		
著者名	世界ろう連盟	World Federation of the Deaf
発行年	2022 年 10 月 10 日	2022, Jan 10
表題	各国の手話言語の法的認知	The Legal Recognition of National Sign Languages
URL	https://wfdeaf.org/news/the-legal-recognition-of-national-sign-languages/	https://wfdeaf.org/news/the-legal-recognition-of-national-sign-languages/

資料番号 23		
著者名	ウィルコックス, S.	Wilcox, S.
発行年	2004 年	2004
表題	ジェスチャーと言語：手話言語からの交差言語的・歴史的データ	Gesture and language: Cross-linguistic and historical data from signed languages
誌名・ページ	ジェスチャー4 巻 1 号, pp. 43-75	Gesture, 4(1), 43-73
URL	https://doi.org/10.1075/gest.4.1.04wil	https://doi.org/10.1075/gest.4.1.04wil

資料番号 24		
著者名	ウォル, B.	Woll, B.
発行年	2013 年	2013
表題	手話言語学の歴史	The history of sign language linguistics
掲載誌の著者名	K. アラン	K. Allan
誌名・ページ	言語学の歴史に関するオックスフォード・ハンドブック pp. 91-104	The Oxford Handbook of the History of Linguistics, pp. 91-104
出版社	オックスフォード大学出版局	Oxford University Press

資料番号 25		
著者名	ゼシャン, ウルリーケ パルフリーマン, ニック	Zeshan, Ulrike Palfreyman, Nick
発行年	2017 年	2017
表題	手話言語の類型	Typology of sign languages
掲載誌の著者名	アイヘンヴァリド, A. Y. ディクソン, R. M. W. (編集)	Aikhenvald, A. Y. Dixon, R. M. W. (Eds.)
掲載誌名・ページ	言語類型論に関するケンブリッジハンドブック pp. 178-216	The Cambridge Handbook of Linguistic Typology, pp. 178-216
出版社	ケンブリッジ大学出版局	Cambridge University Press

第3章：人権

人権とは何か？

法的拘束力のある9つの条約

規範のピラミッド

改めて、人権とは何か？

要約すると、人権とは以下のようなものです。



人権とは何か？

人権とは、ジェンダー、宗教、国籍、民族、人種、障害、社会的地位にかかわらず、生まれてから死ぬまで、全ての人に固有の（全ての人生まれながらに持っている）一連の権利です。これらの権利は、「不可譲」であり、「不可分」であり、「相互に関連」しており、個人から奪うことはできません（国連人権高等弁務官事務所）。

やや回り道になりますが、人権の概念をよりよく理解するためには、「市民権」や「政治的権利」などの他の種類の権利について理解する必要があります。

民法における「市民権」とは、人としてあらゆる行為や契約を行う権利のことです。例えば、結婚、商品の購入、養子縁組、財産の所有などの権利があります。これらの権利は、多くの場合、年齢（法律上の成年）を条件としており、国によって16歳から21歳の間で変動します。つまり、財産を購入したり結婚したりする権利を取得・行使できるのは、法律上の成年に達して以降だけであり、それ以前には認められていません（親の許可がある場合は例外です）。

もうひとつの一連の権利は「政治的権利」です。「政治的権利」とは、選挙に立候補する権利や、自分が希望する政治家候補者や政党に投票する権利のことです。この権利も、「法律上、成年である」という条件に関連しています。国籍や居住地の条件にも関係します。例えば、ベルギー市民はペルーの大統領候補に投票できません。さらに、法制度によっては、犯罪に関する条件があり、犯罪により刑務所に収監された場合、収監期間中は政治的権利を失うこととなります（つまり、囚人は立候補も投票もできません）。

「市民権」と「政治的権利」の例により、人権の特異性をよりよく理解できると思います。人権は（国籍に関係なく）全ての人に固有の（全ての人生まれながらに持っている）ものであり、人権はいつでも（法律上の成年であるかは条件とせず、生まれてから死ぬまでいつでも）あるもので、人権は「不可譲」です（人はいかなる状況においても、たとえ刑事上の有罪判決を受けた場合でも、人権を失うことはありません）。全ての人と全ての人との尊厳が、生涯を通じて尊重されるべきだという考え方が、人権の核心です。人権は、一人ひとりが倫理的で理性的な存在であり、尊厳と尊敬をもって扱われる権利を有するという大前提から始まります。誰もが差別されることなく、基本的人権を平等かつ差別をされずに享受する資格をもっています。



人権は、「不可譲」、「不可分」、「相互に関連」という特殊性を持っています。

人権は「不可譲」です。つまり、人権を人々から奪うことはできません。人権は、人生の特定の瞬間に失ったり、獲得したりするものではありません。人権を獲得する唯一の条件は出生であり、人権を失う唯一の条件は死です。

人権は「不可分」です。つまり、人に固有の（人が生まれながらに持っている）、分割することのできない権利の集合です。レストランでは、客がメニューで好きな食事を選び、その食事がレストランから提供されますが、人権はこれとは異なります。国民が欲しい権利を選んだとしても、政府は国民に対し国民が選んだ権利のみを与えることはできません。人権は、「不可分」（分割することのできない）の権利のパッケージなのです。

人権は「相互に関連」しています。人権は複数の権利のパッケージであり、相互に依存し、相互につながっています。ある1つの権利を削除することは、他の権利へのアクセスを損なうことに繋がります。人権は「不可分」であるため、人権を分割することはすべての人々が固有の（生まれながらに持っている）権利を享受することを危うくします。

近代的な人権の概念を生み出したのは国連です。国連は、1945年に51カ国によって設立され、現在では193の加盟政府からなる国際機関です。国連は、国際的な平和と安全を維持し、国家間の持続可能なパートナーシップを発展・維持するプラットフォームとなり、社会の進歩、生活水準の向上、人権を推進することを目的としています。

あなたの国が国連に加盟しているかどうかは、以下のリンクで検索をしてください：

<https://www.un.org/en/member-states/index.html>

人権の近代的な概念は、1948年の「世界人権宣言」によって誕生しました。この宣言は、第二次世界大戦中に世界の人々が経験した悲惨な出来事と野蛮な行為に直接対応するために作成されました。国々が、国際的な平和と安全を守り、国家間の友好関係を培い、社会の進歩、生活水準の向上、そしてもちろん人権を促進することを約束しました。

世界がかつてないような恐ろしい戦争を経験した後、1946年に新設された国連の「経済社会理事会」は「人権委員会」を設置し、「世界人権宣言」の構想を考案し、起草しました。そして、国連総会で、51カ国の賛成で可決されました。「世界人権宣言」は、30条から構成され、現代における人権の概念がまとめられています。現在、「世界人権宣言」は世界で最も翻訳されている文書となっています。



人権に関する文書の全リストは以下のURLからご覧いただけます：

https://www.un.org/en/udhrbook/pdf/udhr_booklet_en_web.pdf

しかし、「世界人権宣言」は条約ではないため、その規定に法的拘束力はありません。つまり、「世界人権宣言」は「政治的誓約」であり、国連締約国は「宣言」の規定を尊重する法的義務を負いません。この問題を解決するために、1976年に、「宣言」の大部分は2つの国際規約に組み込まれました。2つの国際規約とは、「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」と「市民的、政治的権利に関する国際規約」であり、ほとんどの国連加盟国がこの2つの国際規約を受け入れています。国連はこの2つの国際規約と「世界人権宣言」を併せて、「国際人権章典」と呼んでいます。

（手話言語や、自国の手話言語を法的認知することで手話言語に対する人権を実現する分野を含め）政策や権利擁護活動を行う際には、「法的拘束力のある文書」と「政治的誓約」という2種類の文書の違いを把握することが極めて重要です。

「法的拘束力のある文書」は法律により作られ、各国政府はこの文書に拘束されます。つまり、各国政府、公的機関、組織、個人に対して、この文書に記載された法的条項を裁判所に訴えることが可能です。「法的拘束力のある文書」の例としては、「障害者権利条約」（CRPD）、「子どもの権利に関する条約」（CRC）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW）などがあります。

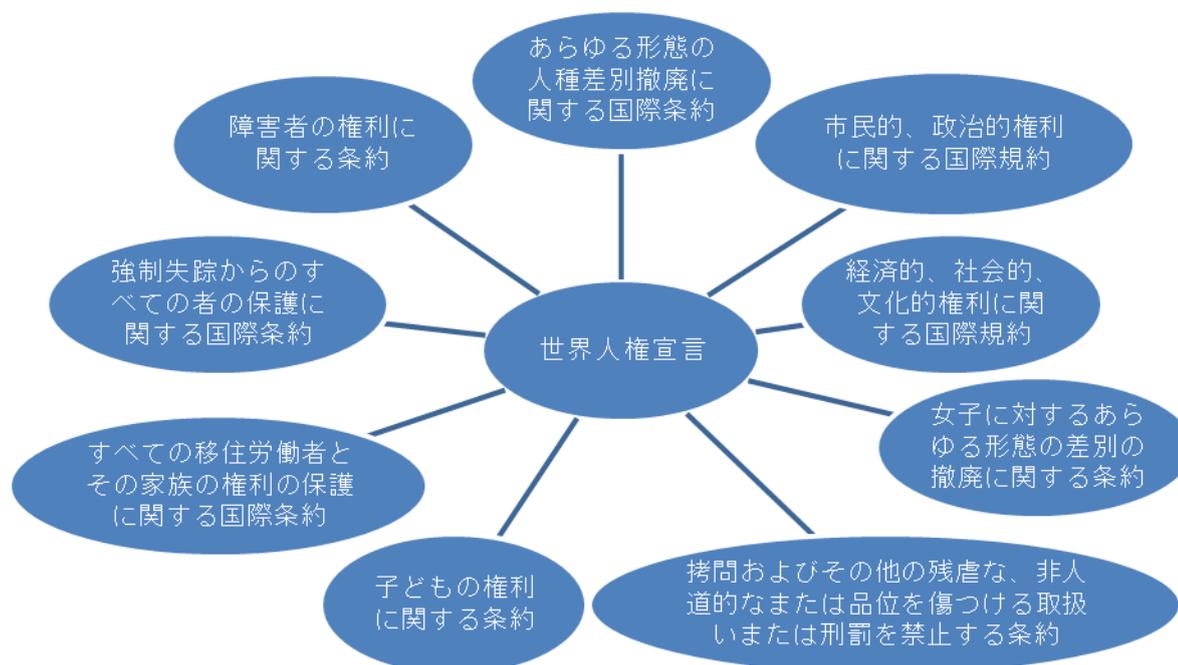
「政治的誓約」とは、拘束力のない文書で、国連加盟国の善意の証となるものです。この文書は、特定の分野における加盟国の指針となるものです。加盟国が行動をとることを強制したり阻止したりするために、「政治的誓約」の条項を個人が行使することはできません。「政治的誓約」を実現するか否かは、各国政府の善意にかかっています。しかし各国政府の現状としては、「法的拘束力のある文書」の実施に対する意欲よりも、「政治的誓約」の推進・実施に対する意欲の方が高まっている状況です。「政治的誓約」の例としては、「世界人権宣言」、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、「パリ協定」、「仙台防災枠組」などがあります。

国連が設立され、「世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)」が発表された後の20年間を通じて、国連や一部の加盟国は、「人権は普遍的 (Universal) な原則であるが、普遍的 (Universal) に人権を実施し、実現することは困難である」と理解しました。実際、有色人種、女性、子ども、障害のある人など、人権を否定され続けている人々がいます。これらのグループは、他の人々と平等に人権を享受できることを望んでいます。

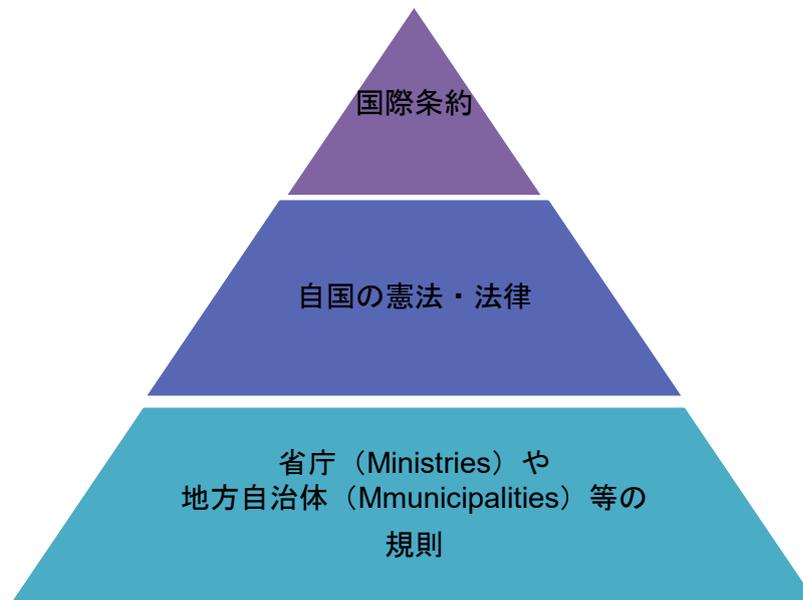
そのため、1965年から現在に至るまで、国連は法的拘束力のある9つの国際条約を採択しました。これらの条約では、「世界人権宣言」で概説されている原則を言い換え、様々なマイノリティや社会から周縁化された集団を保護しようとしています。これらには、先に述べた2つの国際規約（訳注：「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」と「市民的、政治的権利に関する国際規約」）も含まれます。

法的拘束力のある9つの条約

法的拘束力のある9つの条約とは下図の通りです。



規範のピラミッド



法制度では、各規範はその出所と優先順位に従ってピラミッド構造に配置されます。この階層構造では、国際条約が国内法よりも優先されます。したがって、政府によって批准された国際条約は、国内法制度よりも優先されます。すべての国内法は国際条約に従う必要があります。国際条約の下位には国内の憲法があります。国内の憲法の下位には法律があります。法律の下位には規則等があります。下位の法律は、階層的に上位の法律が定める原則と内容、制限に従う必要があります。

したがって、新たな国際条約を批准する場合、各国政府は、自国の国内法制度が、新たに批准した条約が定める最低限の基準に準拠しているかを確認する必要があります。つまり、条約の規定を実施する法律が存在しなかった場合、各国政府は批准前に条約の規定を実施する法律を新たに採択するか、条約に準拠していない既存の法律を廃止／修正する必要があります。

例1：国家政府Xは、「早ければ12歳からの児童労働を認める」という国内労働法を制定しています。政府Xは、「就労可能年齢を16歳とする」法的拘束力のある新しい国際条約を批准しました。国際条約は国内労働法より法的に優位です。したがって、政府Xは国内労働法を改正し、就労可能年齢を12歳から16歳に変更する必要があります。

例2：国家政府Yは、「18歳になるまで就労できない」という若者向けの国内労働法を制定しています。政府Yは、「就労可能年齢を16歳とする」法的拘束力のある新しい国際条約を批准しました。国際条約は、就労可能年齢が16歳を下回ってはいけないと規定していますが、就労可能年齢を（政府Yの18歳のように）16歳より上にすることは可能です。したがって、政府Yの法律の改正は不要です。

例3：国家政府Zには、就労開始の法定年齢を定めた労働法がありません。事実上、誰でも何歳からでも（早ければ2歳からでも）働くことができます。政府Zは、「就労可能年齢を16歳とする」法的拘束力のある新しい国際条約を批准しました。政府Zは、国際条約の内容を実施するための新しい労働法を成立させる必要があります。

これら3つの例からわかる通り、国際条約を批准する場合、各国政府は既存の法制度を改正し、新しい国際文書に準拠する必要があります。この改正は、新しい法律を採択するか、（新しく批准された国際条約に準

拠していない) 既存の法律を改正するかによって行われます。

改めて、人権とは何か？

要約すると、人権とは以下のようなものです。

- 全ての人間は、同じ一連の基本的な権利を持って生まれてくる。
- 私達人間の間にはいかなる差別も存在しない。私達人間は皆、同じ権利を持っている。
- 出身地や居住地、ジェンダー、肌の色、宗教や精神的信条、民族的背景、障害の有無、使用言語によって、私達人間の中に差が生じることはない。
- 子どもも女性も男性も、全ての人間が同じ普遍的な権利を与えられ、同じ責任を負っている。
- あらゆる形態の差別を根絶することは、人権を世界的に守っていくための前提条件である。いかなる理由であれ、いかなる時であれ、いかなる個人も他の者と異なる扱いを受けるべきではない。
- 「法的拘束力のある文書」と「政治的誓約」がある。人権を効力のある状態にできるのは、「法的拘束力のある文書」だけである。実際の人権のほとんどは「法的拘束力のある文書」の中に記載されている。
- 新しい国際条約を批准する場合、各国政府は既存の法制度を改革し、新しい国際条約に適合させなければならない。この改正は、新しい法律を採択するか、「新たに批准された国際条約」に準拠していない既存の法律を修正することによって行われる。

ろう者の人権について理解し、知識を持つことで、あなたやあなたの組織はより効果的な擁護者となり、ろう者の人権を向上させるための実質的な変化をもたらすことができます。

さらに詳しい情報やより詳細な教育については、このガイドラインの「資料」セクションにある「自分の人権について知り自分の人権を実現するためのツールキット」をご覧ください。

人権条約機関は、主要な国際人権条約の実施を監視する独立専門家委員会です。人権条約機関は10機関あります。締約国は、独立した人権専門家を指名・選出します。専門家の任期は4年間です。

ジュネーブに本部を置く国連人権高等弁務官事務所では、全ての条約機関を支援しています。条約機関は、締約国の報告書、苦情、問い合わせを分析し、一般的意見を採択し、条約を解釈するためのテーマ別討議を組織し、毎年会合を開いています。以下の図は、条約に基づく機関の一覧です。

(訳注：原文の図には10番目の人権条約機関「Subcommittee on Prevention of Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment」(SPT)」の枠がありませんでしたが、和訳で追加しております)

人権委員会 (CCPR)	経済的、社会的、 文化的権利委員会 (CESCR)	人種差別撤廃委員 会 (CERD)	子どもの権利委員 会 (CRC)
女子差別撤廃委員 会 (CEDAW)	拷問禁止委員会 (CAT)	移住労働者委員会 (CMW)	障害者権利委員会 (CRPD)
強制失踪委員会 (CED)	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱 い又は刑罰の防止に関する小委員会 (Subcommittee on Prevention of Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) (SPT)		

障害者権利条約 (CRPD)

障害者権利条約 (CRPD) は、国連による最新の国際人権条約です。2006年に国連総会で採択され、2023年6月までに186の国連加盟国に批准されています。国連の法制度の中で、最も多く批准されている条約のひとつです。

CRPDにより、国際レベルで、従来の障害の「医学モデル」脱却し、「人権と社会モデル」へと転換するパラダイムシフトが始まりました。

「医学モデル」は、障害のある個人を「正常ではない」と見なし、治療やリハビリが必要とする考え方です。この考え方にに基づき、ろう者は、「聞いたり話したりすることができない人々であり、治療やリハビリが必要」と見なされていました。このことは、手話言語を自然にアクセスする権利を含む基本的人権の否定につながりました。

「人権と社会モデル」では、障害は人間の多様性の自然な一部であり、障害のある人は他の全ての人と同じ権利を有し、全ての人々が等しく固有の尊厳（生まれながらにある尊厳）を持つことを認めています。さらに、このモデルでは、「障害がある」という状況は、本人の能力不足が原因ではなく、人工的環境におけるアクセシビリティの低さが原因と考えます。例えば、ろう者がテレビのニュースを理解できないのはろう者に「障害」があるからではありません。テレビのニュースに字幕、自国の手話言語や手話言語通訳がないことにより、テレビのニュースがアクセシブルでないことが「障害」となっています。

障害のある人が社会に適応するために負担を強いられるべきではありません。むしろ、社会が変わり、全ての人にアクセシブルな社会になる必要があります。

CRPDの発効の際、「CRPDは障害のある人のために新たな権利を創設するものではない」と説明されました。CRPDは、障害のある人に人権をどのように適用し、障害のある人が人権を享受できるようにするために政府が取るべき措置を明確にしたものです。したがって、「障害のある人の権利」という言葉は、「不可譲で、不可分で、相互に関連する」人権を障害のある人に適用するという意味です。

CRPDは、手話言語について明確に言及し、完全な言語として認めた最初の国際的な法的文書です。CRPDは50条で構成されています。その内5つの条文の中で、ろう者と手話言語について言及しており、その言及は合計で8つあります。CRPDの中で、ろう者と手話言語は、他の障害のある人のグループよりも多く言及されています。5つの条文の内容については、次の章で説明します。ただし、5つの条文だけでなく、CRPD全体がろう者に適用されます。

CRPDのモットーは「私たちのことを私たち抜きで決めないで」です。これは、障害のある人に関連する意思決定の際には、(ろう者を含む) 障害のある人とその代表組織(例：全国ろう協会)が最も重要な地位に在るべきだという意味です。CRPD第4.3条は、ろう者や手話言語に関するあらゆる法律・プログラム・政策については、各国政府がろう協会と積極的に協議・協力する義務があると定めています。この協議は、(専門の自国の手話言語通訳者への資金援助や提供などを通じて)アクセシブルであり、取組の立ち上げから結論に至るまで、全ての段階において行われる必要があります。この法的規定によって、ろう者の自己決定が可能になります。ろう者は、その代表組織を通じて、自分たちの見解を共有し、自分たちにとって何が最善かを決定する機会を得ることができます。

第4章：手話言語権

言語権・手話言語権とは何か？

第2条：定義

第9条：アクセシビリティ

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第23条：家庭及び家族の尊重

第24条：教育

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

手話言語権とは？

少数言語権とは何か？

「言語的人権」とは何か？



言語権・手話言語権とは何か？

言語権とは、私的／公的な場での意思疎通に使用する言語（1つの言語、又は複数の言語）を選択する個人的・集団的権利に関する人権・市民権のことです。

1948年に国連で「世界人権宣言」が採択されて以来、言語権は個人が持つ文化権の一部とみなされてきました。

「世界人権宣言」以外にも、多くの国際条約や宣言が、言語権の重要性を認めています。例えば、「世界言語権宣言」（1996年）、「地域言語・少数言語欧州憲章」（1992年）、「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する国連宣言」（1992年）、「少数民族保護条約」（1994年）、「ILO169号条」（「ILO・1989年の先住民及び種族民条約（第169号）」（1989年））、国連の「障害者権利条約」（2006年）などです。

ほとんどの場合、言語の権利に関する法理論は、文化権・教育権の枠組みに関連しているか、これらの一部として認められています。手話言語権は、「障害者権利条約」が採択されるまで、少数民族の言語に関連するどの条約にも含まれていませんでした。「障害者権利条約」は、5つの条文でろう者と手話言語について言及しています。以下に条文と解説を紹介します。

第2条：定義

「言語」とは、音声言語及び手話言語その他の形態の非音声言語をいう。」

第2条によると、手話言語は言語とみなされます。さらに同条項では、「言語」と「意思疎通手段」の間に決定的な違いがあるととしています。

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。」

第9条：アクセシビリティ

第9条2 (e)：「公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話言語通訳を含む。）を提供すること。」

この条項は、専門的かつ認定された自国の手話言語通訳者によるアクセシビリティの提供に関するものです。第9条2項で述べられている「専門の手話言語通訳者の提供」とは、手話言語通訳者がろうコミュニティの参加を得て適切に訓練され、ろう者が代表として参加する中立的な認定メカニズムに従って認定され、専門的な地位に応じた報酬が支払われることを意味します。ろう者は、自国の手話言語を使用することにより、完全にアクセシブルな社会に住む権利があります。このアクセシビリティを実現する方法のひとつが、専門的な自国の手話言語通訳者の利用です。

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第21条 (b)：「公的な活動において、手話言語、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害のある人が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易

にすること。」

第21条 (e) : 「手話言語の使用を認め、及び促進すること。」

CRPD第21条は、「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」について述べています。この条文は特に手話言語に言及しています。この条文では、ろう者が自国の手話言語で公式情報や政府情報を受け取る権利を認めています。

したがって、政府との公式なやりとりにおいて、ろう者の言語権（自分の言語を選択する権利）を尊重し守るためには、政府は自国の手話言語で情報やサービスを提供する必要があります。このため、ろう者又は認定された自国の手話言語通訳者が、自国の手話言語でニュースを伝えるようにすることは法的な義務です。さらに、ろう者は、自国の手話言語で直接、または専門の認定された自国の手話言語通訳者を介して、自国の手話言語で行政やサービスと対話する権利を持ちます。

第21条 (e) の通り、この条項は、締約国が自国の手話言語を法的に認知し促進する義務を明確に認めています。この条文は、各国のろう協会が政府に対して、音声言語と並んで自国の手話言語を公用語として法的認知することを要求する際の法的根拠として利用できます。

第23条：家庭及び家族の尊重

第23条3: 「締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。」

第23条はろう者や手話言語について直接言及していませんが、とても重要な条項です。第23条は、家庭と家族に関するものです。この条文では、政府は障害のある子どもとその家族に対し、早期かつ包括的な情報、サービス、支援を提供する必要があるとしています。つまり、ろう児は自身の可能性を十分に発揮する上で取り残されてはならず、家族はろう児にとって最善の利益をもたらす情報を受け取るべきということです。ここでいう「情報」には、手話言語、ろう文化、バイリンガル教育に基づくプログラムへのアクセスに関する情報が含まれます。

第24条：教育

第24条3: 「締約国は、障害のある人が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害のある人が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。」

第24条3 (b) : 「手話言語の習得及びろうコミュニティの言語的アイデンティティの促進を容易にすること。」

この条項は、ろう児を含むろう者が自国の手話言語で教育を受ける権利を認めています。ろう児を含む全ての障害のある子どもは、平等と無差別の原則に基づき、自ら選択した教育環境において、「質の高いインクルーシブな教育」を受けられるべきです。この法的規定は、複数の国際非政府組織と各国政府によって採択された総意の結果です。

この法的規定の解釈を示した「インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書」([和訳はこちら](#))は、「ろう児への教育は、自国の手話言語（複数の場合もある）と自国の書記言語（複数の場合もある）によるバイリンガル教育によって実現されるのが最善である」と強調しています。このようなインクルーシブな教育環境は、

国の公式教育カリキュラムに従い、同時に国の手話言語とろう文化を教える必要があります。教師はネイティブレベルの流暢さで手話言語を習得し、ろう児はインクルーシブな環境で「手話をする同年代の仲間」と共に過ごす必要があります。国際障害同盟の「インクルーシブ教育に関する世界報告書2020」は、「ろう児のための質の高いインクルーシブ教育」は、「ろうの同年代の仲間」が集まり、自国の手話言語で交流できるような場で行われる必要があるとしています。

「ろう児を、手話言語通訳のいる地元の学校に転入学させる」方法に対して、WFDは反対しており、実行可能な解決策ではないと考えます。自国の手話言語通訳を介してのアクセスでは、ろう児が教師から直接情報を受け取ることができず、他の生徒と直接意思疎通することができません。ろう児が手話言語通訳を介して教育を受ける場合、直接的に意思疎通をする環境において情報に触れる経験や（他の人を介さない）仲間同士の交流をする経験を失う危険性があります。

さらに、障害者権利委員会の「平等及び無差別に関する一般的意見第6号」【4】の第65パラグラフでは、「ろうの子ども教師の手話言語技能が不足している場また、学校環境がアクセシブルではない場合、ろうの子供は排除されるが、これは差別的とみなされる」としています。

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第30条4：「障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的アイデンティティ（手話言語及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。」

この条文は、ろうコミュニティを、「独自の文化を持つ文化的・言語的マイノリティの一部である」と法的に認めています。締約国は、自国の手話言語の使用をはじめとする諸活動を通じて、ろう文化の発展やろうコミュニティの言語的アイデンティティを促進すべきです。しかし同時に、この条文では、ろう者・ろうコミュニティが、社会におけるあらゆる文化的・余暇的活動に、きこえる人と平等に参加する権利も認めています。

CRPDによって確立されたこの枠組みにより、ろうコミュニティの言語権・文化権の促進のために検討すべき課題を策定することが可能になりました。ろうコミュニティは、自分たちの言語権の促進を求めだけでなく、子どもたちが早期に自国の手話言語を獲得し、言語的・文化的アイデンティティを促進することの重要性について注意喚起をしたいと考えています。

WFDは、複数の方針説明書において、手話言語は音声言語とは異なり、音声言語から独立した（訳注：原文では“interdependent from”となっているが、正確には“independent from”であると判断）言語であること、音声言語と同等の地位を持つこと、法律において音声言語と同様に扱われる必要があることを強調してきました。ろう児に、幼少期に手話言語を学ぶ機会を与えないことは、ろう児が言語の強い基盤を得る機会を奪っていることであり、これは基本的人権の侵害です。

手話言語権の概念には、ろう者の言語、アイデンティティ、文化に焦点を当てるだけでなく、ろう者が母語で教育を受ける権利や、両言語の文化的背景を考慮しながら他の言語を学ぶ権利も含まれます。

手話言語権とは？

⁴<https://www.ohchr.org/en/documents/general-comments-and-recommendations/general-comment-no6-equality-and-non-discrimination>

「言語」と「文化、アイデンティティ、コミュニティでの生活への参加など」との間には密接なつながりが存在するため、「自然言語で自分自身を表現する能力を得ること」は基本的な権利です。「自然言語で自分自身を表現する能力を得ること」により、人間は、個人としてだけでなく、コミュニティとしても最大限の可能性を発揮できるようになります。

次の内容に進む前に、ここで、以下の質問について考えましょう：

あなたの日常生活において、手話言語はどのような役割を果たしていますか？	手話言語や文化を通して、ろう者としてのアイデンティティをどのように確認していますか？
あなたが自国の手話言語で自由に表現できるようになるために、あなたの国の政府は何をしていますか？	あなたの国の子どもたちが手話言語による質の高い教育を受けられるよう、政府はどのような取組を行っていますか？
あなたの国の政府は公式放送における公共情報に関してどのようなことをしていますか？手話言語は含まれていますか？公共放送に関して、どのような規則はありますか？	あなたの国では、ろう児が自国の手話言語を学ぶ権利に関する規定はありますか？ろう児の家族が手話を学ぶための政府によるプログラムはありますか？
自国の手話言語で意思疎通をとる権利について、あなたの国ではどのような法律がありますか？	あなたの国の手話言語について、どのような学術的根拠がありますか？

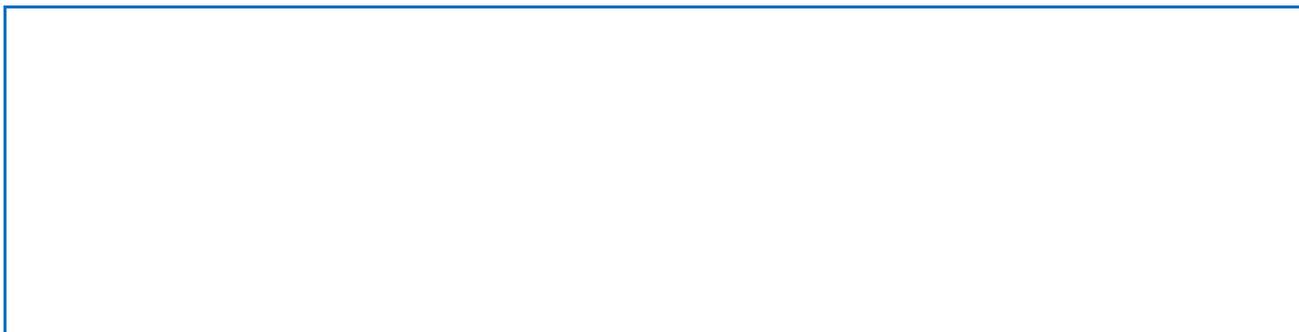
各質問に答えるためのプリント作成し、組織内で議論する際に使用してください。例として、上記の1つめの質問について議論する際のプリントを以下に示します。

指示の内容：

グループで、文を書いたり、絵を描いたり、キーワードに注釈を付けたりしてください。それぞれの回答を比較し、グループの結果を1ページにまとめてください。



あなたの日常生活において、手話言語はどのような役割を果たしていますか？



各質問を、組織内で、個人レベルと集団レベルで検討してください。その後、各質問から得た発見と結論について、短いビデオを撮影するか、短い文書にまとめてください。この情報は、後日、手話言語権に関する法案を作成する際に必要となります。

少数言語権とは何か？

国際条約によれば、言語権（language rights又はlinguistic rightsと呼ばれることもあります）は人権です。これらの権利は、マイノリティグループに属する人々の言語選択、差別の禁止、言論の自由、集団の他のメンバーと自分の言語で意思疎通する権利に、特別な影響を及ぼします。

世界中のいくつかの国においては、手話言語を含む少数言語が頻繁に制限の対象になったり、時には全面的に禁止されることもあり、促進が十分ではありません。

国連、ユネスコ、その他多くの国際機関は、いずれも少数言語の重要性を認識し、少数言語権に関する問題意識の向上に貢献してきました。少数言語権の行使を促進し、説明することを目的とした原則、文書、政策文書が数多く作られています。例えば、ユネスコは「言語的マイノリティの言葉に対する権利—実現のための実践的な指針」（2017）【5】の中で、言語的マイノリティの権利を保護することの重要性を概説しています。この指針の文章を以下に引用します。

「言葉は人間の本性や文化の真髄を成すものであり、アイデンティティの最も大切な表現方法の一つである。それ故に、時には周縁化、排除、差別といった状況下で固有のグループ性や文化的アイデンティティを維持しようと模索する言語的マイノリティの社会にとって、言葉にまつわる問題は特に感情が表れるものであり重大な問題である。」

（訳文は、以下より引用しましたヒューライツ大阪

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2019/12/post-13.html>)

この考え方にに基づき、国際条約は、各国政府当局に対し、マイノリティグループ（先住民である場合が多い）の言語選択や言語表現を強制したり干渉したりしないよう求めています。この権利の範囲は広く、個人が母語で教育を受ける教育的権利の承認と支援も含まれます。

以下は、少数言語の権利に関する重要な条約や指針文書のリストです。

⁵<https://www.ohchr.org/en/documents/tools-and-resources/language-rights-linguistic-minorities-practical-guide-implementation>

- 国連による「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」(1992年)【6】
- 「地域言語・少数言語欧州憲章」(1992年)【7】
- ユネスコ「多言語社会における教育」に記載されている3つの基本原則」(2003年)【8】
- 国連の「少数者問題に関するフォーラム」による「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」の実施に関するいくつかの勧告【9】
- 欧州評議会による「テーマ別解説第3号」「枠組み条約に基づく民族的少数者に属する者の権利」(2012年)【10】
- 欧州安全保障協力機構(OSCE)による「民族的少数者の言語権に関するオスロ勧告」(1998年)【11】

2005年以来、国連にはマイノリティ問題に関する特別報告者が存在します。この報告者の役割は、「少数者問題に関するフォーラム」の活動を指導し、「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」の実施を促進することです。非常に長い間、マイノリティ問題を扱う国連や様々な国際機関は、各国の手話言語を少数言語とは認めていませんでした。この影響で、「ろうコミュニティは文化的・言語的マイノリティである」ことが否定されていました。この状況は、特別報告者であるフェルナンド・デ・ヴァレンヌ博士(Dr Fernand de Varennes)によって変化しました。2018年の報告書【12】の中で、博士は、各国手話言語はそれぞれの国のマイノリティグループが使用する完全な言語であり、ろうコミュニティは、1992年の「国連マイノリティ宣言の枠組み」におけるマイノリティであると認めました。これにより、ろう者は自らの社会において、自国の手話言語を使用する権利を有することになりました。マイノリティ問題に関する国連特別報告者の職務権限にろうコミュニティや各国手話言語を加えたため、長年に渡り、博士は世界のろうコミュニティの味方であると認識されています。

6 :

<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/declaration-rights-persons-belonging-national-or-ethnic#:~:text=Article%20-,Persons%20belonging%20to%20national%20or%20ethnic%2C%20religious%20and%20linguistic%20minorities,and%20without%20interference%20or%20any>

7 :

<https://www.coe.int/en/web/european-charter-regional-or-minority-languages/text-of-the-charter>

8 : <http://www.inarels.com/resources/unesco2003.pdf>

9 : <https://www.ohchr.org/en/hrbodies/hrc/minority/pages/forumindex.aspx>

10 : <https://rm.coe.int/16800c108d>

11 : <https://www.osce.org/hcnm/oslo-recommendations>

12 : <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/G1800879.pdf>

博士の詳細は、2020年の「手話言語の国際デー」に関するウェビナーをご覧ください。

(訳注：原文にリンク先が明記されていなかったため、参考として他のURLを紹介します。

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2020/09/un-human-rights-expert-calls-recognition-rights-users-sign-languages>)

少数者に関する問題を監視しているのは国連だけではなくありません。ユネスコや欧州評議会の各国マイノリティ保護枠組み条約諮問委員会 (Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities)、欧州安全保障協力機構 (OSCE) の少数民族高等弁務官も監視を行っています。ユネスコの言語・多言語部門 (Languages and Multilingualism Section) もこの分野を担当しています。しかし、欧州評議会の「地域言語・少数言語欧州憲章」は、現時点では手話言語を少数言語として認めていません。国連機構が手話言語を認めているにもかかわらず、「地域言語・少数言語欧州憲章」の適用範囲には、現在のところ各国の手話言語は含まれていません。これは、地域的な現状と世界的な現状との間に格差があることの証拠です。

「言語的人権」とは何か？

「言語的人権」は、「言語権」と「人権」の交差点で開発された最近の概念です。この概念は1989年にトヴェ・スクットナブ=カンガス (Tove Skutnabb-Kangas) によって提唱されました。カンガスは、言語権は人権の1つのカテゴリーであり、言語権の剥奪は言語的マイノリティから人権の完全な享受を奪うことになると主張しています。

「言語的人権」の概念はろうコミュニティにとって極めて重要です。なぜなら、「言語的人権」の概念では、ろう者に手話言語が提供されないことは、ろう者の最も基本的な人権の剥奪につながると認識されるからです。自国の手話言語がなければ、ろう者は、質の高いインクルーシブな教育にアクセスすることができません。自国の手話言語がなければ、ろう者は公正でインクルーシブな労働市場にアクセスし、尊厳に沿った経済生活を維持することができません。自国の手話言語がなければ、ろう者は、災害や緊急時に公的機関と意思疎通をとることができません。このように、自国の手話言語がないことによって困る問題は数多くあります。

人々の「言語的人権」(主に音声言語に対する「言語的人権」)を支援する法的枠組みを持つ国がいくつかあります。ほとんどの場合は、社会の一部または全ての領域で、選択した言語を使用する権利を認める法律です。多くの場合、このような法律の適用範囲は、教育を受ける権利、保健医療、法制度、雇用、公的機関やサービスとの公的なやり取りを受ける権利を網羅しています。

言語権の根底にある考え方は、人々に自らの言語を選択する権利を認めることで、彼らの人権を尊重し、彼らの人権を実現するという考えです。さらに、集団に帰属しているという共通の感覚や、相互尊重を通じて、社会へのインクルージョンと参加を促進することになります。ほとんどの言語法では、少数言語の使用者と彼らのコミュニティは、彼らの言語の使用に関するあらゆる問題や取組について、政府から協議を受けなければならないとされています。このことは、CRPDの第4条3項が、締約国に対し、「障害のある人に関するあらゆる取組について、障害のある人の代表組織と協議すること」を義務付けていることと共通しています。

教育における「言語的人権」の重要性に関する確かな証拠を含む文書が、ユネスコ【13】、ユニセフ【14】、WFD【15】によって発表されています。自身の母語を使って学ぶことは、教育成果を高め、読み書きの能力レベルを高め、「母語」と「人口の多数が話す言語」の両方で流暢に意思疎通をとる能力を高めることが示されています。これらの知見は3団体の文書全てで一致しています。また3団体の文書全てで、言語的・文化的モデルを持つことの必要性と、家族や地域社会が関与する必要性が強調されています。

結論として、先に詳述した手話言語権を規定する原則は、「言語的人権」の一般原則に沿っている必要があります。

手話言語権に関する法律には以下の「**指針概念**」を含めてください。この「指針概念」には「言語的人権」の枠組みが反映されています。

指針概念

- 手話言語使用者のマイノリティコミュニティとしての尊厳とアイデンティティを尊重すること
- ろう者の文化的アイデンティティと言語的アイデンティティを尊重すること
- 生まれた時から、もしくはろうであることが判明してから、早期かつ自然に手話言語を獲得する機会を提供すること。ろう者の家族・養護者も同様である。
- 自国の手話言語（手話言語が複数の場合もある）による質の高い教育にアクセスできること。この教育には、自国の手話言語が流暢で資格を持った教師が指導することと、言語的アイデンティティ・文化を促進することが含まれる。
- 公共サービスにおける情報・意思疎通へのアクセスを提供すること。
- 手話言語通訳者を伴う司法制度へのアクセス、法的能力を承認すること。
- 自国の手話言語の提供を否定することは、ろう者が基本的人権を享受できないという結果をもたらすと強調すること。

宿題：

あなたの暮らす社会で調査を実施してください。調査の内容は、ろうコミュニティときこえる人それぞれに、自国の手話言語に関する知識を尋ねることです。調査形式の例を以下に示します。受け取った回答を使って、言葉を引用して、以下の表を埋めてください。

13 ユネスコの言語と教育原則（2003年）、到達できないものに到達する：ラテンアメリカにおける先住民の複数文化のバイリンガル教育、すべての人のための教育：世界モニタリグ報告書用に作成されたユネスコの背景文書（2010年）

14 ユニセフ、母語を基礎とするバイリンガル教育に関する行動研究：ベトナムにおける少数民族の子どもたちの教育の公平性と質の向上、2012年9月、URL：

http://www.unicef.org/vietnam/Edu_Pro_Brief_3_-_8_pages.pdf

15 <https://wfdeaf.org/news/wfd-position-paper-language-rights-deaf-children/>

この活動を行うことで、あなたの組織は、コミュニティのメンバーがあなたの国の手話言語についてどのように考えているのかをより包括的に理解することができます。この調査では、ろうコミュニティ以外の人々からの視点も集める必要があります。さらに、手話言語・ろうコミュニティに関する意識向上や教育キャンペーンを展開する際に、取り組むべき分野についてより明確な概要がわかります。

この調査により、自国の手話言語を法的認知するための権利擁護活動を開始する際、参加者全員が同じ見解を持って活動を始めることができます。

調査形式の例 (Sample annotation chart for your survey Example of possible responses)				
	ジェスチャーとしての手話言語	意思疎通手段としての手話言語	言語としての手話言語	ろうコミュニティの公式言語としての自国の手話言語
あなたの地域コミュニティにおける手話言語に対する見解。 様々な調査対象者（ろう児の家族、一般市民、教師など）からの回答の引用をここに書き込んでください。				

第5章：手話言語権の法制に関する最良の方法

既に自国の手話言語を認知している国の数のまとめ

法的枠組みカテゴリーの説明

手話言語権に関する優れた法律に含まれるべき内容

言語政策と自由

平等と無差別

教育に関する条項

手話言語通訳

言語使用とアイデンティティの促進

情報へのアクセス（緊急事態を含む）

言語決定プロセスへのろうコミュニティの参加

ろう者と法的能力

手話言語法の事例研究（ケーススタディ）

アフリカ - ケニア

南米 - コロンビア

アジア - 韓国

ヨーロッパ - ブルガリア

オセアニア - ニュージーランド



前の第4章までは、ろう者の手話言語に対する「言語的人権」の重要性を検討しました。ここからの第5章では、世界ろう連盟が手話言語法に関する最良の方法(ベストプラクティス)と考えるものをまとめて紹介します。活動を始めたばかりの国々が自国の手話言語法を起草する際に、基礎となるモデルとして参考にすることができます。

「法律、行政、司法行為において手話言語を使用する権利」、「手話言語による教育を受ける権利」、「完全な文化的アイデンティティを発展させる権利」、「差別・疎外・排除をされずに社会のあらゆる側面に参加する権利」は、ろう者の人権です。

既に自国の手話言語を認知している国の数のまとめ

世界ろう連盟は、法的手段によって既に自国の手話言語を認知している国々のデータを収集しています。本章では、これらのデータを紹介します。

自分の国及び／又は地域の手話言語（複数ある場合は複数の手話言語）とろう者の文化権を認知している国々が多くあり、世界は大きく進展しています。

「各国の手話言語の意義ある法的認知は、人権をよりよく享受することにつながります」



法的枠組みカテゴリーの説明

世界の法制度には、相違点と類似点があり、またそれぞれのアプローチがあります。デ・ムールダー（2015年）【16】は、様々な法律を8つに分類しました。本ガイドラインでもこの分類を使用します。デ・ムールダー（2015）が述べたとおり、この分類は、それ自体が階層や順位を示すものではなく、別個の法的構造を説明しただけのものです。重要な点は、前章で分析したように、法律が、「手話言語が完全な言語であることを認知すること」、「ろう者には手話言語を使う権利があることを認知すること」、また、「当該の法的枠組みを通じて、言語権・文化権を日常生活のあらゆる面で尊重すること」を目的にしていることです。私達には、「私達の言語（手話言語）で自己表現する権利」、「私達の言語（手話言語）で質の高い教育を受ける権利」、そしてもちろん、「資格のある手話言語通訳者を通してアクセシブルな方法で情報にアクセスする手段を持つ権利」があることをしっかりと理解しましょう

色	分類	説明
青	手話言語が認知されている国	なにかしらの形で手話言語を認知している全ての国を示しています。認知の形式は様々であり、それぞれの国で、それぞれの権利が与えられています。
グレー	手話言語が認知されていない国	自国の手話言語を国家レベルで法的認知していない国を示しています。国によっては地方レベルでの認知をしている場合もあります。
オレンジ	憲法による認知	憲法レベルでの手話言語認知を実現した国を示しています。
黄色	一般言語法による認知	一般言語法に自国の手話言語を盛り込んでいる国を示しています。
ターコイズ	手話言語法または手話言語に関する法律による認知	国の立法機関で可決された法律の形で、自国の手話言語の法的認知を実現した国を示しています。
緑	他の意思疎通手段を含む手話言語法または手話言語に関する法律による認知	ろう者が使用する他の形態の意思疎通手段も認められ、通常は盲ろう者が使用する意思疎通手段も含まれる法律において、自国の手話言語の法的認知を実現した国を示しています。この種の認知は、議会で可決された法律、法令（decree）、もしくは政府の規則（governmental regulation）の形で行われます。

16 <https://www.jstor.org/stable/26191000>

紫	国語審議会による 認知	国語審議会の機能に基づく法制度で、自国の手話言語の法的認知を実現した国を示しています。
赤	障害のある人に関する一般的な法律 で認知	「障害のある人に関する一般的な法律」の形で、自国の手話言語の法的認知を実現した国を示しています。これは、国の立法機関によって可決された法律であったり、行政規則であったりします。

本ガイドラインの「資料」では、自国の手話言語を法的に認知している国の全リスト（アルファベット順）をご覧いただけます。（訳注：2023年時点の情報）

手話言語権に関する優れた法律に含まれるべき内容

世界各国の法制度には違いがあります。このセクションでは、各国の手話言語を認知する法律の中で最低限規定されるべき基準のリストを示します。

このリストは、あなたの国の政府が手話言語の認知に向けて取り組んでいる場合や、既存の法律を改正したいと考えている場合にも応用できます。

以下は、到達すべき絶対的な最低限のラインとして考えるべき事柄です：

- 自国の手話言語の法的認知と普及
- 自国の手話言語によるろう者教育に関する条項
- 自国の手話言語を教えること
- 自国の手話言語通訳者の準備、資金援助、認定
- ろう者の言語的・文化的アイデンティティの促進
- 自国の手話言語に関するあらゆる意思決定プロセスへのろうコミュニティによる関与

手話言語法を考案する際には、「障害者権利条約」、その「指導原則」、そして、「無差別」、「合理的配慮」、「アクセシビリティ」、「自国の手話言語の言語的地位」などの主要概念の言及を含めることが極めて重要です。

以下は、しっかりとした手話言語法を設計するために使える指針概念のリストです。



言語政策と自由

手話言語の公的認知と普及

このプロセスは、少数言語に関する条約や、(CRPDなどの) 国際条約に従う必要があります。手話言語使用者の権利に関する法律は、以下の指針概念を含むべきです：

- 自国の手話言語（複数ある場合は手話言語達）をろうコミュニティの文化権・言語権として認知・宣言する。
- 憲法が保障する人権の完全な享受に関する基本原則の実現を保証し、言語や障害を理由とする差別を禁止する。これらの理由による差別は人権侵害である。
- 手話言語通訳者を含め、手話言語による人権の完全な尊重を保証する国内憲法、民法、刑法、行政法を含む包括的な法的アプローチで、手話言語権を扱う。
- ろう者が司法制度において、直接の意思疎通または手話言語通訳を介して、自国の手話言語を使用できるよう保証する条項を盛り込む。
- ろう者の代表組織が関与する、自国の手話言語法の実施を監視するための条項を盛り込む。
- 手話言語法を実施するための完全かつ持続的な資金を確保するための条項を盛り込む。

- 言語的・文化的マイノリティグループの一員としてのろうコミュニティの尊厳・帰属意識の尊重を強調する。
- その国の手話言語に対して公式の地位を認め、その国の他の公式言語（存在する場合は）と同様の権利・特権を享受できるようにすること。これは、ろう者が、公的な側面と私的な側面の両方で、手話言語を使用できることを意味する。
- 政府機関からの公共サービスを、直接または手話言語通訳を介して、手話言語で受けられるようにし、あらゆる分野で権利の行使を保障する。

平等と無差別

- 無差別について：法律に、言語的平等と、言語を理由とする差別、排除、非合理的な不利益の禁止に関する条項を盛り込むこと。
- 自国の手話言語は国の文化遺産として普及、考慮されなければならない、ろう者はこの遺産の増進者として認識され、その保存、文書化、研究、普及、活性化を担うべきである。

教育に関する条項

ろう児を対象とした手話言語教育における教育に関する条項

教育は基本的人権であり、教育が基本的人権であることは、「世界人権宣言」（1948年）に始まり、「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」（1966年）、「子どもの権利に関する条約」（1979年）など、いくつかの人権法文書で認められています。ろう児のための質の高いインクルーシブ教育は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の目標4でも強調されている権利です。

にもかかわらず、何百万人ものろう児、若者、成人が、生涯にわたる質の高いインクルーシブ教育の機会を与えられていません。さらに、教育が提供されたとしても、その教育の質は、他の学習者に提供される教育に比べて劣っています。このような理由の大半は、社会的、言語的、文化的、アクセス上の問題に起因しています。この問題を緩和する一つの手段は、質の高いインクルーシブ教育に関する条項を法律に盛り込むことです。

手話言語に関する国内法には、ろう者の教育問題に特化した章やパートを盛り込む必要があります。これは最も重要な要素の1つであるため、この条項を作成する際には、細心の注意と正確さをもって作成し、誤解が生じないようにすることが不可欠です。WFDは、「インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書」において、ろう児の教育に関する最低限の考慮事項を勧告しています。

その内容は以下の通りです：

インクルージョンとは経験であり、どこに通学するかということではない。

ろうの児童生徒は、手話言語による指導、「ろうの同年代の仲間」とともに過ごす集団的な環境、これらにより、言語・文化の発達を可能にするという独自のニーズを持つ。

WFDは、ろう児に質の高いインクルーシブ教育を提供するには、教育環境が4つの基準を満たす必要があると考えている：

- ①教育は自国の手話言語（複数ある場合は複数）と自国の書記言語（複数ある場合は複数）で行うこと。
- ②学校は政府の公式カリキュラムに従い、ろう児の学習の可能性を最大限に引き出すこと。
- ③教師はその国の手話言語（複数ある場合は複数）を母語レベルで習得していること。
- ④ろう児が、「ろうの同年代の仲間」や「ろうの大人のロールモデル（お手本になる人）」と共に過ごせること。

以下に、法案に含めるべき最も重要な指針を示します：

- ろう児が、自国の手話言語の自然かつ自発的な獲得にアクセスできること。ろう児が、学校で、「手話ができるろうのロールモデル（お手本になる人）」と共に過ごせる環境であること。ろう児の家族が、できるだけ早い時期に手話言語教育を受ける機会を得られること。言語豊かな環境は、ろう児が多言語話者として成長し、その可能性を最大限に発揮する機会を増やす。
- ろうの学生に対する教育は、良質で、無料で、アクセシブルで、義務的であること。また、幼児教育、初等教育、中等教育を含め、全てそろった教育であること。障害や手話言語の使用を理由とする差別を含め、教育に関するいかなる差別も存在しないこと。
- 教育の全課程を修了していないが、修了する必要があるろう者を対象に、教育プログラムを実施する条項を設けること。これらの条項では、手話言語と書記言語の両方を習得していない人々が読み書きの能力を向上することに焦点を当てたプログラムも提供できるようにすること。このプログラムの目的は、ろう者が、高等教育へのアクセスし、公正でインクルーシブな労働市場に入るために良い機会を得ることを目指したものだ。
- 教師の準備や自国の手話言語（複数の場合もある）によるカリキュラム開発教材のためのリソース、ろうの生徒全員を対象とした合理的配慮のためのリソース、必要な場合には、ろうの手話言語モデル（deaf sign language models）と有資格の手話言語通訳のためのリソースを適切に配分すること。
- ろう学生を対象とした自国の手話言語による教材の開発に関する条項とともに、ろうの手話使用者による手話言語のレジスター（register）の文書化と拡大に関する条項を盛り込むこと。
- 危機的状況や緊急事態における教育条項を作成する際には、オンラインの教育環境におけるろう児のための合理的配慮について予想し、これを盛り込むこと。また、危機的状況においても、アクセシブルな教育サービスを継続できるように保証する条項を作成すること。

手話言語通訳者

専門的手話言語通訳の準備、資格、認定

専門的手話言語通訳者についての規定を設けることは極めて重要です。ろう者は、劣悪な手話言語通訳サービスを頻繁に経験しています。このようなサービスでは、適切な意思疎通や情報への完全なアクセスができません。

CRPDは、締約国が専門的手話言語通訳者の研修やサービスに資金を提供する責任があると述べています。しかし、この責任はしばしば見過ごされ、CRPDの視点から観ると、ろう者の権利を侵害していることとなります。世界ろう連盟は、手話言語通訳者に対する熟慮すべき最低限の事柄として、以下の勧告を公表しています。

- 手話言語通訳者と（盲ろう者を対象とした）ガイド手話言語通訳ガイドのプロフィール／略歴を明確に確立する。具体的には、役割、責任、研修、継続教育、資格、認定を必須かつ明確に定義すること。
- 専門の手話言語通訳者養成プログラムが存在しない国もある。しかし、研修プログラム（学位は授与しないプログラムで、ろう協会が運営している可能性が高い）は存在するだろう。あなたの国がこれに当てはまる場合、手話言語法案には、「学位を持たない手話言語通訳者」の定義、研修期間、仕事として通訳ができるようになるために受けるべき評価、専門の完全な資格を持った通訳者になるために研修で受けるべきプロセスを明確に示すこと。
- 司法制度、放送、公共サービス、保健医療サービス、救急サービス、その他全ての分野においてアクセシビリティを提供する際の手話言語通訳者・ガイド通訳者の範囲と義務について、法案採択後にガイドラインを制定すべきである。
- 国・地域・地方政府が、様々な公共サービスにおいて、専門の手話言語通訳者の地位を確保するために資金提供する責任を負う条項を設ける必要がある。同様に、公共サービスを提供する民間団体に対する支払いのシステムも整備する必要がある。このような資金を中央政府の資金で賄っている国々もあるが、民間団体が全体予算の一部から賄っている国々もある。ろうの消費者は公共サービスの利用料を支払う責任を負うべきでない。通訳への資金に関する課題は、順次前進させていくべきだ。つまり、時間をかけて順次アクセスを増やし、さらなる規制や指導を実施すべきだ。
- 専門の手話言語通訳者の評価・認定に、国内ろう協会が加わると明確に定めること。

言語使用とアイデンティティの促進

ろう文化およびろうコミュニティの言語的アイデンティティを支援する条項

- 政府が資金を提供する特定の計画やプログラムを通じて、手話言語を国の言語的・文化的遺産の一部として保存・促進するためのガイドラインを設けること。これらはろうコミュニティの専門家が主導すること。
- 国は手話言語を大切にすることで、ろうコミュニティによる文化表現を促進するための措置を採用し講じることができる。また、言語的・文化的アイデンティティを推進する国の統治機関

は、その任務の中に国の手話言語を含めること。

- マイノリティグループが自分たちの文化や言語を享受する権利を否定されないようにするための条項を設けること。

情報へのアクセス（緊急事態を含む）

情報・サービスへの手話言語によるアクセス（緊急時を含む）

- 公的機関が提供する情報は、ろう者を含む全ての国民にとってアクセシブルであること。手話言語法は、「全ての意思疎通・サービス」におけるアクセシビリティを保証するためのガイドラインを政府に提供すること。「全ての意思疎通・サービス」には、放送、行政サービス、公共交通機関、社会サービス、電気通信、水道、電気供給サービス、その他の分野が含まれる。
- （自然災害、人道的災害、武力紛争、気候変動、生物衛生上の危険（bio sanitary hazards）などの）潜在的な危険がある場合、政府は一般市民が全ての情報・意思疎通を手話言語（複数ある場合は、複数の手話言語で）で利用できるようにする義務がある。救援活動、避難活動、緊急心理支援、緊急医療、一時的な難民・被災者用住宅、その他脆弱な集団を対象とした取組を計画する際には、ろう者のニーズを考慮すべきである。

意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加

立法過程にろうコミュニティのメンバーが参加することは、手話言語権を守るための努力が好ましい結果につながるための重要な要素のひとつです。これはCRPD第4条3項に由来します。

手話言語を管理する法律は、ろうコミュニティの参加を得るための具体的な条項を設けることが不可欠です。法案では、手話言語法案の実施において、ろう者の代表組織を通じて、ろう者の参加とインクルージョンのための手続きを保証する必要があります。「意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加」を実現している例としては、手話言語に関する国家評議会（national council）を設立した国々や、自国の手話言語を担当する組織を設立し、ここにろうコミュニティの参加を含めている国々があります。また、法律の実施方法についてろうコミュニティと合意に達することを政府に強制する条項を設置するという例もあります。「しっかりと手話言語法」には、ろうコミュニティの参加方法が概説されている必要があります。以下は、手話言語に関する法律・法令に含まれるべき基準です。

- ろう者・手話言語・ろう文化に関連する全ての問題において、ろうコミュニティと協議する義務を国・地域・地方政府、公的機関に課す。
- 自国の手話言語（複数ある場合は複数の手話言語）の計画、研究、普及、活性化、保護（preservation）、保護（protection）、ろうコミュニティのエンパワーメントについて、これら主導する団体を設立する、またはその団体にこれらを委託する。
- 法律には、1年に1度の説明責任や報告メカニズムを含めること。これにより、進捗状況、順守、透明性を最もよく監視でき、全ての人の手話言語権の実現につながる。説明や報告は、国内の手話言語と書記言語の両方で行われるべきである。

法的能力

ろう者と法的能力

- ろう者の法的能力に関する条項を設け、これによ法的能力について疑いの余地を無くすこと。ろう者は、自国の手話言語による表現及び意見の自由の恩恵を受けるべきだ。さらに、ろう者が、（契約、運転免許の取得、結婚など）民事上の法的手続きを行う際に、法的能力を行使して自己決定するために、自国の手話言語を使用する権利を持てるようにすること。

手話言語法案に関するロビー活動を行う際に、自国のニーズに合わせて、できるだけ網羅的な法案を作成することが、ろうコミュニティにとって最善の利益となります。つまり、ろう者を社会にインクルージョンするための様々な側面をカバーする条項を、できるだけ多く盛り込むべきです。ろう者のバイリンガル教育、手話言語通訳者、手話言語の発展・研究、公的情報へのアクセス、監視、実施メカニズムなどの問題が、既存の法律に存在しないのあれば、手話言語法案で法制化すべきです。

権利擁護のプロセスには、政治家や意思決定者との広範な交渉や一進一退の議論が必要であることを、あなたの組織が考慮することが極めて重要です。法案を読み、法案を修正し、政府の様々なレベルで行われる公開協議に参加するために、多くの時間をを使うことになるでしょう。

したがって、手話言語法の制定を求めるロビー活動を始める前に、あなたやあなたの組織は、全ての問題とテーマについて分析を行い、何を法律に盛り込むべきかを検討する必要があります。法律に盛り込むべき内容の一覧を作成した後、どのテーマが譲れないかものを決定し、法律に特定の文言を盛り込むよう求めましょう。

全国ろう協会が自国の言語政策や法的状況を調査し、手話言語法案にどの問題を含めるべきかを決定することが重要です。

手話言語法の事例研究（ケーススタディ）

このセクションでは、5つの国（各大陸1つずつ）の法律の説明を紹介します。それぞれの国には、手話言語に関する国内法を制定する際の最良の方法（ベストプラクティス）と考えられるいくつかの条項があります。「完全に最良の方法である」と言える法律はありません。以下で紹介する法律の中には、より改善できる条項を含む法律もあります。しかし、他国が「最良の方法」として利用できる条項が含まれているという点で、以下の法律を紹介します。

各国の最も重要な条項に焦点を当てます。以下の側面を考慮し、各国の分析をしています：

- 法律の背景と目的の分析
- 言語政策と自由
- 平等及び無差別
- 手話言語の使用と文化的アイデンティティの促進に関する方針
- ろう児を対象とした手話言語による教育に関する教育条項
- 専門の手話言語通訳者の研修、資格、認定
- 緊急事態における情報・サービスへの手話言語によるアクセス
- 意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加

ここで提供された資料については、参考文献目録で調べることができます。また、この文献目録のリンクは、法律全体を考察し完成させる際にも有益です。

アフリカ - ケニア



訳注：本ガイドラインの「アフリカ - ケニア」セクションには、「KSL法案2021」が度々に引用されている。しかし、本ガイドラインの原文における法案の引用は、おそらく「KSL法案2021」そのものではなく、「KSL法案2019」のままであると思われる。また、「KSL法案2019」と「本ガイドラインの原文」では、「deaf people」（KSL法案2019の表記）と「the deaf」（本ガイドラインの原文の表記）の違いや、条文の見出しが間違った箇所に入っているなどの違いがある。

2010年、ケニアは新憲法を制定し、3つの条文でケニア手話言語（KSL）について言及しました。この憲法は、第7条(3)(b)でケニア手話言語をケニアに固有の言語として認めています。原文は以下の通りです。

「ケニア固有の言語であるケニア手話言語と点字、その他の障害のある人にとってアクセシブルな意思疎通手段や技術の発展と使用を促進する」

さらに、第54条(1)(d)には、全ての障害のある人に以下の権利があると記されています：

「手話言語および点字、そのほかの適切な意思疎通手段を使うこと」

そして最後に、同憲法第120条(1)において、ケニア手話言語はケニア議会の公式言語および使用言語（working language）とされました：

「議会の公式言語は、スワヒリ語、英語、ケニア手話言語とし、議会の仕事は、英語、スワヒリ語、ケニア手話言語で行うことができる。」

憲法にケニア手話言語を盛り込むための権利擁護活動は、日本財団からの資金援助と、ケニアろう協会（KNAD）の下でケニアのろうコミュニティが精力的な権利擁護活動を行ったことにより実現しました。

憲法で規定された手話言語に関する事柄を実施するには、予想以上に時間がかかりました。ケニアのろう者は依然として資格のあるKSL通訳にアクセスできず、就職すること、教育へのアクセス、公共情報の入手など

に困難を抱えていました。このため、ケニアろう協会は、MIUSA (Mobility International USA/モビリティ・インターナショナルUSA) やアメリカろう協会などの他組織からの支援を受けました。具体的には、法律に関する研修を開催する支援や、より包括的な法律を制定することを目的としたプロセスの支援を受けました。このプロセスでは、多くの作業、協力、取引、ろう者や手話言語通訳者との協議が必要でした。KNADは法律起草者を雇い、起草者は全ての会議や研修に出席し、参加者からの提案に従って提案書を作成しました。法案が作成された後、KNADは、ろうコミュニティと地方政府の両方からフィードバック、意見、提案を受けるための検証会議を行いました。

徹底的な取組は、最終的に、「ケニア手話言語法案2019」【17】の制定によって実を結びました。その後、「ケニア手話言語法案2019」は、現在「ケニア手話言語法案2021」【18】となっています。

「ケニア手話言語法案2021」には2つのセクションがあり、ケニア手話言語に特化した19の条文があります。
訳注：「19の条文」は「KSL法案2019」時点の情報と思われる。「KSL法案2021」の条文の数は「20」である。

法律の目的

「ケニア手話言語法案2021」には7つの目的があり、7つの目的で、社会におけるケニアのろう者の基本的権利を保障しています。7つの目的は、CRPDの一般原則や、「ケニア憲法2010」におけるKSLに関連する条項に沿ったものです。「ケニア憲法2010」は、ろう者が完全に社会参加をするために必要な手段を認めることにより、ケニアにおけるろう者の権利の平等を認めています。

法案の目的は以下の通りです：

- (a) きこえない・きこえにくい人が社会に溶け込めるようにする。
- (b) きこえない・きこえにくい人の正当で公正な行政的処置に対する権利を保護・促進する。
- (c) きこえない・きこえにくい学習者に対する質の高い教育へのアクセスを促進する。
- (d) 手話言語通訳者の認定と規則を定める。
- (e) ろう者に対する公共サービスへのアクセスを促進する。
- (f) きこえない・きこえにくい人が雇用機会を求めて競争する機会を創出することにより、職場におけるインクルージョンと多様性を促進する。
- (g) きこえない・きこえにくい学習者の読み書きの能力の発達を促進する。

言語政策、自由、アイデンティティ：

17：
<http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2019-09/The%20Kenyan%20Sign%20Language%20Bill%20C%202019.pdf>

18：
<http://www.parliament.go.ke/sites/default/files/2022-03/The%20Kenya%20Sign%20Language%20Bill%202021.pdf> 訳注：このURLは原文ではなく、和訳時に追加したものである。

「ケニア手話言語法案」の言語政策は、文書の中で最初の部分で言及されており、憲法を引用して、ろう者の教育と法的能力（法的手続き）の両方のためにケニア手話言語の使用を促進し、発展させることを求めています。

さらに、「KSL法案」の第4条(1)と(2)で、KSLが、ケニアのきこえない・きこえにくい人が、自己表現と他者との意思疎通の両方のために使用する言語であることを明確かつ直接的に認知しています。

これらの条項によると、ケニアのろう者は、ケニア手話言語で意思疎通する自由があります。この法律の重要な点は、ろう者にケニア手話言語の発展と保存の責任を与えていることです。ろう者は、自分たちの言語（手話言語）に関連するあらゆる面で協議を受ける必要があります。これはこの法律の重要な特徴です。

上記に関して述べている条文は以下の通りです。

第4条 (1) ケニア手話言語は、ケニアのきこえない・きこえにくい人が自己表現や他者との意思疎通に使用する言語である。

(2) ケニアのろうコミュニティは、ケニア手話言語を使用し保存する権利を有する。

(g) きこえない・きこえにくい学習者の読み書きの能力の発達を促進する。

この条項は、ろう者が希望する言語はKSLであり、KSLはろう者のアイデンティティの中心部分であることとしています。この条項は、KSLを保存し促進する責任を定めています。

平等及び無差別：

「KSL法案2021」は、平等及び無差別について特別には言及していません。しかし、法律の最終節は、ケニアの国家による統治の価値観の一部として平等及び無差別の原則に言及している憲法第10条(2)を想起させます。したがって、ろう者を含め、いかなる人も差別されることはなく、他の人と同じように扱われる権利があります。

ろう者は手話言語を使う権利があり、手話言語の使用は保護されています。したがって、当局は、（行政サービス、司法制度、公教育へのアクセスなど）生活のあらゆる側面において、言語に関する平等の権利を尊重し、実施する必要があります。

ろう児のための手話言語による教育条項：

「KSL法案2021」は、ろう者の教育に関する様々な規定を定めています。また、ろうの生徒が、必要に応じて支援や調整を受けながら、ケニアにおける優勢な言語を学ぶことができるよう、様々な方策を示しています。これを実現するために、多数派の言語であるスワヒリ語とケニア手話言語の両方を教える資格を持った教師を国が確保することも定めています。この配備では、両言語（スワヒリ語とケニア手話言語）はろう児の教育において同等に重要なものとして扱われます。

さらに、「KSL法案」は、ケニア手話言語を学習するための教材（デジタル教材を含む）の開発に資金を使用する義務を定めており、その教材には学習媒体として英語も含まれる必要があります。つまり、ろうの生徒は、3つの言語（スワヒリ語、英語、ケニア手話言語）にアクセスできる必要があります。これにより、ろうの生徒は多言語に対応できるようになります。

教育に関する法律のもう一つの重要な点は、教員養成機関がケニア手話言語コースと手話言語通訳者養成コースをカリキュラムに含めること定めている点です。

法案は、きこえない・きこえにくい人の学校に十分な数の教員を配置することも義務づけています。これにより、ろう児が通う学校には研修を受けた専門家がいることとなります。最後に、「KSL法案2021」は、ろう児の家族・介護者がケニア手話言語の教室に通うための制度設計を義務付けています。これは、ろう者のアイデンティティと文化を促進する手段として本当に重要です。

教育に関する条項は以下の通りです。

教育担当の閣僚は以下を行う。

- (a) きこえない・きこえにくい学習者が、教育制度における優勢な指導言語を理解し、使用できるような方法で指導を受けられるようにすること。
- (b) 英語とスワヒリ語の十分な能力をろう児が身につけられるよう、教師が支援をすること。これには、教師が、ケニア手話言語を書記ではなく手話で教えることを含む。
- (c) きこえない・きこえにくい学習者の教育に役立つ教材を開発すること。
- (d) きこえない・きこえにくい学習者を対象とした教材開発に十分な資金を確保すること。
- (e) (訳注：画像や動画などの) デジタル形式のケニア手話言語の教材には、指導のための伝達手段として標準的英語の表示を含めること。
- (f) ろう者のための教育機関は、ろう学習者のための公式・非公式教育、能力開発、自立支援に適切に対応すること。
- (g) 教員の教育を行う機関が、カリキュラムの一環として、ケニア手話言語と通訳のコースを提供すること。
- (h) 認定校に通うきこえない・きこえにくい子どもの教師のために、十分な数の職場を確保すること。
- (i) 以下の人達に、ケニア手話言語教室を提供する制度を設けること。
 - (i) きこえない・きこえにくい子どもの両親、兄弟姉妹、祖父母。
 - (ii) きこえない・きこえにくい子どもの保護者または主たる養育者となりうるその他の者。

専門の手話言語通訳者の準備、資格、認定

「KSL法案2021」には、手話言語通訳者の範囲、略歴、業務について詳述したいくつかの条文があります。手話言語通訳者は専門的であり、認定を受け、以下のような業務規範に従う必要があります。

第9条：基準、認定、手続き

- (1) 障害のある人の問題を担当する官僚は、ろうコミュニティのメンバーと協議して、ケニア手話言語通訳の基準、認定、手順に関する国のシステムを開発すること。
- (2) 第(1)項の目的のために、閣僚は以下のことを行う。
 - (a) ケニア手話言語通訳の提供を規制する。
 - (b) ケニア手話言語通訳者の登録のための追加手続きと基準を定める。

(c) ケニア手話言語通訳者の登録簿を作成し、管理する。

(d) ケニア手話言語通訳者として登録されるために必要な教育・訓練・資格を定める。

10. 手話言語通訳者の登録

(1) ケニア手話言語通訳サービスを提供しようとする者は、第8条に基づき同閣僚が定める基準・手続きに従い、同省による登録を申請する必要がある。

(2) 第(1)項の申請は、同閣僚が規則で定める様式で行う。

第11条：登録

(1) 同閣僚は、同省内の公務員を、「ケニア手話言語通訳者登録官」として任命する。

(2) 同閣僚は、手話言語通訳者の最も代表的な登録団体と協議の上、手話言語通訳者を登録する際の条件・資格を決定する。

第12条：手話言語通訳者の登録

(1) 手話言語通訳サービスを提供するために同閣僚によって登録されたすべての人の氏名が記載される登録簿を、同登録官が保管・管理すること。登録簿には、以下の内容を記載すること。

(a) 登録簿に記載された日付

(b) 登録された者の住所

(c) 登録者の資格

(d) 同閣僚が定めるその他の事項

(2) 第(1)項に基づき登録簿に氏名が記載された者は、第(1)項に基づき記載された事項に変更があった場合、登録官に報告すること。

第13条：登録証明書

(1) 登録官は、登録簿に氏名が記載された者に対し、登録証明書を発行する。

(2) ある者の氏名が登録簿から削除された場合、その者、またはその者が死亡している場合はその者の法定代理人に対し、登録簿への登録証明書の引渡しを求める通知を、登録官が行うこと。

(3) 登録官が発行した登録証明書は有効であり、1年間効力を有する。

第14条：登録簿の閲覧

通常の執務時間中、所定の手数料を支払うことにより、登録簿や記載事項に関する書類を、誰でも閲覧することができる。また、このような書類の写し／抜粋を、登録官から誰でも取得することができる。

第15条：行動規範

(1) 同閣僚は、手話言語通訳者の最も代表的な登録団体と協議の上、手話言語通訳者の行動規範を官報に掲載する。

(2) 第(1)項に基づき公表された行動規範は、質の高い手話言語通訳サービスを提供するための指針として機能する。

(3) 第(1)項の行動規範に違反した者は、手話言語通訳者の登録簿から抹消される可能性がある。

緊急時の手話言語による情報およびサービスへのアクセス：

「KSL法案2021」には、公共サービス・情報におけるアクセシビリティに関する規定のみしかありません。緊急・危機の際のアクセスについては言及されていません。

第5条(d)：公共サービスに関する情報は、ケニア手話言語を含む適切な手段を用いて、ろうコミュニティにとってアクセシブルなものであること。

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加：

「KSL法案2021」の第5条(a)では、公的機関が手話言語に関して行う全ての決定において、ろうコミュニティのメンバーは常に協議を受ける必要があると明記されている：

第5条：国政府・県政府は、憲法またはその他の成文法に基づく権限・機能を行使する際、合理的に実行可能な限り、以下を確保すること。

(a) ケニア手話言語の開発・使用・普及に関連する全ての事柄について、ろうコミュニティのメンバーと協議すること。

(b) 政府のサービスを国民へ宣伝する際、また、国民へ情報提供をする際に、ケニア手話言語を使用すること。

CRPDは、法律・政策の実施に関する原則として、「障害のある人の団体と緊密に協議し、障害のある人の団体が積極的に関与できるようにすること」を締約国に義務づけています。上記の第5条は、このCRPDの原則に沿ったものです。ろう者は、手話言語に関する問題や、意思疎通・情報のニーズについて最もよく知っています。そのため、ろう者の代表組織を通じて、これらの情報を得ることができまし。したがって、政府を支援する役割には、ろう者や、ろう者の代表組織が最適です。

これにより、ケニア政府は、法案に記載されている全ての設備の設計・開発・実施にろうコミュニティが参加できるようにするため、必要な手段を実施する必要があります。ケニアのろうコミュニティは、その代表組織を通じて、ろう者・ケニア手話言語の最善の利益のために政府に対応し、助言する必要があります。

さらに、「KSL法案2021」では、同第5条の(c)において、政府はろうコミュニティの積極的な参加を保証するため、ろう者が必要とするアクセシビリティの提供に関する費用を負担することを義務付けています。

(b) 政府のサービスを国民へ宣伝する際、また、国民へ情報提供をする際に、ケニア手話言語を使用すること。

訳注：上記は、本ガイドラインの原文の通り訳しましたが、「5条の(c)」と「第5条の(b)」で条文が一致しておらず、作成者が実際に引用したかった条文は、「第5条(c)」だと思われる。「KSL法案2019」の「第5条(c)」の内容は、以下の通り。

第5条(c)すべての公共機関は、その公共機関が提供する法定の権利(statutory entitlements)やサービスを利用にあたってケニア手話言語に完全に依存している人々に対して、ケニア手話言語の無料通訳を提供するために、合理的かつ必要なすべてのことを行わなければならない。

南米 - コロンビア



1996年、コロンビア議会はろう者に関する規定を定めた「法律324号」を承認しました。この法律は、コロンビア手話言語〔当時は手話 (manual language) と呼ばれていた〕がろう者の自然言語であることを説明した重要な法律でした。またこの法律では、テレビ放送番組におけるアクセシビリティの保障、ろう児の教育、手話言語通訳者への資金提供に対する責任を政府に義務付けました。

コロンビアろう連盟 (FENASCOL) (コロンビア国内のろう協会) やその他の組織のろうの指導者たちは、この法律を実施するための政府の取組を支持し、ろう者、手話言語、教育などに関するより包括的な法律の制定を主張し続けました。「法律324号」以降、以下の法律で手話言語権に関する規制が強化されました。

- ・「2005年法律982号」：ろうコミュニティの利益になる規定。
- ・「2013年法律1618号」：障害のある人の権利の完全な行使を保障する規定。
- ・「2016年法律1804号」：出生時からの子どもの総合的発達のための国家政策。
- ・「2020年法律2049号」：手話言語計画に関する国家評議会の設立を承認し、「手話言語の国際デー」である9月23日を「コロンビア手話言語デー」と認定。

このように、手話言語の認知に向けた活動は継続中であり、いくつかの法律により、ろう者の生活における手話言語の重要性を強化されています。

法律の目的

「法律324号」の主な目的は以下の通りです：

第1は、コロンビア手話言語をろう者が使用する言語として法的認知することです。第2は、テレビメディアに手話言語通訳をつけることでアクセシビリティを保証することです。第3は、ろうの女性の教育や、ろうの学生が、他の学生と対等な条件で学べるようにすることです。最後に、コロンビア政府は、コロンビア手話言語通訳者について、ろう者が必要する場所はいつでも、その支払いを監督し、資金を保証することです。

言語政策と自由：

コロンビアにおいてコロンビア手話言語に関して承認された本法律と本法律の後に承認された法律は、手話言語の使用と幼少期から手話言語を学ぶ権利の絶対的な尊重を認め、保障するものです。この法律はまた、ろう児の家族を保護し、必要な支援サービスを提供することを政府に義務づける先例となっています。つまり、ろう児は幼少期に指導、教育、手話言語学習を受けることができます。

平等及び無差別：

「法律324号」は、「平等及び無差別」に関する具体的な規定を設けていません。しかし、コロンビアのろう者のため、手話言語を認知することにより、「平等及び無差別」も暗黙の了解となっています。「法律324号」の数年後に制定された規則や法律には、「平等及び無差別」に関する具体的な条文があります。

さらに、「2005年法律982号」は、「無差別」に関して次のように述べています：

第34条：手話をするろう者／盲ろう者に対する言語的／文化的アイデンティティを理由とする差別、発話をするろう者／セミリングルのろう者に対する当事者の状況を理由とする差別は、たとえそ差別の種類が本法に規定されていなくとも、対応する法律に従って制裁される。

言語使用とアイデンティティの促進に関する方針：

この法律は、ろう児の家族を保護し、必要な支援サービスを利用できるようにすることを政府に義務付ける先例となります。つまり、政府は、ろう児の家族にサービスを提供し、ろう児の家族が指導を受け、自国の手話言語を学べるようにする必要があります。また、政府は、ろう児が、教育と早期の自国の手話言語の学習にアクセスできるようにする必要があります。これにより、ろう児が手話言語環境の中で、またしっかりと支援を受けている家族とともに、成長する権利が実現され、ろう児が言語的アイデンティティを発達させ、手話言語による教育にアクセスできるようになります。このことは、「法律324号」以降の法律や、CRPDの制定により、さらに強化されました。

2005年に制定された「法律982号」には、以下のように明記されています：

第21条：ろう者・盲ろう者の言語的、意思疎通的な特殊性を尊重すること。ろう者・盲ろう者は、彼らが権利を回復できる2つの意思疎通形態（口話の可能性もあるし、コロンビア手話言語の可能性もある）にアクセスする不可譲の権利を有する。これにより、ろうの特性とその可能性を尊重できる。たとえ対象者が未成年者であっても、国は誰も対象者からこの権利を奪わないよう保障すること。

第25条：国家政府は、手話言語を使用して意思疎通をするろう児・盲ろう児のきこえる親が、コロンビア手話言語を学び、ろう・盲ろうコミュニティとともに生活できるよう、プログラムを作成すること。プログラムには、必要な財政支援も含まれる。

これらの条項は、コロンビアにおけるろう者の特定の言語権を認めています。

ろう児のための手話言語による教育規定：

「法律324号」では、政府がろう者の教育に必要な資源と支援を順次保証・提供していくことを決めました。その数年後、「法律324号」は「法律982号」と「法律2049号」によって強化され、ろうの学生の教育に関してより明確な規定が設けられました。

専門の手話言語通訳者の準備、認定、認定：

「法律324号」は、手話言語通訳者の認知と雇用、手話言語通訳者への資金提供を政府に義務付ける画期的な法律です。これらのサービスは順次実施されるとしています。

2005年の「法律982号」には、手話言語通訳者の問題に関連するいくつかの条文があり、条文は、手話言語通訳者は適切な研修を受け、資格と認定を受ける必要があると規定しています。政府は、以下のような協力関係を通じてろうコミュニティと連携し、これを監督する責任があります：

第4条：国は、適切な通訳者・ガイド通訳者に対する援助を保証し、提供することにより、「憲法によりコロンビア国民として与えられているすべてのサービス」にろう者・盲ろう者がアクセスできるようにする。この目的のために、国は、公的機関を通じて、また通訳者団体・ろう者団体との協力を通じて、通訳者・ガイド通訳を組織し、サービスへのアクセスにつなげる。

緊急時の手話言語による情報およびサービスへのアクセス：

「法律324号」およびその後成立したその他の法律には、危機や緊急時の情報アクセスに関する具体的な条文はありません。しかし、2005年「法律982号」は、ろう者にとってアクセシブルな方法で公式情報やテレビ情報を提供することが政府の義務であることを示しています。また、以下の条文の通り、アクセシブルな電話サービスを持続させる義務を命じています：

第15条：国および領土（territorial entities）において、国民がアクセスできる全ての施設または付属施設（dependency）には、ろう者、盲ろう者、きこえにくい人が認識するのに適した標識、通知、視覚情報、視覚警報システムを備えること。

第16条：（環境音、効果音、台詞または口頭メッセージが使用され、また、国の政府チャンネルから送信される）公共放送は、この目的のために国が発行した規定に従って、ろう者を対象とした情報アクセスシステムを使用すること。例えば、クローズド・キャプション／隠し文字（hidden text）、字幕、手話言語通訳などがある。

第17条：国家政府は、通信省（Ministry of Communications）と国家テレビ委員会（National Television Commission）を通じて、テレビを、ろう者・盲ろう者への公共サービスとしての保証すること。そのために、国、地域／地方レベルでオープン・チャンネル（open channels）との協力協定を確立すること。これにより、前述の条項に定められた規定の実施に向けて行動すること。

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加：

2020年の「法律2049号」において、「手話言語計画に関する国家審議会」の設立が承認されました。それ以来、審議会は、全体の半数+1名（“half plus one”）がろう者になるよう構成すること、メンバーとなるろう者は以下の機関で活動する者であること、（重要な点として）コロンビア手話言語を積極的に使用している者であること、と定められています。

2名：ろう組織の代表者。コロンビア手話言語で意思疎通をし、使用できる者。

2名：高等教育機関で学ぶろうの学生の代表者。活動的であり、コロンビア手話言語（LSC）で意思疎通をする者。

1名：高等教育機関を卒業したろうの代表者。手話言語で意思疎通し、手話言語を使用する者。

この審議会には、コロンビアのろうコミュニティの言語権を統合・認知し、コロンビアの全てのろう者に平等な機会を保障する義務があります。この審議会は、手話言語政策の立案と実施に責任を負います。

アジア - 韓国



韓国は2008年以降、韓国手話言語の法的認知を提唱し始めました。2015年12月、ソウルの国会で「韓国手話言語法」が可決され、2016年2月に法律13978号が施行されました。

法律の目的

韓国手話言語法は、韓国手話言語に、国の言語 (national language) として、公式な地位を認めることを唯一かつ重要な目的としています。これにより、ろう者に、言語権が認められます。この法令は、ろう者の言語(手話言語)を完全に尊重することで、ろう者の生活の質を明確に向上させることを目的としています。

第1条 (目的)

この法律は、韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者(※)固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させることを目的とする。

言語政策と自由 :

「韓国手話言語法」は、韓国手話言語の公式言語 (official language) としての地位を明確にしています。「韓国手話言語法」は、ろう者が韓国手話言語を使用し、意思疎通する絶対的な権利を認めています。この言語法により、手話言語の尊重、言語政策、ろう者が韓国手話言語で意思疎通する権利に関して、確固たる規定を順守することが必要になりました。

平等及び無差別 :

「平等及び無差別」に関する条文はありません。

言語使用とアイデンティティの促進に関する方針：

「韓国手話言語法」には、言語政策やろう者のアイデンティティ促進に関する条文がいくつかあります。これらは「定義」に記載されています。特にろう者のための計画やプログラムの策定において、ろう者のアイデンティティ、文化、言語を尊重することは政府の責任です。この法律は、韓国手話言語を言語遺産の一部とみなし、韓国手話言語の専門家が審議する5年ごとの枠組み計画を通じて、韓国手話言語を研究し、振興し、正しく普及させる必要があるということさえも明確に定めています。

ろう児のための手話言語による教育規定：

「韓国手話言語法」には、韓国手話言語の教育に特化した条文があります。この条文は、ろうの学生が2つの言語（韓国手話言語と韓国語）の習得を実現できるようなバイリンガル教育を実施することを目的に、追加規定を設けることを、国・地方政府に対し義務付けるものです。

第11条（韓国手語の教育等）

- ①国と地方公共団体は、ろう者等の韓国手語及び韓国語能力を伸長することができる教育環境を醸成しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、ろう者等の教育において、障害発生の初期から韓国手語を習得することができるような政策を用意しなければならない。
- ③国と地方公共団体は、ろう学校をして韓国手語を韓国語と同等な教育学習言語として使用するようしなければならない。
- ④国と地方公共団体は、ろう学校教育において韓国手語を使用した教育及び韓国手語を通じた学習が円滑に行うことができるように支援しなければならない。

専門の手話言語通訳者の準備、認定、認定：

「韓国手話言語法」第16条は、韓国手話言語の通訳に関する様々な規定を定めています。これらの規定は、手話通訳者の提供・研修・認定の義務に関するものです：

第16条（手語通訳）

- ①国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならない。
- ②国と地方公共団体は、公共行事、司法・行政等の手続き、公共施設の利用、公営放送、その他公益上、必要であると認められる場合に手語通訳を支援しなければならない。
- ③国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業研修、労働等の職業活動全般に不利益が無いよう、手語通訳を支援しなければならない。
- ④国と地方公共団体は、手語通訳関連の専門人材を養成するために努力しなければならない。
- ⑤国と地方公共団体は、「障害者福祉法」第58条第1項第2号による手語通訳センターを設置運営することができる。

緊急時の手話言語による情報およびサービスへのアクセス：

「韓国手話言語法」には、危機や緊急時の情報サービスへのアクセスに関する具体的な条文はありません。しかし、1997年に制定された障害のある人に関する法律である「障害のある人福祉に関する法律5332号」(Act on Welfare of persons with disabilities No. 5332) では、国や地方自治体は、テレビのアクセシビリティを要求できると規定しています。

第35条：(手話言語および字幕)

第1項：国および地方公共団体は、手話言語・字幕付きニュースを放映するよう、または、きこえない／きこえにくい人 (persons with hearing disabilities) を対象に国の重要事項に関するこれらのメディアを再放送するよう、放送局の長に対し要請することができる。

この条項が将来、より強いものに改善され、一般的なアクセシビリティ、あるいは危機的状況や緊急事態におけるアクセシビリティに関する条項が追加できる可能性があります。

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加：

「韓国手話言語法」は、この法律を施行する主体を文化体育観光省と定めています。当該省は、5カ年計画の策定とその実施に責任を負います。この法律は、「ろうの市民社会が、どのように参加できるのか」については書いておらず、「文化体育観光省は、韓国手話言語の専門家の支援を受ける」ことだけが示されています。しかし、専門家が雇用されるのか否かや、ろうコミュニティが韓国手話言語に関する意思決定プロセスに参加するかどうかは示されていません。

ヨーロッパ – ブルガリア



2021年1月21日、ブルガリアの国会は「ブルガリア手話言語法」を全会一致で可決しました。

2016年から2018年にかけて、ブルガリア手話言語の言語学的研究が行われました。そして、ブルガリアのろうコミュニティは、教育科学省、ソフィア大学とともに、2018年から手話言語法を提唱しました。

この法律は5つの章から成り、28の条文と経過条項があります。全ての条項は、2021年に即時施行されました。ただし、ろう学校での教育に関する第10条は、追加規定によって2026年に施行されます。

法律の目的：

この法律の目的は、第1章に7つの条項により定められています（※）。その冒頭では、ブルガリア手話言語がブルガリアのろう者・盲ろう者のための言語であり、他の言語と同等の独立した言語であると認めています。これは、第1条に記載されている内容と同様です。

※訳注：原文では「第1章に7つの条項により定められています」と書いてあるが、実際は、「第1章の第6条において6つの条項により定められている」であると思われる。

第1条（1）：この法律は、ブルガリア手話言語を自然な独立言語として認知し、ブルガリア手話言語を通じてろう者・盲ろう者の表現する権利、情報を得る権利を尊重することに関連する社会関係（public relations）を規定する。

言語政策と自由：

この法律により、ろう者・盲ろう者は、ブルガリア手話言語で完全に自己表現することができます。

この法律では、さらに3つ（※）の条文でろう者・盲ろう者の文化・アイデンティティを認めています。つまり、ろう者・盲ろう者は、幼少期から手話言語にアクセスできるということです。

※訳注：原文では「2つの条文で」と書いてあるが、これは引用時の間違いと思われる。

第2条 (1) : この法律は、ブルガリア手話言語の使用を通じて、ろう者・盲ろう者の公共生活における独立性、平等性、アクセシビリティを確保する方法で、ろう者・盲ろう者の権利を保証する。

第2条 (2) : ブルガリア手話言語の特殊性、ブルガリア共和国のろうコミュニティの文化・アイデンティティは尊重され、保護されなければならない。

第3条 : 全ての人は、ブルガリア手話言語を通じて自己を表現し、ブルガリア手話言語を使用し、ブルガリア手話言語を学ぶ権利を有する。

第6条 (1) : ブルガリア手話言語を自然な独立言語として認める。

第6条 (2) : ろうコミュニティの文化的及び言語的アイデンティティを認知し、ブルガリア手話言語を通じて、ろうコミュニティを尊重する態度を形成する。(※)

※訳注：原文では「第6条 (3)」となっているが、これは引用時の間違いと思われる。

平等及び無差別 :

この法律には、平等及び無差別について直接言及した特定の条文はありません。しかし、手話言語の使用に関する意思疎通の障壁を無くすこと、ろう者・盲ろう者が、〈公的活動／公共生活〉のあらゆる分野にアクセスする権利を有することについては言及されています。この文脈から、「言語による無差別」が暗示されていると理解できます。

第1条 (2) : 本法律は、ブルガリア手話言語による、ろう者・盲ろう者の意思疎通、情報の利用やアクセスにおけるあらゆる制限を無くすための条件を整備する。

第5条 (5) : ブルガリア手話言語を通じた、あらゆる領域の〈公的活動／公共生活〉への平等なアクセス。

言語使用とアイデンティティの促進に関する方針 :

「ブルガリア手話言語法」では、複数の条文で、手話言語がろう者・盲ろう者の公式言語であることを言及しています。法律では、彼らがアイデンティティ・文化を重視する権利を認めています。

第5条 : 法律の主な原則は以下の通り :

- (1) 情報と意思疎通への平等なアクセス
- (2) ブルガリア手話言語を通じた質の高い教育への平等なアクセス
- (3) ろうコミュニティの文化・アイデンティティの保護と肯定
- (4) ブルガリア手話言語の発展と普及
- (5) ブルガリア手話言語を通じて、あらゆる領域の〈公的活動／公共生活〉への平等なアクセス

本法律の第10条では、ろうや盲ろうでない生徒が、選択制の学校のカリキュラムの中で、ブルガリア手話言語を学ぶことも推進しています。これにより、学校内での積極的な交流が促進され、より多くのきこえる人がブルガリア手話言語を学ぶことができます。

第10条 (4) : きこえの損失がない生徒には、ブルガリア手話言語を習得するための追加研修を、選択授業や教育的相互作用の追加形態で実施することができる。

(For students without hearing loss, training for acquiring additional training in Bulgarian sign language can be carried out in optional lessons or additional forms of pedagogical interaction.)

ろう児のための手話言語による教育規定：

「ブルガリア手話言語法」には教育に関連する条文がいくつかあります。これは法律の中で最も重要な項目の一つであり、分野ごとに条文を数えると、教育分野に関連する条文が最も多くなっています。この法律では、ろうの生徒が生涯を通じて手話言語を通じた教育にアクセスできることの重要性を説明しています。また、この法律では、子どもたちがブルガリア手話言語を学び、勉学の中で特定のコース（specific course）を持つことを義務付けています。法律の内容は以下の通りです。

第6条（3）：ろう者・盲ろう者の〈公的活動／公共生活〉への完全なインクルージョンと参加の機会均等を確保するため、生涯学習とブルガリア手話言語の使用に対する持続可能な態度と意欲を形成すること。

第6条（4）：就学前教育、学校教育、高等教育におけるブルガリア手話言語の導入。

※訳注：原文では条文の数字が、「第6（4）、（5）」となっているが、これは引用時の間違いと思われる。

第7条：「就学前教育・学校教育に関する法律」の第49条、第1パラグラフ、第4項の通り、幼稚園、学校、個人発達支援センターでは、ブルガリア手話言語を勉強し、学び、使用できる状況を提供する。

第10条（1）：感覚の障害（きこえの損失）がある生徒（students with sensory disabilities – hearing loss）を対象とした特別な学校において、教育と意思疎通のために、ブルガリア手話言語を使用すること。

第10条（2）：感覚の障害（きこえの損失）がある生徒（students with sensory disabilities – hearing loss）のための特別学校において、また就学前教育システム・教育システムの学校で学ぶろう生徒に対しては、特別科目としてブルガリア手話言語の訓練が行われる。

第10条（3）：ろう児・盲ろう児は、みえ方及び／又はきこえ方の障害（disturbance）の程度に応じて、幼稚園で特別な教育方針でブルガリア手話言語を学ぶ研修を行う。

さらに、この法律には、学校の教師がブルガリア手話言語が堪能になることの重要性、学校の教師がブルガリア手話言語の専門教師に教わることの重要性に関する条文があります。

最後に、第20条では、高等教育において、ろう者がブルガリア手話言語通訳者のサービスにアクセスできることが明記されており、加えて各人が通訳を利用できる時間数が明記されています。

第20条（1）：ろう者・盲ろう者は、1年間に120時間を限度として、ブルガリア手話言語による無料の通訳サービスを受ける権利を有する。

第20条（2）：ろう・盲ろうの学生・大学院生は、高等教育取得のための就学期間中、第（1）項で定められた制限時間に加えて、1学期あたり60時間まで、ブルガリア手話言語による通訳サービスを追加で利用する権利を有する。

※訳注：原文では条文の数字が、「第20（2）、（2）」となっているが、これは引用時の間違いと思われる。

専門の手話言語通訳者の準備、資格、認定：

「ブルガリア手話言語法」には、手話言語通訳者の専門化と略歴に特化した条文があります。ブルガリア手話言語通訳者は専門家でなければならず、仕事をするためには認定過程を経る必要があります。認定を得た通訳者は公開リストに掲載されるため、ろう者は通訳サービスを利用する際に、通訳者に連絡を取ることがで

きます。

第15条(1)：「ブルガリア手話言語からの又はブルガリア手話言語への通訳」をする者は、ブルガリア国籍又はブルガリア共和国に永住権を持っている必要がある。上記に加えて、「職業教育訓練法」第6条第1項に基づく「専門的教育・訓練の対象となる専門的職業リスト」にある専門的職業「ブルガリア手話言語通訳者」の専門資格または専門資格の一部を有する者、もしくは、専門分野「言語学」から「ブルガリア手話言語」の学士号を取得した者である必要がある。

第15条(2)：本条文の命令による「ブルガリア手話言語からの又はブルガリア手話言語への通訳」を行う者は、第(1)項の通り、「ブルガリア手話言語通訳者リスト」に掲載され、フリーランスの専門家として登録されている者が行う。

第16条(1)：「ブルガリア手話言語通訳者リスト」は、障害のある人庁(Agency for People with Disabilities)が保管し、管理する。

第16条(2)：第(1)項によるリストには、次の事項を記載すること。

1. 通訳者の識別番号
2. 通訳者の登録日
3. 通訳者の姓名
4. 通訳者が現在住んでいる町の名前
5. 通訳者の電話番号および/または電子メールアドレス
6. 通訳者がサービスを提供できる時間帯
7. 手話言語通訳をする際の希望分野

第16条(3)：第(1)項によるリストは、個人情報保護に関する法律要件に従って、障害のある人庁(Agency for People with Disabilities)のウェブサイトに掲載される。

第17条(1)：「ブルガリア手話言語からの又はブルガリア手話言語への通訳サービス」の提供を希望する者は、自分で、又は本人の委任を受けた者を通じて、障害のある人庁(Agency for People with Disabilities)に、第16条(1)に基づくリストへの登録申請書を提出すること。申請書は、障害のある人庁(Agency for People with Disabilities)の事務局長が承認した書式であること。

第17条(2)：「ブルガリア手話言語通訳者」の「専門職業資格取得証明書」またはその一部、もしくは、「ブルガリア手話言語通訳者」の「専門職業資格有効証明書」またはその一部。

第17条(3)：第15条の第(1)項にある事情(circumstances)は、必要な学歴と資格を除き、申告によって成立する。

緊急時の手話言語による情報およびサービスへのアクセス：

これまでに示した条項の通り、ブルガリアのろう者・盲ろう者は、ブルガリア手話言語で情報を伝えたり自己表現したりする権利を持っています。この点に関して、同法は、ろう者・盲ろう者は、全ての政府機関(government institutions and agencies)に、常に手話言語通訳者を通じてアクセスできるとしています。さらに同法は、ろう者・盲ろう者が、(内務省、保健省、社会問題省など)様々な場所で手話言語通訳を必要とする権利について、手話言語通訳を利用する際の年間の追加時間数を設けています。

第20条(1)：ろう者・盲ろう者は、1年間に120時間を限度として、ブルガリア手話言語による無料の通訳サービスを受ける権利を有する。

第20条 (2) : ろう・盲ろうの学生・大学院生は、高等教育取得のための就学期間中、第(1)項で定められた制限時間に加えて、1学期あたり60時間まで、ブルガリア手話言語による通訳サービスを追加で利用する権利を有する。

第20条 (3) : 無料手話言語通訳サービスの時間数は、第(1)項および第(2)項の制限に従って、暦年ごとに決定される。また、医療障害委員会の専門家判断の有効期間、または通訳サービス提供後の残存月数に応じて決定される。

(The number of hours for free-of-charge Bulgarian sign language interpretation services is determined for each calendar year following the limit under para. 1 and 2, in proportion to the validity period of the expert decision of the Medical Disability Commission or to the remaining months after the translation service provision.)

第20条 (4) : ろう者・盲ろう者は、以下の状況においては、第(1)項及び第(2)項に規定する範囲を超えて、ブルガリア手話言語による無料通訳サービスを利用することができる。

1. 病院治療を目的とした医療施設、精神保健センター、皮膚性病センター、複合がんセンターなどへ入院する際。
2. 刑事訴訟法に基づく捜査、司法捜査、その他の手続き行為 (procedural actions) を所轄官庁が遂行する場合、また内務省の法律に基づく権限を行使する場合。

第23条 (1) : 第21条及び第22条の規定によって通訳サービスが提供されるろう者・盲ろう者は、第16条の第(1)項に規定されているリストの中から自らが選択した通訳者によって、ブルガリア手話言語による無償の通訳サービスを受ける権利を行使する。

第23条 (2) : 選出された通訳者は、提供される無料通訳サービスの期間および範囲内で、ろう者・盲ろう者の個別のニーズに基づき、「ブルガリア手話言語からの又はブルガリア手話言語への通訳サービス」を提供する。

第23条 (3) : (新 : 2023年SG第10号、2023年1月31日から施行) 障害のある人庁および社会支援庁は、第25条第(1)項の規則で定められた規則に従って、「ブルガリア手話言語からの又はブルガリア手話言語への通訳サービス」の提供活動・報告を管理する。

ブルガリア手話言語法には記載されていませんが、ブルガリアの「ラジオ・テレビ放送法」は適切に改正され、緊急時の公共放送情報や情報へのアクセスに関する明確で直接的な規定があります。

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加 :

「ブルガリア手話言語法」には、ろうコミュニティの参加に関する規定があり、重要な条文が2つあります。

1つ目は教育関連の条文です。この条文は、特別支援学校は、「法的にろう・盲ろうコミュニティを代表する組織」と交流することができる、また交流すべきとしています。これは、ろう・盲ろうの生徒が言語モデルとの交流を持つ良い方法です。

2つ目は「ブルガリア手話言語審議会」の設立を命じる具体的な規定です。審議会のメンバー全13名のうち、7名をろう者および／または盲ろう者とするのが明記されています。これにより、ブルガリア手話言語の政策にろうコミュニティが積極的に参加できるようになります。

第9条 (3) : 第(1)項に規定する活動を実施するにあたり、施設は、「非営利法人法」(Law on Non-Profit Legal Entities) に基づいて公益活動法人 (non-profit legal entities) として登録された「ろう者・盲ろう者による団体」と交流し、公益活動を実施することができる。

※訳注：原文では条文の数字が、「第10条（3）」となっているが、これは引用時の間違いと思われる。

第26条（1）：教育科学省の下で「ブルガリア手話言語審議会」を設置する。

第26条（2）：第（1）項に基づく「審議会」は、ブルガリア手話言語の発展に関する活動の実施において、教育科学大臣を補佐する諮問機関である。

第26条（3）：審議会は13名の委員で構成され、以下の者を含むこと。

1. 教育科学省の代表：1名、労働社会政策省の代表：1名
2. 学術界から言語学者と特殊教育学者のリハビリ講師：2名
(two habilitated lecturers from the academic community – linguist and special pedagogue;)
3. ブルガリア科学アカデミーの代表：1名
4. ろう者・盲ろう者コミュニティの代表：7名
5. ブルガリア手話言語の通訳者：1名

オセアニア - ニュージーランド



権利擁護活動は2003年に始まり、障害のある人問題局とろうコミュニティの代表が法案に関する協議を何度か行いました。その後、政府が法案に同意し、さらなる協議が行われました。法案が国会に提出された後は、定期的な協議、国会での読会を経て、法案が可決され、王室の裁可を得ました。

2006年、「ニュージーランド手話言語法」が成立し、ニュージーランド手話言語はニュージーランドの公用語となりました。

法律の目的

NZSL法の主な目的は、ニュージーランドのろう者が使用する手話言語を法的に認知することです。この法律の重要な点は、ろう者のNZSL使用による法的能力も認めていることです。この法律は、手話言語通訳者の適格性（competency）を確立することを目的としており、NZSLがどのように促進され使用されるかを、以下の条項で定めています。

第3条：目的

本法の目的は、以下により、ニュージーランド手話言語の使用を維持・促進することにある：

- (a) ニュージーランド手話言語をニュージーランドの公用語であると宣言すること；及び
- (b) 法的手続きにおけるニュージーランド手話言語の使用を規定すること；及び
- (c) 法的手続きにおけるニュージーランド手話言語の通訳者の能力基準を定める規則を制定する権限を付与すること；及び
- (d) ニュージーランド手話言語の使用・促進に関して政府機関を指導するための原則を明示すること。

言語政策と自由：

「ニュージーランド手話言語法」における言語政策については、いくつかの条文に、NZSLを使用する権利の範囲を定めることが明示されています。

法律は、まずNZSLに注目を向け、公式の地位を与えることから始まります。次に、NZSLとそれを使う人々について説明し、最後に公的認知の意味と範囲について述べています。

第4条：解釈

ニュージーランド手話言語又はNZSLとは、独自の言語的・文化的集団であるニュージーランドのろうの人々の第一言語又は希望する言語である、視覚的・身振りの言語を意味する。

第6条：ニュージーランドの公用語としてのニュージーランド手話言語

ニュージーランド手話言語はニュージーランドの公用語であることを宣言する。

第8条：認知の効果

(2) 第6条又は第7条の規定は、

- (a) ニュージーランド手話言語による意思疎通を求め、受け、又は伝えるとする当該条項に基づく以外の、いかなる者が有する権利； に対して影響を及ぼすものではない。

「ニュージーランド手話言語法」には、平等及び無差別に関する具体的な条文はありません。しかし、NZSLがあらゆる種類の意思疎通や交流において、ろう者の公用語であることを示し、繰り返し述べています。

言語使用とアイデンティティの促進に関する方針：

この法律には、言語の使用やろう者のアイデンティティと文化の促進について深く掘り下げた条文はありません。しかし、NZSLに関連することについては、常にろうコミュニティと協議するよう政府に指示しています。

ろう児のための手話言語による教育規定：

同法にはろう者の教育に関する特別な条文はありません。

しかし、NZSLを正式に認める法律ができた翌年の2007年、教育省は新しい国家カリキュラムを発表し、その中で、ろう者の教育のガイドラインを定めました。ガイドラインでは、NZSLがろう者の教育媒体であり、ろう者はバイリンガルの空間で成長し、教育を受けるべきだと指摘されています。

専門の手話言語通訳者の準備、認定、認定：

NZSLを認知する法律は、「定義（解釈）」の中で手話言語通訳者との定義を述べています。その一方で、手話言語通訳者の基準や適格性（competency）を確立するための具体的な規制を策定するよう、政府に命令・委託しています。後者はまだ実施中ですが、ろう者は手話言語通訳にアクセスでき、その費用は国が負担します。

- 第3条 (c) 法的手続きにおけるニュージーランド手話言語の通訳者の能力基準を定める規則を制定する権限を付与すること；

第4条：解釈

通訳とは、ニュージーランド手話言語に関連して：

- (a) 英語又はマオリ語又は両方で発話された文言をニュージーランド手話言語で表現すること；及び
(b) ニュージーランド手話言語で表現された発言を、英語又はマオリ語又は両方において音声で表現すること、を意味する。

緊急時の手話言語による情報およびサービスへのアクセス：

ニュージーランド手話言語の法的認知に伴い、同法は、全ての政府および公共情報がろうコミュニティにとってアクセシブルでなければならないと定めています。また、この権利を有効にする責任を政府に課しています。この条項には、危機や緊急事態における情報へのアクセスに関する具体的な条文はありません。

第9条：原則

- (b) 一般大衆に対する政府サービスの利用促進および一般大衆に対する情報の提供にあたりニュージーランド手話言語が使用されるべきであること；
- (c) 政府のサービスおよび情報は、(ニュージーランド手話言語の使用を含め) 適切な方法を通じてろう者コミュニティにとってアクセス可能とするべきであること。

手話言語に関する意思決定プロセスへのろうコミュニティの参加：

「ニュージーランド手話言語法」の最も重要な点と長所の一つは、この法律が手話言語とろう者の権利に関連する全ての問題について、ろうコミュニティに協議することを義務付けていることです。ニュージーランド手話言語の問題を扱う特定の委員会までも存在します。

第9条：原則

- (a) ニュージーランド手話言語に関する問題（例えば、ニュージーランド手話言語の使用の促進を含め）については、ろう者コミュニティの意見を求めるべきであること；

2014年5月、ニュージーランド政府の障害問題担当閣議は、特にCRPDと2006年NZSL法の義務の履行において、政府を支援するためにNZSL理事会を設立しました。理事会はNZSLの使用者である10人のメンバーで構成され、そのほとんどがNZSLを使用するろう者である必要があります。

最初の理事会は2015年に任命され、それ以来、代理政府（acting government）とともにニュージーランドにおける手話言語権に関する問題を主導してきました。

手話言語を認識する法律を継続的に強化することの重要性について

自国の手話言語（複数存在する場合は、複数の手話言語）を法的認知した後は、その実施に向けて継続的な権利擁護活動を開始することが重要です。自国の手話言語を公用語として認める法律が1条しかないのであれば、それは不十分です。手話言語権に関する自国の法律が限られている場合、本書で紹介するガイドラインに従って、さらなる法律や公共政策を提唱してください。

第6章：法律を理解する

法律が必要な理由

法律はどのように作られ、どのような手続きが一般的なのか？

様々な種類の法律

憲法レベル

立法レベル（議会法）

障害のある人に関する一般的な法律

行政レベル（政策、国家プログラム）

地域または地方レベル（政策、条例、地域および地方プログラム）

手話言語に責任を負う団体

法律を実施するための資金調達

監視と順守

全国ろう協会は手話言語法の実施をどのように監視することができるか？

法律を順守するための対策に対するDPOの関与



法律が必要な理由

法律が必要な理由は、政府や市民の法的責任や、全ての人々がどのように扱われるべきかという枠組みや指針を定めるためです。法律はいくつかの分野を包含し、各国の法制度に従って組織されています。

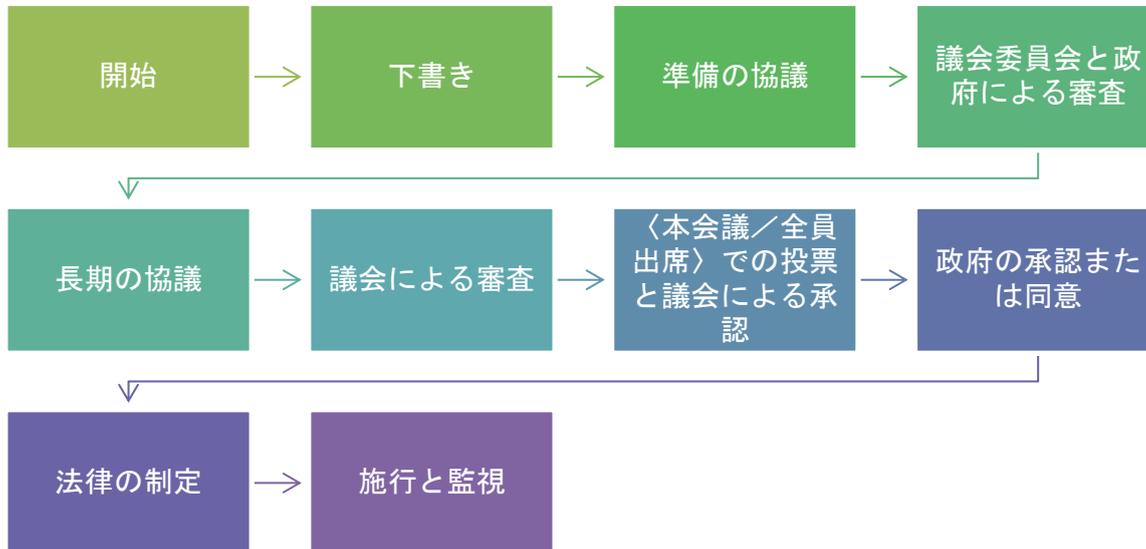
世界中の法律は、そのほとんどが、以下の種類に分類できます。



この章では、自国の手話言語の認知を得るために、どのような法律が適用できるかに焦点を当てます。議会 (Parliament or Congress) で可決された憲法、制定法、一般法、または、連邦政府や地方政府で可決された行政法が、主としてあげられます。

法律はどのように作られ、どのような手続きが一般的なのか？

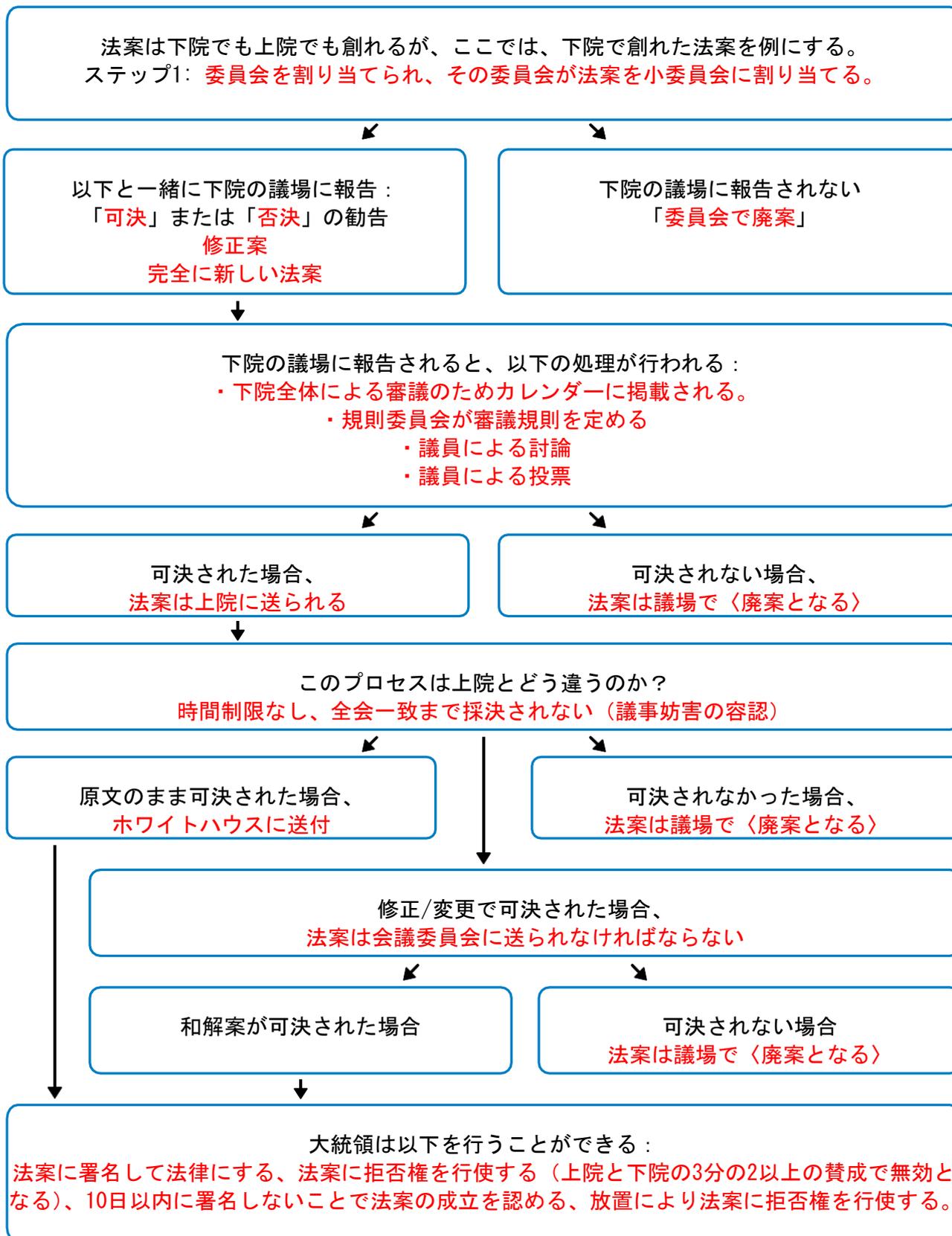
あなたの国でどのように法律が成立しているか、またあなたの国の法的枠組みの構成を調べるのが重要です。国によっては、以下に概説するものとは異なる枠組みを持つ場合もあります。



宿題：

あなたの国でどのように法律が作られるのかを調べてください。最も重要なプロセスをフローチャートにまとめてください。行程図の例は以下の通りです。

法案が法律になるまでの流れ（フローチャート）

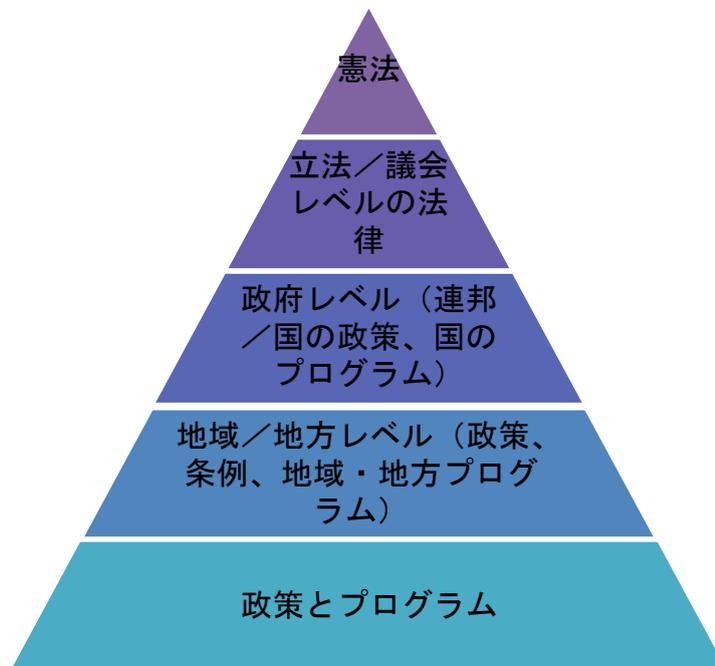


様々な種類の法律

一国の法制度は、多くのレベルとカテゴリーの法律で構成され、それぞれの国には独自の一連の法律があります。この法制度は、国民、民間団体、公的機関がそれぞれの権利と義務を果たすために不可欠なものです。政府が既存の法的枠組みに従って統治できるようにするためには、その仕組みが必要です。これがなければ、多くの法的格差や権力格差を抱えることになり、いずれも政府が国民の利益になるよう行動・活動することを極めて困難にします。

法的枠組みは、様々な文書に見られる法律の集合体から構成されています。これには、国の憲法、法律、規則、公式の法令 (official decrees) などが含まれます。以下のピラミッドは、世界で最も一般的な既存の法律の種類を示しています。この図式は、規範の階層における優先順位とともに、様々な法律の間に存在する関係を示しています。各法律は、階層的に上位に位置する法律と整合している必要があります。本章では、既存の法律のそれぞれのタイプについて説明します。

本章では、階層順に存在する各法律のレベルについて解説します。



憲法レベル

全ての国には、憲法のような建国文書に始まる、またはそれを頂点とする法的枠組みがあります (IFES、2016年)【19】。憲法は、国（連邦または国、地域、地方自治体等の）統治システムの権限の範囲を定めるものである。この法的文書では、国の公用語（複数の場合もある）も定められています。また、国民の尊厳と基本

¹⁹法の階層 選挙を管理する法的枠組みの理解と実施

https://www.ifes.org/sites/default/files/2016_ifes_hierarchy_of_laws.pdf

的権利も明記されています。

さらに、憲法は、法律を採択するための立法プロセス、法的問題を解決するための司法制度、法律を執行したり行政の良好な機能を維持したりするための行政部門など、権力の機能とその制度も組織します。

憲法は通常、選挙で選ばれた人や専門家からなる議会によって起草されます。これを憲法制定会議または制定権 (constituting power) と呼びます。憲法の起草は、国民投票後の議会への委任 (legislative mandate) によって、または政府によって、または立法者自身によって開始されます。憲法の起草プロセスには、人権団体、学者、市民社会組織など、様々な利害関係者の有意義な参加が必要です。憲法は改正することができますが、改正する場合は厳格で複雑な立法手続きに従う必要があります。例えば、国民投票や、立法機関における起草や超多数による承認などがです。

憲法は規範の階層 (ヒエラルキー) の頂点にあり、その改正手続きは非常に複雑です。憲法は、短期的な政治から、法の支配、国民の権利、国の主権を守るための長期的な法的枠組みです。

この文章を書いている時点で、13カ国が憲法レベルで自国の手話言語を認知しています。13カ国の認知は、以下の3つのカテゴリーに分類できます。

- 自国の手話言語を自国の公用語の一部とみなす。
- 自国の手話言語で教育を受ける権利を確立する。
- 自国の手話言語が考慮される意思疎通形態へのアクセスを義務付ける。

ヒント：自国の法制度を知ることで、法律がどのように起草され、どのようなプロセスを経て承認され、どのように施行されるのかをより深く理解することができます。

宿題：

以下の質問について調べ、回答してください：

- 自国の法制度の関連文書全てにアクセスできますか？どこで入手できますか？
- あなたの国の法制度はどのようになっていますか？
- 最も高い順位を持つ法律の種類は何ですか？法律同士はどのように関連していますか？

立法レベル {議会 (Congress or Parliament) 法}

立法レベルは、憲法レベルに次いで、国内における法的枠組みの第2のレベルです。法律は、(その国の国民により) 民主的に選出された国会議員で構成される議会 (parliament/assembly) によって制定されます。

立法レベルには2種類の法律があります。

1. 制定法：憲法にその権限を由来し、国家的に重要な規則を定めます。例えば、社会秩序、国家安全保障、政府の責任などがあります。
制定法は重要性が高いため、起草や改正の手続きも複雑で時間がかかります。つまり、徹底的な審議を経て、議会の委員会で修正を重ね、議会の絶対多数で議決される必要があります。制定法の例としては、障害者権利条約を批准する法律があります。
2. 法律とは、政府からの案や(その国で適用可能であれば) 市民主導から提案され、国会議員が提案、起草したものです。議会の委員会で修正され、議会の多数の支持を得る必要があります。

いくつかの国は立法レベルで手話言語を法的認知しました。このような法的認知を、デ・ムールダー博士(Dr. De Meulder) は、2015年に以下の4つに分類しました。

- 一般言語法で認知
- 障害のある人に関する一般的な法律で認知
- 手話言語法または手話言語に関する法律で認知
- 他の意思疎通手段と一緒に手話言語法または手話言語に関する法律で認知

制定法 (statutory laws or acts) の起草過程において、ろう者や全国ろう協会が議論に参加し、貢献できるようにすべきです。

法律 (law/act) が国会で可決された後、政府によって承認される必要があります。これは、その国の法制度によって、大統領によって行われることもあれば、王室の同意によって行われることもあります。その後、官報に掲載され、発効・施行されます。

障害のある人に関する一般的な法律

多くの国では既に「障害のある人に関する一般的な法律」が制定されています。このような国が障害者権利条約 (CRPD) を批准した場合、これらの国はCRPDに合わせて「障害のある人に関する一般的な法律」を改正する必要があります。あなたの国がまだ法律を改正していない場合、または現在改正中である場合、自国の手話言語を認知する及び／又は教育・情報へのアクセス、手話言語通訳などの分野において、ろう者の言語権を認める規定を導入するチャンスです。あなたの国に既に「障害のある人に関する一般的な法律」があるかどうかを知りたい場合は、以下のURLをクリックしてください。

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/disability-laws-and-acts-by-country-are.html>

このプロセスの進行が遅く、現在も法律を更新するための内部プロセスを進めている途中の国がいくつかあります。現在までに、10カ国 (2023年現在。国名は第5章に記載) が、「障害のある人に関する一般的な法律」の中で、自国の手話言語を公用語として明確に認めています。

宿題：

あなたの国の「障害のある人に関する一般的な法律」(およびその関連規定がある場合はその規定)を見つけて、以下の表の論点を使用して法律を見直してください。仲間の協会会員と共に、その法律を分析し、話し合ってください。あなたの国の「障害のある人に関する一般的な法律」の肯定的な側面、欠けている／否定的な側面、そしてCRPDの原則に従って更新されるべきものを一覧にしてください。

分析が終わったら、分析の概要をまとめ、立法者や政府関係者に会う時にいつでも使えるようにしておきましょう。この概要は、法律を更新する際に、あなたの組織の優先事項を共有するために使用することができます。また、他にある障害のある人組織 (OPD) との会合を設け、意見を交換することもできます。

このような対話は、権利擁護活動や提言活動において、あなたの組織の論点を強化することになります。これにより、政府高官、OPD、その他のステークホルダーの視点から見たあなたの組織の地位が向上します。

調査すべき項目	分析の指針となる質問	注釈
---------	------------	----

定義	ろう者、手話言語、手話言語通訳に関する定義はありますか？	
平等と無差別	言語使用による差別について言及した法律はありますか？	
手話言語	「障害のある人に関する一般的な法律」に手話言語に関する記述はありますか？	
	手話言語について言及されている場合、どのように言及されていますか？	
	手話言語は他の言語と対等な言語、公用語としてみなされていますか？ あるいは教育やアクセシビリティを目的とした意思疎通の手段としてみなされていますか？	
アクセシビリティ	アクセシビリティと障壁を取り除くために、どのような措置が考慮されていますか？	
教育	障害のある人やろう者の教育についてどのようなことが書かれていますか？	
	義務教育、高等教育、職業教育において、ろう者の教育ニーズを満たすための対策はありますか？	
	手話言語、ろう者の言語的モデル、言語的・文化的アイデンティティの促進、手話言語通訳者、その他の関連トピックについて言及はありますか？	
表現及び意見の自由、情報へのアクセス	手話言語やその他の代替の意思疎通の形式（盲ろう者のプロ・タクタイル手話言語など）、その他の代替意思疎通様式は考慮されていますか？	
その他		

行政レベル（政策、国家プログラム）

それぞれの国や地域には独自の政府があり、それらは国によって異なります。また、国レベル、連邦政府レベル、地域レベル、地方レベルなど、国によって行政権の行使レベルは異なります。政府のシステムは、その組織、責任、権限、制度を規定する憲法によって決定されます。

公共政策は、現行政府が国の機能を維持し、経済の安定を確保し、国民に公共サービスやプログラムを提供するために制定されます。政府は、教育、保健医療、治安、司法、（水、衛生などの）必要最低限の設備の提供

など、全ての国民に最低限の公共サービスを提供する必要があります。政府は通常、その国が必要とするあらゆる分野の政策を持っています。

政府は、その国の法制度に応じて、法令 (decrees) や〈行政命令／大統領令〉 (executive orders) と呼ばれる行政規則 (executive regulations) を発行することができます。これらの行政規則 (executive regulations) は既存の法律を実施するものであり、上位のレベルの法律 (国際条約、憲法、制定法、議会が承認した規範) に順守する必要があります。

政府が〈行政命令／大統領令〉 (executive orders) や法令 (decree) を発布した後は、〈行政命令／大統領令〉 (executive orders) や法令 (decree) を官報に掲載し、国民に周知する必要があります。これにより、国民は新しい規則を認識することができます。また、政府は議会に対して政府の行動に関する説明責任を負い、毎年の進捗状況を議会に報告する必要があります。

多くの国が、自国の手話言語について、以下のような行政規則で言及しています。

- 手話言語法または手話言語に関する法律を実施する規則
- 手話言語通訳の専門的職業に関する規則
- ろう児の教育言語に関する規則 (ろう者の言語権を間接的に認めている)

あなたやあなたの組織に、あなたの国の政府の政策を調査し、ろう者の (言語的) 権利や自国の手話言語に関して取り組んでいるかどうか、また、政策が障害者権利条約を遵守しているかどうかを確認するよう推奨します。あなたの組織が市民社会組織として政府の政策の策定・変更に参加できる機会を特定してください。

規則は手話言語の認知を実現するための最良の手段ではありません。なぜなら、規則は短期的なものであり、立法者を通さずに政府によって簡単に変更・撤回される可能性があるからです。実際、政府の構成は頻繁に変わり、その優先順位が前政権と異なることがあります。そのため、手話言語の認知を法律で定め、より持続的かつ継続的な手話言語権を実現できるようにすることをお勧めします。

宿題：

あなたの国では、市民社会 (全国ろう協会) が意思決定プロセスにどのように参加できるかを調査してください。

国家政府

市民社会の参加	説明	連絡先	ウェブサイト
例			
公共政策の規則	ろう教育モデルに関する公開協議: 政府が命令し、一般住民からのフィードバックを得るため、30日間の事前配布を行った。	教育省・特別教育室 (責任者名を追加)	相談できるウェブサイトとEメール

地域政府

市民社会の参加	説明	連絡先	ウェブサイト

地方政府

市民社会の参加	説明	連絡先	ウェブサイト

地域または地方レベル（政策、条例、地域および地方プログラム）

地域／地方レベルの政府は、市議会／地域議会で承認された後、条例の形で行政規則を作成します。その後、地域／地方レベルの政府は、行政規則を官報に掲載し、市民に周知する必要があります。

ろう者の言語は、地域および／または地方の行政規則でも扱われることがあります。実際、地域／地方政府は、地域／地方コミュニティにおける交通機関、意思疎通、交流におけるアクセシビリティの問題に取り組む傾向があります。例えば、地域政府は、地方自治体のサービスにおけるアクセシビリティ対策を保証し、災害時の支援を提供し、放送される情報が全ての人にとってアクセシブルであることを保証する行政規則を発行することができます。

あなたやあなたの組織は、地域／地方レベルに存在する参加メカニズムを調査し、ろう者の言語権に関連する場合には、それらのレベルで実施されている措置を綿密に追いかける必要があります。

法律がどのように施行されるか

全ての法律は、法的官報に掲載された翌日から義務となります。ただし、同法にその効力を延期する規定がある場合はこの限りではありません。法的官報により法律を公布することは、その法律を公に宣言する行為です。法律が公に宣言された後、現行政府はその実現のための措置を実施する必要があります。法律の遵守を保証するための措置の中には、行政規則があります。行政規則は、承認された法律を発効させるための補完的な法律であり、法律の要件を遵守するために必要な措置を定め、提示する必要があります。このような法律実施のための措置の一つとして予算の配分があります。

政府にはまた、法律を実施するために策定しようとしている措置を国民に伝える責任もあります。従って、市民に公開された公聴会が開かれるべきです。これは、全国ろう協会のような市民社会組織が実施すべき注意深い監視活動の一環です。法律が施行され、機能し始めるまでには時間がかかります。法律では、その開始の

ために必要な措置を実施するために、政府がいかに迅速に行動しなければならないかが定められていることもあります。しかし、期限が定められていない法律の場合、政府がその実施に必要な措置を指示し始めるまでに時間がかかることもあります。このため、市民や市民社会組織が警戒を怠らず、また現行政府に対して迅速な実施を要求することが不可欠です。

全国ろう協会は、政府の味方として、以下のようなを支援することができます：

1. 法律には強固で明確な規制が必要であるため、これらの最も重要な要素を特定する。
2. 主要な意思決定者を特定し、会議を計画し、協力体制を構築する。これは、臨時の多部門委員会の設立を奨励することによって行うことができる。
3. 政府を説得し、規制を適時に実施するために、注意深く行動するとともに、メディアに情報を提供する。

宿題1：

あなたの国がどのように組織化されているのか、あなたの国の法律で遵守しなければならない責任と管轄のレベルはどのようなものなのかについて、新たにインフォグラフィックを作成するか、既存のインフォグラフィックを探してください。

フォーマットの例：

国（または連邦）レベル	官庁名	

宿題2：

行うべき行動と責任者を特定してください。

行動	誰が責任を持っているか（立法、行政、司法）
法律を制定する	
法律が違憲であると宣言する	
法案に署名して法律にする	
政府の年間予算を決定	

法案の拒否権	
法律の解釈／意味づけ	
法律または法案の施行	
条約を結ぶ	

手話言語に責任を負う団体

「説明責任」とは、政府の公務員がその役所が実施する行為に対して法的責任を負うプロセス、規制、構造を指す言葉です。手話言語を認める法律が成立した後、政府関連機関や役所は法律の実施に責任を持つ必要があります。

法律を実施する責任は、1つまたは複数の省庁 (Ministries)、局・部・課 (Departments)、長官・大臣 (Secretaries) にあります。さらに、地域／地方政府の役所も、その義務を果たすために、それぞれの分担を担う必要があります。多くの場合、障害のある人問題を担当する局・部・課 (Departments) は、ろうコミュニティに関連するものを含め、障害のある人に関わる全ての事柄を率先して行う部署です。他方で、「国語審議会」や「文化問題を担当する政府機関」が存在する場合もあり、これらの機関が、各国の手話言語に関する事柄を主導したり管理したりする可能性もあります。いずれにせよ、関連する政府機関や事業者がそのテーマに関する知識を持っていることが極めて重要です。知識がない場合は、外部の専門家を雇うべきです。さらに、政府機関や事業者は、全国ろう協会と緊密に協力すべきです。ある国の例では、自国の手話言語を認知する法律において、どの政府機関がその実施を担当するか、またはろう者の言語権の保護に責任を持つ機関の設立を義務付けています。また、これら両方の規定がある場合もあります。

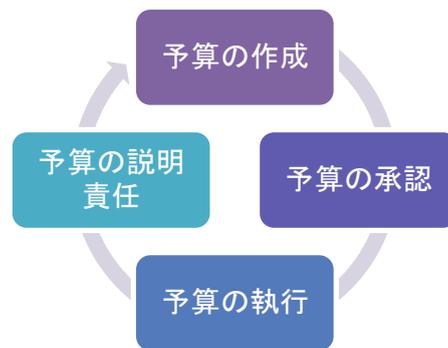
場合によっては、「国家手話言語委員会」が法的認知の実施と監視を担当することもあります。例えば、オランダでは「オランダ手話言語 (NGT) 諮問委員会 (Netherlands, which formed an Dutch Sign Language (NGT) Advisory Board)」、デンマークでは「デンマーク手話言語審議会 (Danish Sign Language Council)」、ニュージーランドでは「ニュージーランド手話言語委員会 (New Zealand Sign Language Board)」が設立されました [これについては、デ・ムールダー (De Meulder)、マレー (Murray)、マッキー (McKee)、2019年を参照してください]。

法律を実施するための資金調達

法律を効果的に実施するためには、指定された予算が必要です。これは、資金を確保するための適切な文言で法律に反映される必要があります。手話言語法に具体的な財政割り当てが含まれていない場合、行政規則で規定することができます。実際、手話言語法ではなく、行政規則に額を規定することを推奨します。その理由は、法律に比べて、行政規則では割当額を修正しやすいからです。したがって、手話言語法において手話言語法の施行に必要な実際の費用が反映されない場合でも、行政規則においては年間の割当額を増やすことが容易にできます。

政府は一度に多くの問題に対処しているため、手話言語やろう者の人権に関する能力や専門知識を持っていない可能性があります。そこで、全国ろう協会やろうの学術や言語活動家が介入し、政府に指導や専門知識を提供することができます。

国家政府の予算編成には4つの段階があります。①予算の作成、②予算の立法／承認、③予算の執行／実施、④予算の説明責任です。この資金調達サイクルは1年に1回行われ、あなたの国の公的資金を管理する法律に従って、監査や見直しという形で監視の対象になります。



全国ろう協会は、政府に対し、法律の実施における進展と優先のために公的予算を配分するよう働きかける必要があります。手話言語法案には、政府による義務的な活動とは別に、その実施に必要な民間資金を得るための創造的な方法も盛り込むことができます。例えば、優遇税制、官民のパートナーシップ、助成金プログラムなどの形で、民間部門に実施への貢献を促すことができます。

どの国にも、資金を決定・配分し、その効果を報告・監視するための独自の法的枠組みがあります。手話言語法における資金調達の規定は、以下の全て、または組み合わせを含む必要があります：

- 手話言語に関する活動を実施するために適切な予算を提供することを政府に義務付ける法律の記述。どの政府機関が予算管理に責任を持つかを明確にする必要がある。
- 国の制度によっては、手話言語の法的認知および実施に、1つの政府関連機関（government office, body, or agency）だけでなく、複数の政府関連機関が関与する可能性がある。特に、アクセシビリティ要件に準拠し、通訳者を雇用しなければならない場合など、手話言語通訳者を雇用するためにリソースを費やすために明確な権限や指示が必要な政府機関もあるだろう。
- 特定の実施活動に対する資金援助のリストを含めること。実施活動とは、例えば、手話言語委員会のリソース、手話言語指導者や手話言語通訳者の養成プログラムの実施、手話言語研究、手話言語辞書などがある。
- 法律の実施に関連する学術的な資金援助にインセンティブを与える。通常、研究には資金が提供されない。しかし、ろう児教育、手話言語に関する活動、手話言語指導、言語学、通訳訓練のための継続的な研究を行う大学に対して、政府は助成金を出すことができる。
- 全国ろう協会に対し、法律の実施を支援したり実施に関与したりするインセンティブを提供する。
- （助成金、官民のパートナーシップ、NGO／市民社会組織に対する助成金など）法律の実施に関連する民間資金による取組に関する指示や情報を提供し、民間資金を促進するためのインセンティブを含めること。参加の仕組みについての指示は明確に行い、全国ろう協会が関与・参加できるようにする。

モデルとなる手話言語法では、少なくとも以下の活動のための財源が確保されるように公的資金の配分を確保しています。



いくつかの政府は、手話言語の辞典や手話言語コーパスの開発など、全国ろう協会と共同で実施する特定のプロジェクトに公的資金を提供しています。法律の実施を成功させるためには、国、地域、地方などあらゆるレベルの政府と良好な協力関係を築くことが重要です。

監視と順守

法律がどのように実施されるかを監視するために国内のろう団体を迅速に組織化することが極めて重要です。手話言語法の実現という画期的な出来事に到達した後は、手話言語を擁護するプロセスは、新たな戦略とともに継続されます。

前章で述べたように、手話言語は人権とみなされ、CRPDにも明記されています。つまり政府は、法律の実施・監視・評価に市民社会組織、すなわち全国ろう協会を参加させることが求められています。

監視が重要な理由

手話言語法の監視に国内のろうコミュニティが積極的に関与することにより、ろうコミュニティはその力と範囲を拡大し、より尊重しあい多様性のあるコミュニティづくりに貢献し、共同社会の一員であることや国家への帰属意識を表現することができます。手話言語に関することであれば、ろう者やろう団体が問題に取り組む必要があります。また、公共政策は複数の貢献や視点を募ることで改必善される必要があります。これはろうコミュニティにとって特に重要なことです。

自国の手話言語を法的認知することは、正しい方向への第一歩です。しかし、法的認知は権利擁護活動の終わりではありません。次の段階は、法律の実施プロセスです。ここから、法律が実際に影響を与えることが

できるようになります。ろうコミュニティは、法律の実施にあたり、継続的な監視と政府への支援に備える必要があります。

全国ろう協会は以下のことができます。

ろう者の視点から、また、障害や言語的マイノリティとしての視点から、意見や提案を述べる。	手話言語権を前進させるため、既存の政策を見直し、交渉する。
ろうコミュニティは、政府の活動や法律の施行について情報を知る権利がある。(ろう者は皆税金を払っている)	ろうコミュニティは、「政府の意思決定」と「法律の実施」の両方に参加する権利がある。
ろうコミュニティには、ろう者に関する問題について意見を述べる権利がある：手話言語はろうコミュニティに関するものだ。	ろうコミュニティに関する問題は、私達の利害に関する問題である。特に教育、情報へのアクセス、手話言語通訳は重要な問題だ。
手話言語権の進歩について、他のステークホルダーと共に「影の報告」を作成し、CRPDに報告する。	法律の施行と実施を支援する。
長期的に手話言語法の影響をよりよく監視するための社会指標の開発において、現行政府を支援する。	実施方針が人権に基づいたものであるよう保証する。

全国ろう協会は手話言語法の実施をどのように監視することができるか？

監視プロセスにおいて、あなたの組織が最初に行うべきステップは、あなたの国で参加が可能な市民参加のためのフォーラム（公開討論会）について調査することです。国民との協議は民主的ガバナンスの不可欠な要素であり、そのためには、まず、しっかりと機能する政府（functioning governments）によって様々な戦術が練られ、その後、重要な公共政策について一般国民と協議することが求められます。例えば、公開討論会、正式な文書による協議、会議、専門的な政策協議のための公募（open calls）、利益団体との会合、市民パネルなどです。

法律の実施や監視のための公開協議は、いくつかの理由から非常に重要です。第1に、根拠を収集するための基準値を確立することが可能になります。第2に、実施結果の監視と追跡がより簡単になります。第3に、政府の行動と意思決定プロセスの透明性が確保されます。第4に、市民や利益団体に、結果に対する妥当性と責任感や当事者意識を与えることになります。ろうコミュニティは、手話言語に関連する全ての問題の協議プロセスに参加すべきです。

そのため、調査をし、政府によって現在行われている公開協議で、障害のある人、特にろうコミュニティを

対象とした協議が行われているかどうかを問い合わせる必要があります。公共政策の採択のために、市民社会の協議や参加を必要とする指令やプロセスがあるかどうかを調べてください。このデータを収集し、以下に示す表の例のように分析してください。連絡先や資料へのリンクも必ずいれてください。

既存の様々なタイプの公開協議プラットフォームを分析するための表の例

レベル／例	協議の種類	合理的な調整とアクセシビリティの要件は考慮されているか？
立法レベル		
国家政府レベル (大統領府または大臣クラス)		
障害のある人に関する国家省庁レベル		
地域政府レベル		
地方政府レベル (地方自治体)		

手話言語法の施行後、誰が規制や指令の作成を監督するのか？誰が法律を施行するのか？どの政府機関が責任を負うかを明記しましょう。

既存の様々なタイプの公開協議プラットフォームを分析するための表の例

担当機関の例 (Instance or offices responsible)	公開協議への参加方法	連絡先

あなたの国で手話言語法が採択された後、以下のようなことを監視し、対策を講じる必要があります。

- 法律の実施について行われる公開討論に参加すること。
- 新たな行政規則の策定に参加する。行政規則とは、法令 (decrees)、条例、その他の国／地域／地方の法律などを指す。
- 予算がどのように配分されるかを注視し、①手話言語委員会のための資金、②教育、アクセシビリティ、放送などの分野における手話言語通訳者のための資金、③手話言語情報の研究、訓練、普及のための資金が予算に含まれているかを確認すること。

- 手話言語問題の監督を担当する政府関連機関が、法律の規定を実施するために必要な能力と経験を備えていることを確認する。
- 政府内には、法律の実施を担当する局・部・課 (Departments) が複数存在するため、様々なレベルの政府間の調整に注視すること。これらの局・部・課 (Departments) には、アクセシビリティ、障害、教育、保健医療、通信 (テレビ放送)、意思疎通が含まれる。
- あなたの組織が、手話言語法が順守されていないことに気がついた場合、公の場で苦情を申し立てたり、公の場に提出したり、ろうコミュニティのメンバーから多数の署名を集めた公開書簡を政府関係者に提出したり、公然で平和的なデモを行い政府の注意を引いたりすること。これらにより、政府は、ろうコミュニティのメンバーと協力しながら、現状の修正や改善を行うことができる。
- 基準値と明確な指標を作成することで、進捗状況を監視し、記録し、プログラムの長期的な進歩や実績を分析すること。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に取り組んでいる国々は、その指標を監視し、追跡している。そのため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の指標を活用することも一案だ。
- 手話言語に関する事柄の成功例と失敗例を記録する。人権侵害があった場合は、パラレルレポートやその他の報告手段を使って、国内および国外の両方からCRPD委員会に報告する。
- 手話言語を管理する法律が本当に望ましい効果をもたらしているかどうかに対して、批判的な姿勢を保ち、継続的にチェックする。
- 手話言語法執行のために割り当てられた資金が継続的に効果的に使用されるようにし、手話言語法の順守を提唱する。

したがって、上記の内容からわかる通り、法律の監視と順守を確実に行うことは簡単ではありません。一貫性、永続的な権利擁護、意思決定者との緊密さが重要です。

法律を順守するための対策に対するDPOの関与

障害のある人の団体 (DPO) は、ろうコミュニティにとって強い味方である、もしくは、今後強い味方になる可能性があります。DPOも私たちと同じように自分達の権利を求めて活動しており、私たちは間違いなくDPOと多くの闘いの場、政府関係者との意思疎通、その他の活動を共有することになるでしょう。

いくつかの国では、国内の「障害のある人の団体」が国内の人権団体と提携しているのが一般的です。これにより、これらの組織はより積極的に参加し、より多くの経験を積み、現行政府とより緊密な関係を築くことができます。

したがって、国内のDPOがろうコミュニティの活動関与できるよう、計画、連絡、参加を促すことが重要です。これにより、DPOも手話言語法の監視と順守を支援できるようになります。従って、DPOを関与させるよう戦略的に計画、意思疎通が必要です。

DPOをプロセスに参加させることが重要であると同様に、非政府団体や学術機関との連携を深めることが不可欠です。全国ろう協会が手話言語法の実施を監視し、活動するためのネットワークや関係を構築すればするほど、ろうコミュニティはより多くのリソースを得ることができます。

学術機関は、信頼できる監視の取組を可能にする研究を開発し、進捗状況や成果を確認し、将来の改善点や実施不足なことを決定する役割を担うことができます。これは継続的な熟考を可能にし、手話言語法を順守するためのより良い戦略を描くのに役立つでしょう。

第7章：権利擁護活動を始める

手話言語の権利に基づく、強固な法律を作るためのアプローチ

自国の手話言語を法的認知する計画の策定、監視、実施、評価に誰が関わるべきか？

手話言語の法的認知を得るために、何から始めるべきか？

手話言語法の立法に向けた活動の戦略の準備



手話言語の権利に基づく、強固な法律を作るためのアプローチ

ろう者やその代表組織は、啓発、請願、平和的抗議、集会、政府会議など、様々な方法で自国の手話言語の法的認知を主張してきました。自国の手話言語を認知する法律を制定するためには、権利に基づいたアプローチを行うことが重要です。

権利に基づくアプローチをとるということは、自国の手話言語の法的認知を求める全ての主張と要求は、CRPD等の関連する法的規定と政策文書によって裏付けられており、関連するWFD方針説明書による権利擁護支援を伴うべきということです。その目的は、「手話言語の法的認知」が関係者の単なる願望ではなく、全てのろう者に固有の基本的権利であること強調することです。

権利擁護活動や運動には数年を要することがあるため、多くの仲間達とともに強力で結束力のあるろうコミュニティを構成し、首尾一貫したインパクトのあるメッセージを発信するための綿密な戦略を確立することが極めて重要です。

「手話言語を使う自由」といった基本的人権の擁護は、
現在進行形で行われている長期的な課題です。

自国の手話言語を法的認知する計画の策定、監視、実施、評価に誰が関わるべきか？

全国ろう協会が、各国手話言語を法的認知するための取組を主導すべきです。

戦略の取組は、組織の中心チームが主導すべきです。このチームは、ろう者の手話言語を擁護するための長期的な戦略の立案、監視、実行に責任を持つべきです。首尾一貫した強力な原則・規則を持つことは、人権と手話言語を中心としたアプローチを採用することで可能となります。

中心チームは、ろうコミュニティと協調・協議し、全員が取組とその成果を責任感や当事者意識を持てるようにする必要があります。参加と透明性は全ての段階で確保される必要があります。ろうコミュニティで権利擁護を行う全ての人は、自身が関与することと発信するメッセージの両方について説明責任を負う必要があります。コミュニティの参加と公開性は、プロセスのあらゆる側面において必要です。

全国ろう協会は、中心チームについて十分に検討し、十分な情報に基づいた人選を行う必要があります。つまり、中心チームのメンバーには、長期的なプロジェクトの経験があり、ネットワークを構築し、人脈を広げることができ、リーダーシップと対人関係の資質を持ち、粘り強く忍耐強い人を探す必要があります。またメンバーは、ろうコミュニティの現実に関する幅広い知識と経験を持ち、創造的な能力を持っている必要があります。その国の政治状況や法的枠組みに精通しているメンバーであれば、より適切です。

全国ろう協会が中心チームを編成した後、作業と戦略的計画を開始します。

本章では、自国の手話言語をしっかりと認知させるためのいくつかの戦略やロビー活動のテクニックを簡単に紹介します。自国の政治経済的な現状に応じて、最も適切で実現可能な戦略を見極めることが重要です。例えば、あなたの国の法制度において請願により法律が導入される可能性がない場合、手話言語法を導入するために国会への請願を作成することは不適切です。このセクションでは、それぞれの国がどのように戦略を立てているのか、いくつかの例を紹介します。

手話言語の法的認知を得るために、何から始めるべきか？

1. 全国ろう協会が、法律チームとパートナーシップを結び、(データ、ろう者が直面している状況などの) 関連するすべての情報を法律チームに提供し、法律チームが手話言語法案を起草します。その後、草案に、協会がコメントや視点を提供することで、厳密な分析と綿密な修正を行います。その後、法律チームがさらに調整を加えます。そして、国会議員を通じて国会に法案を提出する準備を整えます。立法案の提出プロセスと並行して、協会は権利擁護戦略の準備を行います。戦略の準備には、伝えるべきメッセージの準備や、このプロセスに付随・補完する情報伝達やメディアの開発も含まれます。
2. 全国ろう協会が、上記のような中心的な権利擁護チームを構成します。権利擁護チームは、ワークショップを開催し、その内容を法律チームが作成した手話言語法案に反映させます。ワークショップでは、ろう者の生活体験などのデータを収集します。このデータは、手話言語法案の必要性を補強し、国会議員への証拠となります。この取組と並行して、全国ろう協会はDPOやその他のNGO(人権NGOなど)と協力関係を構築し、政府の会合、公的イベント、メディアへの働きかけを通じて、自国の手話言語の法的認知を提唱します。
3. 全国ろう協会が、議会ではなく政府を通して法案を導入するよう主張を始めた国の例もあります。これは、ろうコミュニティと現政権との間にポジティブで強い関係がある国の例です。政府から提示された案であるということは、既に法案の施行を担う各政府機関と十分な議論がなされていることです。その結果、立法者は法案の成立に自信を持っているでしょう。ただし、全国ろう協会の有無にかかわらず、この取組を主導するのは政府である可能性が非常に高いです。

この戦略の限界の一つは、現政権による法律の実現力によっては、最初に提案された法案の範囲が縮小される可能性があるということです。これは、議会による提案が不成功に終わった場合の、興味深い代替案となります。

いくつかの国では、〈行政命令／大統領令〉(executive orders)や最高法令(supreme decree)は法律と同じレベルの権限を持ちます。しかし、これらは将来の政権によって取り消される可能性があるため、議会で可決された法律よりは弱いです。

4. 立法機関のメンバー {国会議員 (member of parliament or congressperson)} が自国の手話言語を公認する法案を作成するために全国ろう協会に働きかけるという例もあります。この戦略は、全国ろう協会が立法機関と直接関係を持ち、立法機関を指導し、データや資料を提供することができるため、有益な方法です。

協会はメディア運動を実施し、政治家(既に賛同を得ている政治家に加えてさらに多くの政治家)や一般市民に法案の重要性を説得することができます。同様に、障害のある人の団体やその他の社会運動団体にも連絡を取り、この計画に参加してもらったり、支援してもらったりする必要があります。

手話言語法の立法に向けた活動の戦略の準備

中心チームの構築

あなたの組織が中心チームを作る際には、手話言語を公的認知のるために、運動を指揮でき、成功に導くことができる人々を選ぶべきです。

中心チームを構成する人数に制限はありませんが、良い行動力を持ち、協力し合えるチームを作ることが重要です。チームは、しっかりと意思決定を迅速にできる行えるだけの機敏性を備えてい

する必要があります。チームには、立法レベルでの権利擁護活動の経験を持つ人材を含めるなど、多様性があるべきです。

中心チームについて、以下の経歴を持つメンバーを検討してください。チームは全国ろう協会の理事会と協力することになります。

- 運動コーディネーター：戦略計画の策定、実施、評価をする担当者。
- 法律コーディネーター：手話言語権に関する法律の制定を取りまとめ、立法者や政府関係者と連絡を取り合う担当者。
- 運動の運営支援：運営上の課題、リソースや資金の調査、スポンサーとのパートナーシップの確保などについて、チームを支援する担当者。
- メディア・マーケティング・コーディネーター：運動の主要メッセージ、全てのソーシャルメディア・意思疎通、イベント、政治的権利擁護活動についてチームをサポートする責任者。
- 渉外コーディネーター：全国ろう協会がパートナー候補、利害関係者、政治的協力者を見つけるのを支援する担当者。
- ボランティア・コーディネーター：ボランティアや計画を支援する全ての人の募集、監督、研修の責任者。
- 教育・能力開発コーディネーター：ろうコミュニティ内外でワークショップや教育プログラムを実施する担当者。

リサーチ

あなたの協会の権利擁護の歴史を理解することは重要です。歴史の理解は、これまでの努力が実を結んだかどうかを判断し、成功または失敗の原因を評価することに役立ちます。これにより、自国の手話言語の法的認知に向けた政策や権利擁護活動を最適なものにすることができます。以下について調査をしてください：

宿題：

リサーチ・チェックリスト

全国ろう協会の過去と現在の権利擁護活動の要約を作成する	
ろう者、ろうコミュニティ、手話言語に関する現行の政策を確認する	
データ収集：統計、事例研究（ケーススタディ）、調査、その他	
手話言語法の重要性と必要性について、要約または声明を作成する	

手話言語法導入の予定表を調査する	
対象読者（立法者、政府当局、影響力のある政策立案者・意思決定者）を定義する。また、潜在的に協力者になり得る人や潜在的に敵なり得る人を定義する	
利害関係者と協力者を定義する	
権利擁護活動に必要なリソースを調査し、必要な資金を見積もる	

第8章：予定表と戦略的 計画の策定

手話言語の法制に関する目標を設定する

戦略的計画を立てる

SMART目標を立て

戦略的計画と予定表を策定する

行動計画を策定する

万が一に備え、緩和計画を準備する

予定表を作成する

意思疎通戦略を立てる



手話言語法に関する目標を設定する

人権に基づく枠組みで活動することは、多大な努力を有し、複雑で、時間のかかる仕事です。明確な目標と行動計画を持った戦略的計画を策定することで、持続可能で意義ある変化を生み出します。権利擁護活動を行う前に、あなたやあなたの組織は、権利擁護の目標を実現するためのしっかりとした行動計画と戦略を立てることが必要です。諸外国が手話言語の認知に向けてどのように取り組んできたかの報告によると、認知を実現するまでの期間は、一般的に最短で約3年、最長で約10年です。ろう協会は従来から人材不足であり、ボランティアへの依存度が高いです。したがって、戦略的計画を策定することは、目標実現に向け、人々の時間と労力を効果的に使う優先順位をつけるために重要です。

作業戦略と予定表の策定は、全国ろう協会に中心チームを設置することから始まります。必要に応じて、協会の事務局長や理事との戦略検討会議も行います。これは月、四半期、隔年、年単位で行うことができます。これらの会議を利用して、進捗状況や運動の取組を評価し、重要な活動について話し合い、実績を評価し、必要に応じて戦略を調整することができます。



戦略的計画を立てる

「プロジェクト概要」を作成する。「プロジェクト概要」は、関連するパートナーに目標を伝えられるような基本的な概要を含めます。

文書の概要には以下の要素を全て含めます：

- 自国の手話言語の法的認知を目指すという目標
- 背景情報
- 短期、中期、長期の中間目標（マイルストーン）
- プロジェクト目標
- 予定表
- 意思疎通・普及戦略
- 計画の評価と継続的な監視

SMART目標を立てる

始めに、あなたの国でろう者が手話言語を使う際に抱える主な問題や懸念を特定することが極めて重要です。このガイドラインの第4章では、あなたの国でろう者が遭遇する問題や障壁について知る

のに役立つ様々な質問を掲載しました。これらの質問に回答することにより、あなたは様々な情報を得ることができ、この情報が、自国のろう者の言語権に関する運動において、最も重要な課題や差し迫った要求に焦点を当て、検討するのに役立ちます。

第4章の「手話言語権とは？」では、あなたの国のろう者の人権と手話言語に関する中核的な問題を取り上げ、議論することができたと思います。情報を収集し、計画とプロセスを始めましょう。あなたの国で実現可能なことを合理的に仮定し、目標と目的を設定することから始めてください。この際、法制度や政治的枠組みをしっかりと考慮してください。

時間をかけて、主要な目標と目的を定め、書面にしましょう。そのために、ゲロゲ・T・ドーラン(Geroge T. Doran)が1981年に考案した目標を書くための手法である「SMART目標」を紹介します。「SMART」とは「Specific (具体的であること)」、「Measurable (測定可能であること)」、「Attainable (達成可能であること)」、「Relevant/Realistic (適切／現実的であること)」、「Time-oriented (期限が明確であること)」の頭文字をとったものです。

Measurable (測定可能であること) :

進捗状況や成果をどのように監視することができますか？

Attainable (達成可能であること) :

あなたの組織は、目標を実現にむけて計画や提言ができる能力がありますか？もし能力が足りない場合、あなたは何をする必要がありますか？

Relevant/Realistic (適切／現実的であること) :

あなたは、組織が設定した目標を本当に実現できますか？

Time-oriented (期限が明確であること) :

いつまでに目標を実現する予定ですか？プロセスを遡りましょう。目標実現の期限から逆算して計画を立てることで、やるべきこと全てが見えやすくなります。

ドーラン(Doran)は、様々な企業が明確な目標の設定に苦労しているのを見た経験から、ビジネスのための「SMART目標」を生み出しました。彼の方法論を使うことで、目的を目指してチームで活動する際に、「意味のある完全な目標」を構築することができます。

「SMART目標」を考え、書面にする前に、どのような中間目標(マイルストーン)に到達したいかを見積もることが重要です。日付、段階、中間目標(マイルストーン)を書きます。これらの要素は、期限ではなく、「小さな大成功」や「目標への前進」と考えてください。中間目標(マイルストーン)の例を以下に挙げます。

- ○○までに手話言語法の草案を作成する。
- ○○までに法案の草案の見直しを行う。
- ○○に法案の草案を提出する。
- ○○までに国会に法案の草案を提出する。

以下の表に、中間目標(マイルストーン)と期限を書いてください。

中間目標（マイルストーン）	期限

中間目標（マイルストーン）を書き出したら、中間目標（マイルストーン）を特定のタスクに分割し、それぞれのタスクに中心チームのメンバーに割り当てます。それぞれの責任者が決まれば、それぞれのタスクにかかる時間、それぞれの責任者やチームが必要とするリソース、優先順位の付け方などがイメージしやすくなり、予想をつけやすくなります。以下に例を示します。

タスク	責任者（1人または複数人）

次のステップでは、中心チームが行う仕事の進捗をどのように評価するか、目標を検証するためにどのような証拠を用いるかを書き出す準備をする。以下に例を示します。

進捗の評価方法	検証の手段

これまでの作業により、タスクとその責任者、進捗状況の監視方法を定めることができました。これにより、全ての表を活用して「SMART目標」を作り始めることができます。その後、目標に基づいた戦略的計画と予定表を作成することができます。

「SMART目標」下書きする

SMART目標

戦略的計画と予定表を策定する

これまでの「SMART目標を作成する練習」分かる通り、権利擁護活動には時間がかかります。しかし、この時間を有効に使いましょう。明確な優先順位を持つことは、持続可能な方法で、あなたの活動をそのように行うのかを定義するのに役立ちます。あなたやあなたの組織が、既存の状況、リソース、協力関係を元に、短期、中期、長期の目標について正確な見通しを持つことが極めて重要です。

戦略的計画を策定する際は、「SMART目標」と関連付け、具体的な目標、具体的な活動、責任、時間枠、成果を計画に統合します。その際、あなたが目指している長期的な社会変革を見失ってははいけません。あなたの国の手話言語が認知され、法律が実施された場合、社会はどのように変わるでしょうか？

行動計画を策定する

予定表を作成する前に、行動計画の立案を行います。設定した目標・中間目標（マイルストーン）、チームに与えた任務をもとに、行動計画を作る練習をしましょう。まず、下の表に行動リストを書き出し、それらのタスクをどのように実行するかを詳しく説明します。先ほどの練習問題を参考に、責任者、日付、目標を各列に記入してください。

行動計画			
行動 (行動を説明する文章を書く)	責任者	期日	成果（目標）

万が一に備え、緩和計画を準備する

どのような戦略にも言えることですが、万が一、意図したことが実行できなくなるような状況が発生した場合のことを想定し、代わりとなる代替計画を準備しておくことが非常に重要です。より困難と思われる状況や、予測不可能性が高いと思われる状況に備えて、緩和計画を準備してください。

緩和計画	
(もしもこのようなことが起きた場合には…?)	潜在的な障壁：
	緩和計画：

予定表を作成する

予定表は、あなたの戦略的計画を理解し、振り返り、追跡するために、中心チームを助ける視覚的な手段です。予定表は、プロジェクト管理と効率化の助けになります。戦略検討会議では、目標を実現するために必要なことを評価し、決定することが重要です。

以下に予定表の例を示します。このような予定表があると、全ての人が状況を把握しやすくなり、有益です。

Project title		Year												
Name of organization														
Describe objective and														
Component 1		Percent complete	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
	1.1													
	1.2													
	1.3													
	1.4													
Component 2		Percent complete	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
	2.1													
	2.2													
	2.3													
	2.4													
Component 3		Percent complete	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
	3.1													
	3.2													
	3.3													

このエクセルをダウンロードし ([ダウンロードするにはこちらをクリック](#))、簡単な予定表を使って計画を始めてください。

前の章で説明したとおり、あなたやあなたの組織にとっての「反対派（計画を批判する人）」が現れる可能性があります。あなたやあなたの組織は、「反対派」に迅速に対処し、情報を共有する必要があります。これにより、「反対派」があなたの味方となり、あなたの取組を支援するようになる可能性もあります。

意思疎通戦略を立てる

それぞれの対象グループに対しそれぞれの意思疎通戦略を立てましょう。例えば、組織内部やろうコミュニティ内での内部の意思疎通があります。もうひとつ、メディアや広範な一般市民への意思疎通があります。また、政治や立法当局にを対象とした意思疎通戦略も必要です。

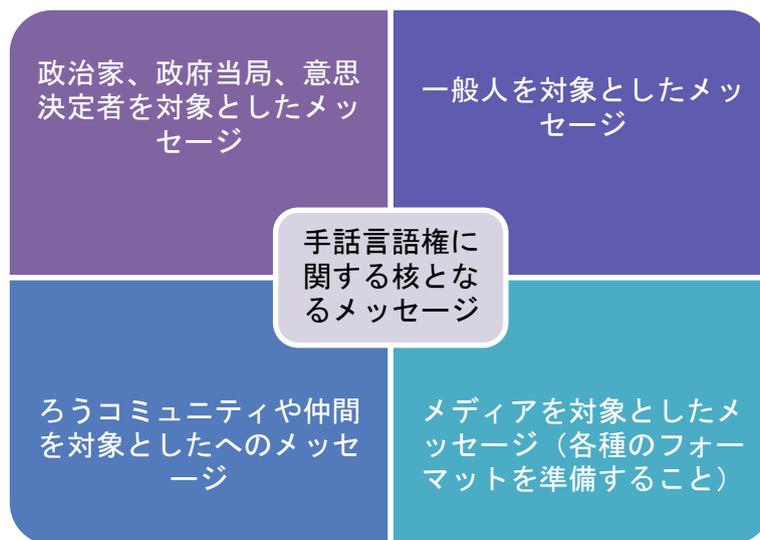
「誰に」「何を」伝え広めたいのかを決めることから始めましょう。それぞれの対象グループに合わせたメッセージを作ること、それぞれがろうコミュニティと手話言語をよりよく理解し、共感できるようになります。ろうコミュニティの戦略的な意思疎通によって、より多くの対象者が関心を持てば、ろう者の手話言語権に取り組む政府や立法者の議題に大きな影響を与え、圧力をかけることができます。慎重に設計された意思疎通戦略は、目標に沿っているかや、進捗状況や成果を監視するのに役立ちます。意思疎通戦略を行うもう一つの理由は、あなたの組織が様々な利害関係者との協力関係を築くのに役立つということです。

あなたのメッセージや運動を広めるためには、意思疎通に関して複数の戦術・活動・戦略を使うことが考えられます。意思疎通戦略が運動の方向性を決めるため、あなたの組織は計画について特にしっかりと考慮する必要があります。意思疎通とは、単に情報を広めるプロセスではなく、ろうコミュニティの本質や、ろう者の生活における手話言語の重要性を伝えることです。

計画を立てる際には、ブレインストーミングによる会議を行い、主要な核となるメッセージを定義し、それを「どこで」「どのように」伝えるのが最適かを定義する必要があります。優れた意思疎通戦略には、以下が含まれます：

- 明確な目的（意思疎通戦略が、「自国の手話言語の法的認知を実現する」という目標）とどのように関連しているかを要約すること。
- 何を伝え、何を実現したいのか、目標と目的を定義すること。
- 対象となる人／人々を明確にすること。これには、「どのように」「どのような情報」を、「どこで」、「いつ」伝えるかを含む。
- 伝えるためのツールと方法について。重要なメッセージを「どのように」「どこで」伝えるかを明確にすること。
- 実現すべき目標を考え、意思疎通戦略の予定表を作成すること。

様々な対象者／対象グループのためにメッセージを開発するためには、あなた自身が対象者／対象グループになったつもりで考え、彼らの立場に立つことが必要です。彼らはどのような情報を必要としているのでしょうか？あなたの仕事を支持するよう説得するためには、どのように情報を与えればいいのか？あなたも、彼らが使用している専門用語を使用することで、あなたが「この分野における正当な専門家」であると認識されるようにしてください。



意思疎通には様々な形態があり、情報を発信するためにいくつかのツールや方法を使用することができます。対象者に応じて、メッセージを伝えるための文書をいくつかのフォーマットで準備することが重要です。例えば以下のようなフォーマットが必要です。

- 主要な核となるメッセージを記載した方針説明書
- パンフレット
- ちらし（フライヤー）
- プレゼンテーション
- プレスリリース
- 記者会見
- ろうコミュニティのイベント（「国際ろう者週間」、「手話言語の国際デー」など）
- ソーシャルメディアへのビデオメッセージ投稿
- 活動（平和的な行進、請願、公開デモ）

最後に、全ての意思疎通戦略・戦略の全てのプロセスにおいて、ろう者ときこえる人の双方に対してアクセシビリティを考慮することが重要です。盲ろう者やその他の障害のある人を含め、全ての人のアクセシビリティを確保できるように計画や手配を行ってください。盲ろう者やその他の障害のある人は、共に協力して権利擁護を目指しているグループです。あなたがアクセシビリティの良いモデルを作ることで、他のグループが学ぶ機会にもなります。あなたの運動を「全ての人のためのアクセシビリティの重要性」について、全ての人を教育する機会にしてください。運動のメッセージは、様々な形式で伝えるべきであり、常に自国の手話言語によるメッセージを含めるべきです。手話言語は注目を引くものです。運動の際に自国の手話言語を使ってメッセージを伝えることで、手話言語の知名度を高め、法律の必要性を物理的に示すことができます。

第9章：協力関係の構築

政府や立法者の支援を得る

広範なろうコミュニティ（クラブ、組織、NGO、ろう児の家族など）

自国の手話言語の法的認知を得るための権利擁護活動において、この目的に反対する人々があなたやあなたの組織の前に現れるかもしれません。中には、「手話言語は意思疎通の問題に過ぎない」と説得しようとする人や、「法律は必要ない。教育に関する政策や、アクセシビリティの問題を網羅する『障害のある人に関する一般的な法律』で十分だ」と主張する人がいるかもしれません。

このような対立は、情報不足、無知、障害やろう者に対する古い考え方の影響から生じている可能性があります。以上の理由で、あなたの組織は、他の団体や組織からの注目が徐々に集まるように戦略を立て、彼らが権利擁護活動を支持・支援する協力者になるよう計画する必要があります。

障害のある人の団体（OPD）、先住民グループ、その他の周縁化されたグループなど、あなたの活動に共感してくれる他の草の根運動と協力関係を作ることが重要です。他の団体や組織、オピニオン・リーダー、ジャーナリストなどとの協力関係を強化することは、活動中に直面する可能性のある様々なタイプの「反対派（計画を批判する人）」に立ち向かう大きな助けとなります。

多くの国では、障害のある人の団体がろう者団体を支援しており、障害やアクセシビリティの問題に関係する取組を支持する可能性は非常に高いです。そのためには、国内で参加可能な場を調べ、見つけることが重要です。あなたの組織は、既にOPDのメンバーになっているはずですが、障害のある人以外の団体にも目を向け、過小評価されているグループや周縁化されたグループ等との連合や、地方・地域・国レベルの人権団体「他の協力関係になり得る団体」からの支援も求めるようにしてください。

メディア報道は、手話言語に関する運動に幅広い関心と支援を得る上で重要な役割を果たします。一般大衆の意見に影響力を持つ様々なメディア（テレビ、報道、ラジオ、ポッドキャスト、その他のメディアなど）のオピニオン・リーダーに連絡を取ってください。ろうコミュニティ以外の人々からの応援メッセージにより、あなたの取組が幅広い支持を得ていることを示せます。

メディア報道に備え、あなたの組織は、実現したいことを箇条書きにした文書や書類を準備すると良いでしょう。また、メディア関係者に電話をかけたり、会ったりして、インタビュー番組に呼んでもらえるよう頼むこともできるでしょう。この目的は、メディア関係者があなたの組織から直接、組織の目的について情報を得る機会を作ることです。

意思疎通とメディアは、認知度を高めるだけでなく、この問題を一般大衆の議題として取り上げ、一般大衆の支持を得るためにも極めて重要です。オピニオン・リーダーと議論し、「手話言語に関する「誤った説」」を否定してください。これは、事実を明らかにし、「ろう者と手話言語に関する「誤った説」」を覆す機会です（よくある誤解とその反論方法については第2章を参照）。あなたやあなたの組織は、社会的ネットワーク、人脈作り、個人的な意思疎通を組み合わせることで、世論の圧力、世論の支持、知名度を得ることができます。これら全てが、手話言語法案に対して、政策立案者や意思決定者の注意を喚起するのに役立つでしょう。

意思決定者は、その問題が経済的・政治的に実行可能であると考え、変革の必要性を強く主張する世論の圧力がある場合、その取組を支持したり、政策や法律を変更したりすることに積極的になります。したがって、あなたの目標を支持する様々なグループから公的支援を集めることが非常に重要です。

この章では、ろうコミュニティ以外の様々なグループからの支援を発展させ、統合する方法について、一連のアイデアを紹介します。協力関係を構築することで、手話言語権を支援する幅広い協力関係を構築することができます。

最初の段階は、先住民のマイノリティ、女性、歴史的に軽視されていたグループによる取組・活動・運動に目を向けることです。彼らの活動に参加し、尊敬・協力に基づく関係を築き、ろうコミュニティの中にも彼らのような軽視されていたグループに属する人々がいることを伝えましょう。例え

ば、先住民のろう者は、ろう者組織だけでなく、先住民組織からの支援を必要としています。このようにすることで、ろう者組織は他の組織と共通の基盤を築き、両組織の協力的なアジェンダを構築することができます。

協力関係は双方向に機能します。他の団体をろうコミュニティの活動に招待し、また、彼らの権利擁護活動を支援するとともに、あなたの活動を支援してもらいましょう。例えば、公開書簡や公的声明という形で、あなたの取組を公的に支持・支援するよう依頼したり、彼らが持っている立法機関の連絡先やメディアの連絡先を共有してもらったりすることができるでしょう。影響力のあるジャーナリストは、手話言語権の実現の重要性に関するニュースを伝えることで、ろうコミュニティを支援することができます。

仲間と共に行える活動や、仲間から得ることのできる支援は無限にあります。あなたは、他者からどのような形の支援を必要とするか（そして、他者にどのような支援を与えることができるか）を見極める必要があります。以下では、協力関係を構築する際に焦点を絞り得る具体的な協力者の例を特定するための演習を紹介します。

仲間になり得る団体が行っている取組・活動・運動について記録を作成し、注意を払う。

女性の権利、先住民族、その他の軽視されていたグループなどと共通するの権利擁護の基盤を特定する。

彼らの取組を支援し、彼らと親しくなり、（手話言語の認知を目指す活動や手話言語権に関する活動などの）ろう者の権利擁護活動を支援するよう誘う。

誰にアプローチできるかを調査・分析し、強固な戦略的な協力関係を構築する。

様々なグループと関わり、戦略的な協力関係を築く。明確なメッセージと目標を持って、社会の様々なレベルや分野でロビー活動を行う。

ろうコミュニティのキャンペーンを支持する、または普及に協力する、または意思決定者に働きかける手助けをするよう依頼する。

協力関係を活用し、立法レベルおよび政府高官に焦点を当てた権利擁護活動を継続する。

政府や立法者の支援を得る

権利擁護を目指す道において、政府当局や立法者は極めて重要な接触先です。議員や政府当局に接触し、話をすればするほど、「あなたが目指す事柄」の正当性や信頼性が高まり、支持を得るこ

とができます。

あなたの取組に政府当局が関与する場合、政府当局は、あなたのニーズを支援するために助言をしたり、公的な意見を述べたりすることができます。

いつ政治指導者に接触するのが最善なのか、市民社会への参加や公開フォーラムなど、目に見える形で継続的に参加できる場を見つけるにはどうすればいいのか、時間をかけて調査してください。

国会や議会で議論される前に、立法の支援が不可欠です。ろうコミュニティのニーズや主張・運動（cause）に詳しい議員であれば、法案に賛成票を投じる可能性は高いでしょう。

広範なろうコミュニティ（クラブ、組織、NGO、ろう児の家族など）

権利擁護運動を成功させるには、手話言語権を擁護するプロセスにおいて、様々な主要関係者を巻き込む必要があります。最も重要な仲間の1つは、広範なろうコミュニティです。全国ろう協会は、国内のろうコミュニティの全ての主要関係者、ろうコミュニティの草の根メンバーがこの法案を支持するようにすべきです。

あなたの組織のリソースを補うために、潜在的な寄付者や潜在的な技術協力パートナーと連絡を取ることも忘れてはなりません。例えば、自然言語としての手話言語の正当性に関する研究で、大学が運動を支援してくれるかもしれません。運動を支援するための援助や資金を提供してくれる人や組織を探しましょう。

宿題：

協力関係になり得る人・団体を整理、特定し、わかりやすく表にまとめてください。これにより、彼らと接触して関係を発展させる計画を立てることができます。

潜在的な仲間の説明	・個人・団体の名前 ・連絡先 ・潜在的な仲間が普段行っている活動	影響力のある個人・団体を優先順位付けまたは特定する。可能であれば、それぞれの力が及ぶ範囲、潜在力を測定する。

これで、あなたの権利擁護活動の潜在的なパートナーや仲間を特定できました。次に、立法者、政府高官、意思決定者に連絡するためのターゲット（対象者）を準備・計画し、どのように彼らに連

絡を取る予定であるかを明確にします。また、前に作ったリストの中でどの個人・団体が組織をサポートする可能性が高いか優先順位をつけてください。

対象者（例）	対象者との連絡方法	対象者からどのようなサポートが必要か	対象者の影響力、力が及ぶ範囲	対象者と頻繁に、あるいは友好的に接触している人物	対象者がろうコミュニティを支援するために必要な情報
上院の立法者					
障害のある人に関する省庁・部門の職員					
オピニオン・リーダー（ジャーナリスト）					
先住民のリーダー					

第10章：立法および一般的な政治会議を成功させるためのヒント

会議の前：会議の予定を立てる

会議中

会議の後



政府職員、選挙で選ばれた議員、立法者のメンバーなどと直接会うことは、あなたの組織の権利擁護活動にとって重要です。また、会議を効果的に成功させるには、事前の準備が大変重要です。

ろう者としては、意思疎通とアクセシビリティのニーズが適切に満たされるよう、入念な計画とアプローチを検討することが極めて重要です。この章では、あなたやあなたの組織が会議の前、会議中、会議後において考慮すべき事項、意思疎通・ニーズが満たされない場合にどうすればよいかを紹介します。

会議の前に、あなたやあなたの組織にとって「アクセシブルな連絡手段」を見つけましょう。最初の意思疎通の後、継続的に多くの意思疎通を行うか可能性があるため、「アクセシブルな連絡手段」を見つけることが必要です。最初の接触では、十分な情報を提供し、どのように連絡を取りたいのか、どのような意思疎通を希望するのかを説明し、今後の共通理解を確立することが重要です。多くの場合、政府指導者に手話言語を実際に体験してもらうため、あなたが希望する通訳者と共に、実際に手話言語を使った会議を行うのが賢明です。

接触する際のメールの例

[立法者の名前／政府当局の名称]様

[全国ろう協会の名称]を代表して、お手紙を差し上げます。[全国ろう協会の名称]は、[全国ろう協会に関する短い説明]であり、[国名]において、ろう者の権利擁護をする活動を行っております。

私達[全国ろう協会の名称]は、[国名]の手話言語である[言語名]に関する問題について、く[立法者の名前]様／[政府当局の名称]の代表の方)と面談を行いたいと考えております。面談中および今後の意思疎通において、インクルーシブで有意義なパートナーシップを築けるよう、「効果的な意思疎通」が重要であることをお伝えしたく存じます。

「効果的な意思疎通」を行うためには、専門的な手話言語通訳者が会議に同席することが必要です。[国名]手話言語は、独自の文法と構文を持つ独自の言語であり、通訳には専門的な知識と訓練が必要です。専門的な手話言語通訳者は、ろう者ときこえる人の間の意思疎通を促進し、平等なアクセスを確保する上で重要な役割を果たしています。

お会いする際には、私たち専門の手話言語通訳者と共に参加し、全員が意思疎通に完全にアクセスできるようにし、全員が会議に参加できるようにしたいと考えております。また、今後の会議においても、アクセシビリティの問題を考慮することは双方の連帯責任であり、しかるべき調整をしていけると信じております。

面会までの間、[立法者の名前／政府当局の名称]様が電話による連絡を必要とされる場合は、電話以外の連絡手段を優先していただきたく存じます。例えば、テキストメッセージ(SMS)、その他のメッセージングアプリケーション、Eメールなどです。私は、仲介者を介さない直接的な意思疎通を必要としており、この方法が理想的です。

貴重なお時間を割いていただき、この問題について、認識し、配慮をしていただき、感謝申し上げます。

[この意思疎通に、会議のテーマ案と、あなたの団体が実現を期待する内容を補足する。]

ここまでで、コンタクトを開始し、直接かつアクセシブルな意思疎通の重要性を伝えました。その後、会議前と会議中に一貫したフォローアップを行うことも重要です。以下は、何を守り、何をすべきかのアイデアです。

会議の前: 会議の予定を立てる

意思決定者に連絡する際には、あなたのアクセシビリティに関する要望を伝えてください。内容は、上記のメールの例を参考にしてください。意思疎通が確立され、会議の予定を立て始めたら、あなたやあなたの組織は、会議の日時について柔軟に対応すべきです。また、専門的な手話言語通訳者の都合がつかず、会議の日程が変更になる場合も想定しておきましょう。空いている時間、あなたの組織から参加できる人の名前、身分証明書番号、連絡先のリストを準備してください。おそらく、会議の前に、「あなたが提起する予定の事柄の詳細が書かれた、正式な書面による要請書」を提出するよう求められるでしょう。

また、会議で提起する事柄の重要な点をまとめた資料、パワーポイントの簡単なプレゼン資料、手話言語や法的枠組みの重要性に関する資料など、会議に必要と思われる資料を準備しましょう。会議中に「誰が」「どのように」考えを伝えるかについて、事前にチームと調整してください。この準備より、参加者全員が明確で直接的なメッセージを持つことができます。

これらは全て、会議前に準備することが重要です。なぜなら、会議をする相手は通常、会議に15分から30分程度しか時間を割けないからです。

やるべきこと	やってはいけないこと
事前に意思疎通におけるニーズを伝えること（「メールの例」を参照）。	あなたが連絡を取ろうとしている役所が、ろう者の意思疎通のニーズを考慮する方法を知っている、あるいは配慮してくれるだろうと信用すること。
要請に応じて、書面またはその他の手段で面談の要請を送ること。	事前に調整することなく、政府や立法者のオフィスに現れること。
手話言語権に関する明確なメッセージを伝えるため、事前に組織内で、会議に参加する人達と共に調整を行うこと。	事前に会議のための調整をしたり、戦略を準備したりすることなく、会議に参加すること。
アポイントメントの調整には柔軟性を持たせ、相手から求められた場合に備えて、参加する各人の情報を手元に用意しておく。日程に変更がある場合は、相手の提案する変更、外交的な態度で柔軟に対応すること。	会議について特定の日時をしつこく要求すること。予定が急に変更された場合に、それに対して不満やイライラを表すこと。
可能であれば、訪問先の政府高官や立法者の事務所と事前に顔見知りになっておくこと。	会う直前になってから、会う人についての情報を集めること。
パワーポイントのプレゼンテーション、要点をまとめた書面、その他会議に必要と思われる資料を準備する。要請があればコピーを提出でき	手元に資料がなく、何を要求するのか明確な戦略も持たずに、即席で会議に参加すること。

るよう準備しておくこと。また、例えば一般的な統計情報など、今回の会議に関連する質問・追加情報、あるいは関連しない質問・追加情報を求められることも想定しておくこと。	
---	--

会議中

友好的な態度で会議を始めてください。まず、会議で考慮されたアクセシビリティ対策と与えられた機会を考慮し、招待と時間を割いてくれたことに感謝しましょう。そして、共通の立場や共通の利益について会話を進め、この会議におけるあなたの利益・目的を説明し、相手がどのような人であるかを知り、あなたは相手のことを権利擁護活動における潜在的かつ戦略的な仲間であると考えていることを伝えましょう。

手話言語権

に関する情報提供し、手話言語を認知する法的枠組みを持つことがなぜ重要なのかを説明し、機運を高めましょう。本ガイドラインに記載されている関連情報全てを使用することをためらわないでください。明確に、簡潔に、具体的に伝えてください。

会議が進展するにつれ、相手の具体的な行動を促してください。例えば、一緒に法案を作成すること、法案を共同提案すること、手話言語を支持する施策に賛成すること、手話言語を支持しない施策に反対すること、ろうコミュニティのニーズにあった修正案や改革の立法取組に賛成すること、ろうコミュニティのニーズにあわない修正案や改革の立法取組に反対することなどを要請することです。

あなたやあなたのチームが礼儀正しく意思疎通をとり、敬意を持って外交的な態度で議論を行うことが重要です。政府高官や立法者などがあなたの発言に同意しない可能性もありますが、支援を失うような方法で反論することはしないでください。それよりも、事実に基づいた情報や証拠、実際の生活の中でのエピソードを用いて、手話言語の法的枠組みに関する事実や人々のニーズを理解してもらいましょう。

組織の「誰が」「どのような点を」発言するのか、事前によく計画してください。「誰が」発言し、「いつ」「どの人が」「どの点を」指摘するか、明確な計画を立てるべきです。明確にプレゼンテーションを率いる役割を、誰か一人が担う方法が良いでしょう。

手話言語通訳者を利用する場合、あなたが手話言語で話し終えてから通訳者が音声で話し終えるまでには時間的に遅れがあることに留意しましょう。相手方に応答する時間を与えてください。政府関係者に応答する時間を与えずに、あなたの組織の関係者が次々と話をする状態は避けましょう。

会議を終える際に、会議で話し合われた重要な点を述べてください。あなたやあなたの組織の提案についてどう思うか、支援・支持をしてもらえるのかを尋ねてください。

あなたやあなたの組織が、この会議の視覚的な記録を残したいのであれば、会議の写真数枚や短編のビデオを撮影して、あなたの組織内で共有しても良いか、丁寧にお願いしましょう。相手方も、自分の記録として、写真やビデオも欲しがらるでしょう。

個人的な贈り物をしたり、個人的なことや頼まれていないことについて説得したり、見返りを受け取ったりしないでください。交流の間、利害関係がなく、中立性が保たれていることが望ましいです。ただし、全国ろう協会のパンフレットや資料を手渡すこと問題ありません。

やるべきこと	やってはいけないこと
<p>自国の手話言語の認知を実現するという目標について、要約した情報を提出できるように準備しておくこと。</p> <p>組織に関する情報、連絡先や連絡方法が明記された資料やパンフレットを用意すること。</p>	<p>連絡先を告げずに退席すること。</p>
<p>手話言語法に含まれるべき主要な点や、自国の手話言語に関する事実を記載した文書を用意すること。</p>	<p>漠然とした情報とアイデアのみで会議に臨むこと。</p>
<p>会議中、誰が何を発言するか、プレゼンテーションの明確な計画を立てること。</p>	<p>行き当たりばったりに政府高官に話しかけること。お互いの話を遮ること。</p>
<p>面会相手があなたに質問したり意見を述べたりする時間を作ること。</p>	<p>面会相手が返答をする時間を作らずに、あなたの組織の人が次々と話すこと。</p>

会議の後

政府・立法者に、あなたやあなたの組織のために時間を割いてくれたことに対し、お礼の手紙またはEメールを送ります。会議で話し合われたトピックを再度説明し、可能であれば、約束されたことをフォローアップしましょう。同様に、追加情報の提供を約束した場合は、それを送ります。

別日に対話を続けること、あるいは活動や提案についてさらに掘り下げることが合意された場合は、次回の会議の日程についてフォローアップし、必要なものの準備を始めましょう。

目標を実現するために、敬意を持って、友好的に、忍耐強く取り組む準備をしてください。

やるべきこと	やってはいけないこと
<p>会議のメモを要約し、報告用に組織で共有すること。</p>	<p>会議で得た慎重に扱うべき情報、機密情報を開示すること。</p>
<p>立法者・政府関係者等に送るお礼状やEメールの雛形を準備すること。</p>	<p>「正式に承認されていない約束」は控えること。「正式に承認されていない約束」は誤解を招き、組織の信用を危険にさらす可能性がある。</p>
<p>会議中に妥協した点があればフォローアップすること。例えば、さらなる情報提供、リサーチ、より詳細な情報の提出などがあげられる。</p>	<p>たとえ会議中に意見の相違があったとしても、プロらしくない行動や対立的な行動は避けること。</p>

資料

1. WFDの資料

- ろう児の言語権に関するWFDの方針説明書 ([和訳](#))
- インクルーシブ教育に関するWFD方針説明書 ([和訳](#))
- 万人のための手話言語権に関する世界ろう連盟憲章 ([和訳](#))
- 自分の人権について知り自分の人権を実現するためのツールキット ([和訳](#))

2. 手話言語の法制を実現した76の国と制定された年の一覧 (アルファベット順)

		国名	手話言語が認知された年
1		アルバニア	2014
2		アンゴラ	2016
3		アルゼンチン	2023
4		オーストリア	2005
5		バングラデシュ	2013
6		ベラルーシ	2022
7		ベルギー	2003、2006、2019
8		ボリビア	2009
9		ボスニア・ヘルツェゴビナ	2009
10		ブラジル	2002、2005
11		ブルガリア	2021
12		カナダ	2019
13		チリ	2010、2021
14		コロンビア	1996
15		コスタリカ	2020
16		クロアチア	2015
17		キプロス	2006
18		チェコ	1998、2008
19		デンマーク	2014

20			エクアドル	2008
21			エルサルバドル	2014
22			エストニア	2007
23			フィンランド	1995
24			フィジー	2013、2018
25			ドイツ	2002
26			ギリシャ	2017
27			グアテマラ	2020
28			ホンジュラス	2013
29			ハンガリー	2009
30			アイスランド	2011
31			インド	2016
32			インドネシア	2016
33			アイルランド	2017
34			イタリア	2021
35			日本	2011
36			ケニア	2010
37			コソボ	2010、2014
38			ラトビア	1999
39			リトアニア	1995
40			ルクセンブルク	2018
41			マレーシア	2008
42			マルタ	2016
43			マーシャル諸島	2015
44			メキシコ	2005

45			モンゴル	2016
46			ナミビア	2004
47			ネパール	2015、2017
48			オランダ	2020
49			ニュージーランド	2006
50			ニカラグア	2009
51			北マケドニア	2009
52			ノルウェー	2021
53			パナマ	1992
54			パプア・ニューギニア	2015
55			パラグアイ	2020
56			ペルー	2010
57			フィリピン	2018
58			ポーランド	2011
59			ポルトガル	1997
60			韓国	2015
61			ルーマニア	2002
62			ロシア連邦	2012
63			セルビア	2015
64			スロバキア	1995
65			スロベニア	2002、2021
66			南アフリカ	1996
67			スペイン	2007、2010
68			スウェーデン	1981、2006、2009
69			トルコ	2005

70			ウガンダ	1995
71			ウクライナ	2004、2017、2019
72			ウルグアイ	2001
73			英国	2022
74			ベネズエラ	1999
75			ウズベキスタン	2020
76			ジンバブエ	2010

注：このリストは、国連加盟国による国家レベルの法律制定のリストです。国家レベルではない地方による法律制定は掲載していません。第20回WFD評議員会の投票により、WFDの正会員となったコソボとパレスチナ自治区は、この地図に掲載していません（訳注：このリストに「パレスチナ自治区」の記述がなく記載漏れと思われる）。



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

後援

